

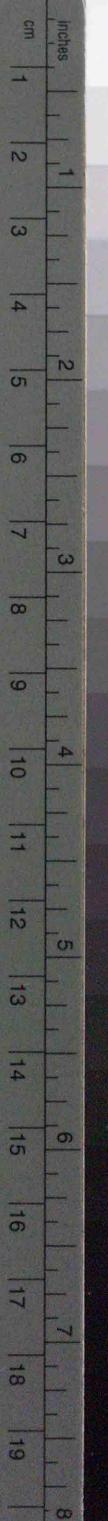
40833

教科書文庫

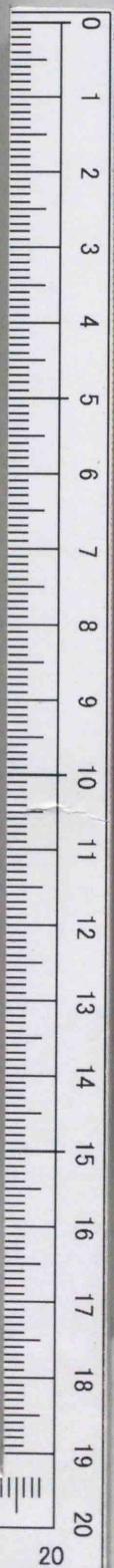
4
370
51-1927
20000 34756

**Kodak Gray Scale****C Y M**

© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19****Kodak Color Control Patches****Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black**

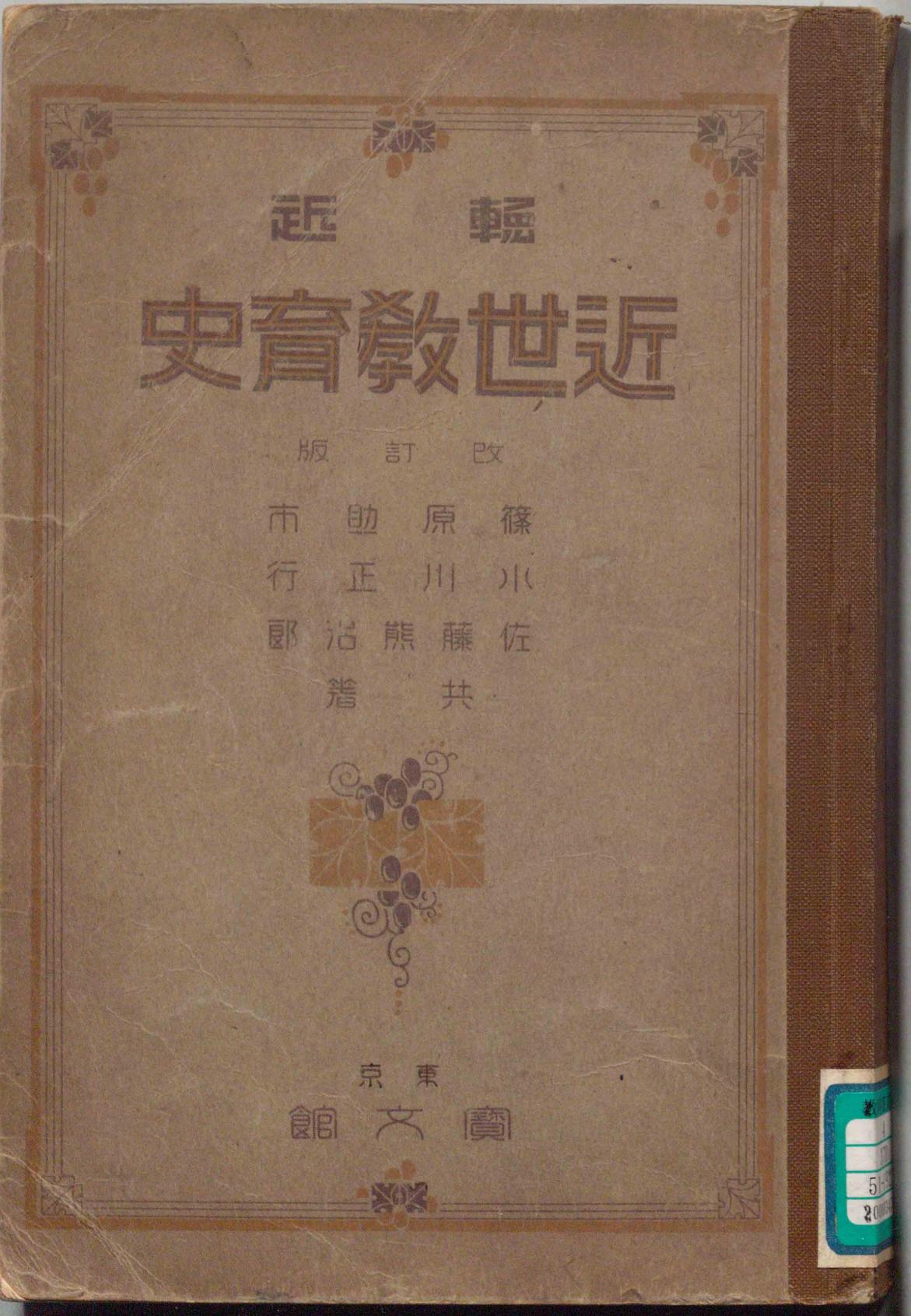
© Kodak, 2007 TM: Kodak

**近世教育史**

版 訂 改  
市 助 原 篠  
行 正 川 水  
郎 治 藤 佐  
義 共

編 著  
金

轉



4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

昭和二年三月八日文部省検定定濟

教科書文庫
4
370
51-1927
2000034756

資料室

375.9

Shi 16

## 近 輓

# 近世教育史

改訂版

篠原助市

水川正行

佐藤熊治郎

共著

広島大学図書

2000034756



京東文館

緒 言

- 一、本書は、曩に師範學校教育科教科書として編纂したもので、明治四十三年初版發行以來、幸に全國各府縣に於て、師範學校教科書又は教員檢定試驗参考用として採用せられ、既にいづれも數版を重ねた。其の間、學說の進歩につれ、時々一部分の訂正を行ひ來つたが、今や戰後教育思潮的一大變遷に伴なはねばならないこと、なつたから、特に今回全部に亘つて改造を加へ、新組織のものとした。
- 一、本書の編纂に當り、著者等は他の教育分科の各教科書との連絡に注意し、相補益して、生徒の理解を容易ならしめ、又、なるべく材料を精選し、重要なものは稍之を詳述して、他は之を略敍し、或は已むを得ず全く之を省略するなど、實際教授上の便宜を考慮した。
- 一、本書は近世教育の發達變遷を述べるのが主目的であるから、古代の教

廣島大學圖書



育は、之を簡敍し、特に近世の教育に大なる影響を及ぼしたものに止めた。

一、歐米の教育に於ては、特に教育思想の發達に注意し、之を中心として敍述を進め、教育制度は比較的に簡単に取扱つた。歐米の教育中、我が國の教育と密接の關係あるものは、主として學說の方面に存するからである。

一般の方針としては、各時代の趨勢を概説した後、分解的敍述に入るか、又は分解的に敍述した後之を約説し、時代時代の特色を明らかならしめる點に於て、多少の工夫を加へた。

外國の地名及び人名の稱へ方及び書き方は、一に文部省外國地名及び人名の稱へ方及び書き方取調委員の復命書に準據することとした。

一、紀元年代については、本邦及び支那のものは皇紀を用ひ、歐米に關するものは西紀に據ることとした。

大正十一年十月

著者識

### 改訂版緒言

今次の改訂に當つては、各時代の趨勢を明らかにすること、現代教育に大なる影響を及ぼせる學者について精説することを二大方針として、新に稿を起し、全部に亘つて大修正を加へ、且口語文に書き改め、敍述を平明ならしむるに、多少の努力を拂つた。

大正十五年十一月

著者識

近輓  
近世教育史(改訂版) 目 次

緒論

第一章 教育史の任務 ..... 一

第二章 近世教育史の組織 ..... 五

本論

第一篇 本邦維新以前の教育

第一章 古代の教育

第一節 本邦教育の淵源と古代の教育 ..... 七

第二節 儒教の傳來 ..... 十

第三節 佛教の傳來 ..... 二〇

第四節 儒佛兩教傳來後に於ける教育の發達 ..... 二七

第二章 奈良朝、平安朝時代の教育	一九
第三章 鎌倉室町時代の教育	三
第四章 德川時代の教育	六
第一節 德川時代教育の概況	六
第二節 支那宋、明思想の影響	七
第三節 德川時代の教育家	九
一 貝原益軒	九
二 武士道の教育家	一四
三 儒學諸派の教育家	一九
山鹿素行 吉田松陰	一九
中江藤樹 伊藤仁齋 萩生徂徠 細井平洲	一九
第四節 神道の振興	二四
第五節 洋學の發達	二五

第六節 幕府の學校	六〇
一 昌平齋	六〇
二 其の他の學校	六〇
第七節 藩學、鄉學及び漢學塾	六一
第八節 寺子屋	六一
第九節 社會教育	六一
一 心學	六一
二 報德數	六一
第十節 女子の教育	六一
第十一節 德川時代に於ける教育法約説	七一
第二篇 歐米の教育	七一
第一章 希臘の教育	七一
第一節 希臘教育の特質	七一
二 スバルタ	七一
三 アテネ	七一

- 第二節 希臘の教育家 ..... 公  
 一 ソクラテス .....  
 二 プラトン .....  
 三 アリストテレス .....

- 第二章 羅馬の教育 ..... 共  
 第三章 基督教と教育 ..... 100  
 第四章 中世の教育 ..... 103  
 一 第一期の教育 ..... 104  
 二 第二期の教育 ..... 106

- 第五章 第十五、十六世紀の教育 ..... 108  
 第一節 文藝復興と人文主義 ..... 109  
 第二節 宗教改革と新教の教育 ..... 113  
 第六章 第十七世紀の教育 ..... 116  
 第一節 第十六世紀以後に於ける教育の發達 ..... 116

- 第二節 第十七世紀の教育家 ..... 二九  
 一 新教育の首唱者 ..... 二九  
 二 コメニウス ..... 二九  
 三 ロック ..... 三三  
 第三節 舊教徒の教育 ..... 三五  
 一 エスキタ派 ..... 三五  
 二 ヤンセン派 ..... 三五  
 第四節 敬虔派——フランケ ..... 三七  
 第五節 女子の教育——フェネロン ..... 三四  
 第六節 初等教育の發達 ..... 三四  
 第七章 第十八世紀の教育 ..... 一九  
 第一節 啓蒙思潮と教育 ..... 一九  
 第二節 啓蒙時代の教育家 ..... 一九  
 一 ルソー ..... 一九

二 汎愛派——バゼドウ ..... 一九  
三 カント ..... 一九

第三節 普通教育及び特殊教育の發達 ..... 一九  
第四節 啓蒙思潮への反動——新人文主義 ..... 一七

第八章 第十九世紀の教育 ..... 一五  
第一節 第十九世紀に於ける主要なる傾向 ..... 一五  
第二節 第十九世紀の教育家 ..... 一七

一 ベスター ..... 一七  
二 フイヒテ ..... 一七  
三 フレーベル ..... 一七  
四 ヘルバート ..... 一七  
五 シュライエルマツヘル ..... 一八  
六 スベンサー ..... 一八

第三節 英國公衆學校とアーノルド ..... 二四  
第四節 第十九世紀教育の約説 ..... 二三  
第一節 反動的教育思潮 ..... 二六  
第二節 教育學說の發展 ..... 二七  
一 經驗主義の教育學 ..... 二七  
二 社會的教育學 ..... 二七  
三 文化的教育學 ..... 二七  
四 精神的教育學 ..... 二七

第九章 教育最近の發達 ..... 二六  
第一節 反動的教育思潮 ..... 二七  
第二節 教育學說の發展 ..... 二七  
一 經驗主義の教育學 ..... 二七  
二 社會的教育學 ..... 二七  
三 文化的教育學 ..... 二七  
四 精神的教育學 ..... 二七

第十章 歐米の學制 ..... 二七

第一節 獨逸 ..... 二九  
第二節 佛蘭西 ..... 二九  
第三節 英吉利 ..... 二九  
第四節 米國 ..... 二九

### 第三篇 本邦維新以後の教育

第一章 明治初年の教育	二三九
第二章 學制時代の教育	二四一
第三章 教育令時代の教育	二四七
第四章 學校令時代の教育	二五四
第一節 學校令の發布	二五四
教育勅語の下賜	二五六
第五章 明治の教育家——福澤諭吉	二五九
第六章 國民の自覺と教育の勃興	二六一
第七章 大正の教育	二六三
第八章 我國教育の特色と 維新以後の教育	二五三

### 附 錄

明治五年以後に於ける小學校教科目の變遷

- 一 教育史年表
- 二 教育史附圖
- 三

廣島大學圖書之印

輓近世教育史(改訂版)

緒論

第一章 教育史の任務

教育史の任務

教育史は、教育の理論及び實際の變遷を敍述するをもつて其の任務とする。現時の教育は過去數千年の間、あらゆる人文現象と互に交渉しつゝ、次第に進歩發達した結果であるから、現今教育の狀況を十分に理解しようとするには、先づ遡つて其の變遷發達の徑路を明らかにせねばならぬ。教育史の研究によつて我々は始めて現時の教育學說及び實際の由つて來る所を知り、教育の眞義に觸れる事が出來る。教育史に於て攻究すべき項目は、大凡左の

如く區分せられる。

### 一、教育實際の變遷 實際上の變遷は左の二項に分かれる。

(イ) 教育制度 卽ち教育法令、教育行政機關及び學校設備の變遷。

(ロ) 實際の教育法 卽ち教育の目的、教授の材料、方法、訓練等の實際に於ける變遷。

教育の實際は、其の國、其の時代の社會狀態及び學術、技藝などを密接なる關係を保つて發達したものであるから、これら相互の關係を究め、兼ねて教育理論の發達との關係を明らかにせねばならぬ。

二、教育理論の變遷 古來有名な學者、教育家により、教育に関する種々の學說が唱へられたが、これらの學說は、縱には其の前時代の學說に關聯し、横には其の時代の學術、思潮に影響せられてゐるから、教育史の研究に於ては、常に是等の有機的關係を考慮し、且

教育の實際に及ぼした影響をも併せ考へねばならぬ。

三、教育家の活動 古來幾多の大教育家は己を忘れて、教育の改善發達のために盡くした。教育史は是等の人々の人物及び事業を審かにし、教育事業の眞の根柢は教育者其の人に存することを明らかにする。

教育史の研究は、教育者にとつて如何なる意義を有するか、左に其の要項を擧げる。

一、現時の教育の由來を知る 今日諸種の科學に於て、歴史的研究法が盛に行はれてゐるが、教育の如きは、之を科學として研究する上にも、又現時の教育を知悉する上にも、其の必要殊に大なるものである。現今教育の理論及び實際は、教育學、小學校管理法等で教へるけれども、教育の眞の意義を根本的に理解する爲には、是非、教育史を學ばねばならぬ。

二、教育上の識見を養ふ 教育史の研究によつて、特殊の時代及び社會に於ける教育法の成敗の跡を明らかにし、又多くの教育學說について其の適否を論評する識見を養ひ得るから、教育の實際に當り、能く前人の成果を收め、其の覆轍を避け、又妄りに新說に迷はず、穩健中正の判断を下すことを得るのみならず、更に進んでは、國家の情勢に鑒み、將來を慮り、教育改善の新方法を立つることも可能ならしめる。

三、教育者的人格を修養する助となる 教育史は、古來の偉大な教育者の事蹟について述べるから、教育者は是等の人々の鞏固な信念、高潔な心情、不屈不撓の大精神に觸れて感奮し、人格修養の資となること亦甚だ大である。また、是等の偉大な事業が、永く歴史を貫ぬき、國家の隆盛、人類文化の發達に貢獻する所あるを覺るときは、教育事業の尊嚴を感じ、自ら教育に對する希望を加へ、強き信念を得るに至るであらう。

## 第二章 近世教育史の組織

廣く内外古今に亘り、詳細に教育の變遷を説くことは、本書の能くする所でないから、本書は我が國の教育者にとつて特に密接の關係を有する本邦現時の教育の由來を明らかにするを以て其の眼目とする。従つて、現時の教育に直接の連絡を有する近世を重んじ、且我が國現時の教育に對して著しい影響を與へた諸外國の教育を窺ふこととする。是れ本書を近世教育史と名づけた所以である。

近世に重きを置く教育史は、之を維新以前の教育と、維新以後の教育とに分け、前者を略敍し後者を詳述するのが適當である。而して我が國維新以後の教育は、本邦國有の精神を以て儒教、佛教及

び歐米の思想を同化した渾然たる體系であるから、之が由來を明らかにせんには、先づ本邦國有の思想に儒教及び佛教の影響を加へた維新以前の教育を述べ、次ぎに維新以後我が國に移入せられた歐米の教育思想を究め、最後に是等諸源流が、如何に融合して維新以後の教育を形成してゐるかを見なければならぬ。因つて本書は、之を分つて第一篇本邦維新以前の教育、第二篇歐米の教育、第三篇本邦維新以後の教育とする。歐米の教育は、一の傍系に過ぎないが、本邦現時の教育と特に深い交渉を有してゐるから、別に篇を設けて稍詳密に論述することとした。

## 本論

### 第一篇 本邦維新以前の教育

#### 第一章 古代の教育

##### 第一節 本邦教育の淵源と古代の教育

凡そ國民教育の理想は、其の國特有の國體、國民性を基礎とした歴史の所産である。我が國體は建國と同時に既に定まり、國民性の特色早く顯れて、本邦教育の淵源を成してゐる。

**天照大神の神勅** 天照大神、皇孫瓊瓊杵尊にこの國を治めしめんとし給へる時、

「葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當與天壤無窮者矣。」

## 我が國民性

と勅し給ふ。この宏遠なる神勅を奉じ、萬世一系の皇統を擁護し奉り、萬邦無比の國體を益々鞏固にし、之を中心として國運の發展を圖るは、我が國民教育の大理想である。

## 國民性

建國以來三千年、世運幾度か變遷したが、神勅炳炳として日星の如く、又能く外來の文物を攝取同化して、建國の大精神を向上發展せしむることを得たのは、固より皇室の御稟威による所であるが、一には又我が特異な國民性に基づくのである。多くの特質ある中、特に主要なるは敬神崇祖、忠孝、武勇の三である。

(一)敬神崇祖 敬神が立國の要義なることは、神鏡奉齋の神勅によりても明らかである。古代は祭政一致、神に仕ふるは、やがて政治の主要部であつた。神に仕ふるに太占、祓、禊、祈禱等があり、萬事神祇に憑り、疑はしきは皆神教を仰いだ。特に族制を重んじ、祖先の靈を崇拜し、家々氏神を祭つて報本反始の誠を效した。

敬神崇祖  
神鏡奉齋の神勅  
「此之鏡者專爲我御魂而如拜。吾前伊都岐奉。」

## 忠孝

(二)忠孝 我が國民道德の眼目たる忠孝兩道も亦崇祖の念に胚胎したものである。即ち我が民族の大宗家にして且國家の統治者たる皇室に奉仕するは忠にして孝を兼ね、祖先忠誠の遺志を繼承するは孝にして忠を兼ねる。忠孝兩道名は二にして其の義は一である。我が國民、古來この兩道を勵み世々の美を濟し、國體の精華を開いたのは、我が國特有の美風といはねばならぬ。

(三)武勇 我が國が武を以て國を開いたことは、歴史に明らかなる事實であるが、上古は兵農一致、國民皆兵の制であるから、上下一般に武藝を練り、狩獵を好み、歌舞によつて勇壯の氣風を養ひ、君國の大事をに臨んでは死をも恐れずして進み戦つた。

以上の三大特質の外、正直潔白を尙んだこと、名譽を重んじたこと、快活淡泊で現在を樂んだこと、溫順優美で風雅を愛したこと、實際的活動を重んじたこと、包容同化の力に富んだこと等は、何れも

## 武勇

古代の教育

我が國民の特質で、我が國文化の基調をなすものである。

**古代の教育** 古代には文字なく、又學校の如き特別な教育的施設は無かつたが、自然的に行はれた實際の教育は固より存在した。教育の内容としては、敬神、忠孝其の他の國民的特質の訓育や、武藝、農耕、狩獵及び各部族の家職に關する技能の教育、和歌、音樂による美育等を擧ぐることが出来る。そして是等の教育は、一定の規則の下に行はれたものではなく、日々の實際生活の間に、機に應じて、父母又は社會より、或は手づから、或は口づから傳承修得せしめた。

## 第二節 儒教の傳來

儒教の傳來

儒教の傳來 應神天皇十五年(五年)百濟の王子阿直岐來朝し、翌年更に博士王仁來朝して論語十卷、千字文一卷を上つた。皇子

稚郎子は此の二人に就いて學ばせられた。これ實に儒教傳來の始である。

孔子

一一八二〇年

孔子

孔子の學說



儒教は孔子によつて大成せられた。孔子は支那戰國時代に生まれ、生知安行の資を具へ、釋迦と並び稱せられる大聖人である。其の人物思想は論語を通して想見することが出来る。

堯舜以來早く支那に發達した思想を集め、更に之を祖述して一つの教義に組織せるもの、是れ即ち孔子の儒教で、政治、道德の要道を説いたものである。

仁

通徹した慈愛の徳、己の欲せざる所を人に施さず、己達せんと欲して人を達する忠恕の徳、利己の念を抑へて徳を行ふ克己禮讓の徳、王者が民を安んずる救濟の徳、凡そ是等の諸徳を綜括し包容せる最上至高の理念である。

子貢問曰。有<sup>一</sup>言而可以終身行<sup>之</sup>者乎。子曰。其恕乎。己所不欲勿施於人。(靈公第十五)

曾子曰。夫子之道。忠恕而已矣。(里仁第四)

子曰。如有<sup>三</sup>王者必世而後仁。(子第十三) 曾子曰。君子莫大於忠信。小人莫大於無恥。夫仁者己欲立而立人。己欲達而達人。(雍也第六)

顏淵問仁。子曰。克己復禮爲仁。(顏淵第十二)

孔子は又修徳の實踐的規準として禮を尊んだ。道を内面より見て、精神の操守となすとき、之を仁と言ひ、外面より見て、則るべき社會的規準となすとき、之を禮となし、二者相合して儒教の中心思想を形成する。

子曰。能以禮讓爲國乎。何有。不能以禮讓爲國。如禮何。(里仁第四)

## 禮

### 孔子の性格

子曰。君子博學於文。約之以禮。亦可以弗畔矣乎。(雍也第六)

孔子は門人子貢が溫良恭儉讓と稱へた如く、仁恕果斷にして自信の念強く、威儀禮容盡く具はり、仰ぐ可くして犯すべからず、眞に百世の師たるべき、圓滿高潔な大人格者であつた。

### 教育法

孔子の教育は、自己の全人格を範として、弟子を切磋せしめた人格教育である。其の學んで厭かず、循々として誨へて倦まず、困厄の間に在つても慇懃弟子を導き、弟子を見ること我が兒の如くであつたことは教育者的好模範である。六藝及び文行忠信は其の教科であるが決して畫一を強ひず、弟子の資質の長短、識見の廣狹に應じて啓發宜しきを得た個性尊重の教育である。「不憤不<sup>不</sup>悱不<sup>不</sup>發」、「隅不以<sup>不</sup>三隅反」、「則不<sup>不</sup>復也」、「學而不思則罔」と述べて奮勵努力を奨めたのは、自發活動を重んじた啓發的教育法である。又「性相近也、習相遠也」と說いて教育の力の偉大なるを認めたが、唯上智

與下愚不移。」とて教育の力に制限を加へた。

子貢曰。夫子溫良恭儉讓以得之。(學而第一)

顏淵喟然歎曰。仰之彌高。鑽之彌堅。瞻之在前。忽焉在後。夫子循循然善誘人。(第九空)

子曰。不憤不啓。不悱不發。舉一隅不以三隅反。則不復也。(述而第七)

子曰。性相近也。習相遠也。(陽貨第十七)

子曰。唯上知與下愚不移。(同)

### 儒教の傳統

孔子の後、子思、孟子、荀子等出でて儒教の正統を繼いだ。子思は中庸を重んじ、誠を天の道、人の道なりと説いて、儒教に哲學的基礎を與へた。孟子は仁と共に義を説き、更に性善説及び養氣の説を唱へ、荀子は性惡説をなし、禮讓により人性を矯むべきであるとし、禮を以て學問の眼目とした。

### 儒教の影響

儒教の説く忠孝仁恕の道を始め、其の現實的な點など、我が道德思想と合致する所多く、我が國固有の精神は茲に學理的説明を得て、其の意義を益明らかにし、永く我が國民思想、教育思想を支配した。但かの放伐禪讓などの革命的傾向が何等の反響をも起さなかつたことを思へば、我が國民的信仰が如何に強固であつたかを想見することができる。

### 第三節 佛教の傳來

**佛教の傳來** 印度に起り、中央亞細亞を経て、支那に傳はつた佛教は、更に朝鮮を経て我が國に傳來した。即ち欽明天皇の十三年(一二二年)百濟の聖明王釋迦佛像及び經論を上り、且其の功德を上奏した。これ我が國、佛教の起原である。

佛教の教祖釋迦は、紀元九十八年頃印度に生まれた。世の無常を観じて出家し、多年苦行の後、三十五歳で、天地人生の眞相を悟り、爾來各地に法を説くこと四十五年、人格圓滿、教理立妙にして萬人の父、衆生の救主と仰がれた。

現世に於ける一切の現象は無常であつて、泡沫夢幻の如く、はないものである。眞理に暗き凡夫は我執を起し、はかなき萬象に愛着するところから諸の苦患を生ずる。人生の實相は皆である。故に常に正道を修めて怠らず、無常の理を悟り、我執を去り、一切の煩惱を離脱すれば、何人もその佛性を發揮して涅槃(精神の絶對的平和)の妙境に入り、來世の幸福を得ると説くのが、佛教の根本思想で、四諦(苦集滅道)を以て根本義となし、三學(戒、定、慧)を以て解脱に達する方法と定め、其の特徴は厭世的、來世的で且平等主義である。

**佛教の影響** 佛教の所説は、我が國體及び國民性に適合しない點が多かつたから、傳來の當時、神儒兩道の激烈な紛争を惹き起したが、漸次同化せられ、やがては神儒兩道と相並んで廣く行はるに至つた。其の影響の主なる點は、(一)佛教は人間の平等を説き、且王法以外、佛法ある事を唱へたから、我が尊皇心に著しき變化を

與へた。(二)淺薄單純な我が思想界を深遠豊富ならしめた。(三)戒律等によつて道義の實踐を助けた。(四)殺生を禁じ、慈悲を教へたから殺伐の風を和げたが、其の餘弊として優柔懦弱の風に傾かせた。(五)厭世的、未來的な教は、我が樂天的、現世的で、生々活動を尊ぶ風を著しく變化した。(六)僧侶の布教は社會福利の開發、文化の普及に大なる貢獻をなした。(七)佛教美術の移入によつて、我が工藝美術の發達を促したこと等である。

#### 第四節 儒佛兩教傳來後に於ける教育の發達

佛教の傳來と共に皇子稚郎子王仁に就いて學ばれたのは一種の宮廷學校で、師に就いて學ぶことの始である。  
履仲の朝には、既に諸國に國史の職を置いて各地の事蹟を記せしめられた。

法隆寺學問所

古の朝に聖徳太子始めて儒佛兩教の精神を採つて憲法を制定し、次いで國史を撰し給ふた。又留學生を派遣して直接に支那の文化を吸收する道を開かれた。この頃、又法隆寺學問所を設け、僧侶を構内に寄寓させ、學資を支給して勉學せしめられたが、これ我が國に於ける學校の始である。

孝德の朝には國博士を置いて文事を掌らせた。これが學官の始である。

天智の朝には、大學を設け、百濟人鬼室集斯ムルノシタツクニを學職頭サヨウとなされた。これ俗人の爲に設けられた學校の始である。

天武の朝には、更に國學の制を定めて學事を獎勵せられ、教育事業漸く盛なるに至つた。

教育の概況

## 第二章 奈良朝、平安朝時代の教育

北鳥内

教育の目的及び學風 前代に於て支那と直接交通の途開けて以來、遣唐使、留學生及び僧侶の支那に往來する者多く、盛んに、彼地の文華を移し支那崇拜の風、上下に瀰漫した。教育制度も亦唐制に模して能く整つたが、當代の教育の目的は、主として官吏養成であつたから、教育の恩澤に浴し得るは唯上流の子弟に止まり、社會の下層には及ばなかつた。従つて其の教育法も出仕に必要な教科を授くるに過ぎなかつた。中にも、六朝唐初の詩文を中心とする文藝は一般に最も重んずる所であつて、唐代名匠の詩文を記誦することをこれつとめ、漢文を綴り詩賦に巧みなるを以て學者の理想とした。

大寶令

大寶令 文武天皇大寶元年(三三六年) 大寶令を發布し、其の中に

學制をも定められた。是れ我が國教育令の嚆矢であるばかりでなく世界に於ても最も古い教育令の一である。

## 學制

**大寶令の學制** 大寶令では大學と國學との二種の學校を置く。大學は京師に設け、五位以上の子孫及び八位以上の請願者、東西史部の子弟を入れ、明經、紀傳、明法、算書の五道を教へ、國學は各國に一ヶ所之を置き、郡司の子弟を入れ、學科は大學に準じたが、其の程度は低かつた。共に官吏の養成を以て其の目的とした。其の他醫學、天文、曆法、音樂等を教へる爲に、典藥寮、陰陽寮、雅樂寮をも設けた。

大寶令の學制は唐制を模したもので、學校の組織、職員より教科書試験法に至るまで凡て之に則つた。

## 私學

大學、國學等の盛なるにつれ、私學も亦勃興した。弘文院、勸學院、文章院、綜藝種智院、學館院、淳和院及び獎學院は七大私學と

私學  
弘文院  
(和氣廣世)  
私學の創立者

勸學院  
(藤原冬嗣)  
學館院  
(橘氏公)  
淳和院  
(恒貞親王)  
獎學院  
(在原行平)  
文章院  
(菅原清公)

稱せられ、中にも、勸學院最も榮えた。是等の私學は、多くは創立者の一門の子弟を教育する爲に設けられたものであるが、唯綜藝種智院は、淳和天皇の天長五年（一四八一年）僧空海の創立した所で、僧俗貴賤を問はず廣く入學させ、佛教と世俗の學とを兼ね授けた。實に我が國庶民教育の始とも見るべきである。私學の外、公開圖書館も起り、石上宅嗣の芸亭は其の嚆矢である。

## 文學の發達

文學の發達は平安朝に至つて頂點に達したが、之は當時の浮華遊惰の風と互に因果關係をなすものである。始めは漢文學のみ盛んで、吉備眞備、菅原道眞、三善清行、僧空海、最澄等の學者輩出したが、假名の創作あつて以來、國文學も亦隆盛に赴き、紫式部、清少納言等の女流文學者、紀貫之等の歌人が續々あらはれた。是等の學者の中、菅原道眞は久しく侍讀の任を拜した外、上流子弟の教養を掌り、又自家の文庫、紅梅殿を公開して圖書館教育を

## 文學

## 家學

創め、其の識見の高邁なる實に當代第一の教育家と稱すべきである。

**教育の衰頽と家學の興起** 大學の教育は一時盛大であつたが、嵯峨の朝弘仁年間以後、私學の勃興と共に次第に其の勢力を失ひ、降つて藤原氏の專權時代に至つては、紀綱弛み人心頽廢して、凡ての教育事業衰へ、之に代つて家學が興るに至つた。家學とは大學諸道の學を以て一家を成し、之を子孫に傳ふるもので、中にも明經道の清原家、明法道の中原家、紀傳道の菅原大江兩家、算道の三善家等最も顯れ、私立専門學校の觀を呈するに至つた。高倉天皇の治承元年、京都の大火灾で、大學、私學共に焼け失せて後は、家學のみ獨り教育の事に與つた。

## 第三章 鎌倉室町時代の教育

## 學問の衰頽

五山  
京都相萬壽仁、  
鎌倉建長、國壽、  
淨妙福、天龍福、  
圓覺、淨智福

**教育の概況** 前時代の末に、學問、教育漸く衰へたが、當代に入つては一層の衰頽を來した。即ち政權幕府に歸してより朝廷は學問を保護する力だになく、中原、大江、三善の諸家皆京都を去つて幕府に仕へたので、是等の家學も次第に衰へた。降つて室町時代に至つては、戦亂相次ぎ、文事を顧みる遑もなかつた。唯京都及び鎌倉の五山の僧侶が、戦亂の外に立つて僅に文教の命脈を維持した。然るに他方には時代の要求から武士道が起つた。之を大局から觀れば社會的勢力が優柔懦弱の縉紳から質朴勇健の武人に移つた爲に、言語文字の技巧を娯しむ才藝教育が衰へて、精神的且實際的な意志教育に轉向したものと云ふべきである。

**武士道の起源** 武士道は我が國武士の間に發達した一種の道德であるが、淵源頗る遠く、未だ武士階級の起らなかつた以前に、其の精神は既に在存したのである。即ち古來勇敢で忠誠な國民

## 武士道の精神

性は是れやがて武士道の精神であつて、物部氏、大伴氏等の武臣が、専ら忠節を勵み、名譽を尊び、武勇を重んじたのは、此の精神を著しく發揮したものに外ならぬ。其の後王朝時代に於て、一時文を尙んで武を軽んじたが、時勢推移して武家興り、武士道も略ぼ體系を成すに至つた。

## 武士道の精神

賴朝は、平家が奢侈に流れ、文弱に陥つて、直に滅亡を招きたるに鑑み、簡易、質樸、堅實等の美風を鼓吹し、常に士卒を戒むる箇條として、(一)武術を習練すべきこと、(二)龜忽尾籠の所行あるまじきこと、(三)卑怯未練の所行あるまじきこと、(四)質素儉約を主とすべきこと、(五)主従互に恩義を重んすべきこと、(六)然諾を重んすべきこと、(七)死生相結託すべきこと等を示し、自ら實行して麾下を指導奨励し、鎌倉武士の氣質を鍛錬した。其の後北條氏また之を紹ぎ、泰時、時頼、時宗等何れも武士道の振興に力を注いだ。加之

當時武士の間に流行した禪學は所謂不立文字の宗で、煩瑣な經典、教説によらず、座禪觀法によつて直ちに自己本來の面目に透徹し、生死の關門を超脱する教義であつたから、當時の武士の境遇と氣質とに適合して、武士道の發達に大なる貢獻をなした。

武藝は武士の本領で、士道の實行も、主として之によるのであるから、常に其の練磨を怠らず、大に劍術、弓術、馬術、水練等を奨励し、其の道の達人といはるゝ人も多く出た。斯くて當時の武士教育は尙武の一方に偏し、文事は多く顧みられなかつた。

## 僧侶の教化事業

僧侶の教化事業　當代の僧侶が、各方面の教化に盡くした功績は特筆すべき者がある。(一)五山の僧徒の禪風は能く武士を感化して、深く其の歸依を得、中には爲政者の顧問の地位を占むるものあつた。(二)戰亂を外に靜に學窓に在つて文教を維持したのみではなく、盛に宋元の地に往來して彼の文化を傳へた。(三)山内に學舎

## 武藝

を開いて士庶の教育に當り、所謂寺子屋の始をなした。(四)各宗の僧徒が各地に巡錫して布教した外、或は講筵を開き、或は著述によつて、一般民衆を教化した。

### 寺子屋

**寺子屋** 寺子屋の就學は、十歳頃に始まり十五歳頃に終る。別に卒業といふことなく、概ね見計らひで退學した。課業は主に手習であつたが、之に結合して修身、讀書、作文及び諸種の實用上の知識をも授けた。徳川家康、織田信長、太田道灌、林羅山等は皆此の寺子屋に學んだ者である。寺子屋は實に我が國普通教育の起源とも稱すべく、次代に及んでは全國に普及するに至つた。

### 學校教育

寺院以外の教育機關としては、僅に金澤文庫と足利學校とを數へる。金澤文庫は武藏國金澤稱名寺内にあり、北條實時の創立したもので、廣く和漢の書籍を蒐め、主に北條氏の子弟の學問所であつたが、北條氏滅亡後早く衰頽した。

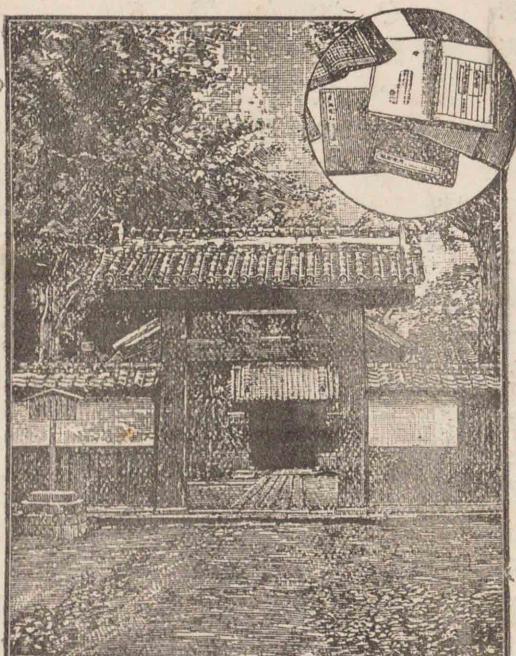
### 足利學校

### 學校教育

### 金澤文庫

### 足利學校

足利學校と同  
校現存の古書



は下野國足利町に在り、或は小野篁の創立といひ、或は國學の跡であると言ひ、或は足利義兼が一族の學問所として起したものであるとも言ひ、起原は明らかでない。其の後、上杉憲實之を再興し、僧快元を聘して庠主とし、四方の學徒を集め、教育した。戰國時代に於ても衰へず、第七世の庠主九華の如きは學校にあること前後三十年、弟子三千人に達したといふ。徳川時代に入つても、幕府の厚い保護を受け、明治五年廢藩置縣の際まで存續した。

## 第四章 德川時代の教育

### 第一節 德川時代教育の概説

獎徳川將軍の學問

織豊二氏の後を承けて撥亂反正の功を遂げた家康は、馬上で天下を取つたけれども、馬上では治められぬ。『應仁此の方、君臣、父子相争ひ天下の争亂一日も止まなかつたのは、全く學問廢れ、人倫の道を辨へなかつた爲であるから、書籍を刊行し、學問を奨励することは、仁政の一端である。』と云つて大に文事を奨励し、文教復興の機運を開いた。

家康は(一)禁中並に公家、武家の法度を定め、禁中法度には、天子の御藝能中學問を第一とすと云ひ、公家法度には、家々の學問を油斷無く勵むべしと云ひ、武家法度には、文武を兼備すべしと云つて大に學事を奨励し、(二)孔子家語を始として諸種の書類を刊行し、(三)律

家康

令國史等の各地に埋れるを求めて謄寫し、(四)藤原惺窩、林羅山等を挙げ書を講ぜしめたが、中にも羅山は四代に歴事して幕府の文事を掌つた、(五)伏見に圓光寺といふ學校を起し、足利學校九代の庠主三要を聘して校主となし、僧俗を問はず入學せしめた。

其の後歴代の將軍皆家康の遺志を紹ぎ、文事を奨励したが、五代將軍綱吉は最も學問に熱心で、自ら書を講じて大名及び旗本に聽かせ、又昌平齋を擴張して幕府の學校とする等、盛に講學を奨励したから、諸藩も亦競うて學者を聘し學校を起した。中にも特に文教に功績あるは池田光政、保科正之、上杉鷹山等である。他方、民間にも亦碩學輩出して、朱子學以外種々の學説を創唱するなど、文運一時に隆盛に赴いた。

八代將軍吉宗は普通教育に意を用ひ、室鳩巣をして六諭衍義などの兒童教科書を編せしめて之を頒ち、又洋書の禁を解いて實學

綱吉

吉宗

家齊

を奨励し、明治文化の端を開いた。

十一代將軍家齊の時、松平定信幕政に與るに及んで、大に心を學政に用ひ、昌平饗の組織を改め、且異學の禁(寛政二年)を布き一に朱子學を宗として紛々たる異説を抑へようとしたが、當時自由討究の精神盛であつたため、異説相次いで現れ、文教の多様な發展をなした。

徳川の末世鎮國の夢破れ、廣く諸外國と通商するに及んでは、海外の思想澎湃として入り來り、幕府倒壊の後、直に跡を明治の文化と教化とに接するに至つた。

**學派及び學者** 當代に於ける教育の内容たるべき學說思想は頗る多種であるが、其の中主なる學派及び學者を左に擧げよう。

### 一、儒教

#### (一)朱子學派

諸學派と學者

藤原惺窩、林羅山、松永尺五、木下順庵、貝原益軒、室鳩巢、新井白石、中村惕齋、柴野栗山、尾藤二洲等。

#### (二)陽明學派

中江藤樹、熊澤蕃山、三輪執齋、中根東里、佐藤一齋、大鹽中齋、佐久間象山、横井小楠、西郷南洲等。

#### (三)古學派(朱子、陸、王の説を排して、直に孔孟の眞精神に接しようとするもの)

山鹿素行、伊藤仁齋、伊藤東涯、荻生徂徠、太宰春臺等。

#### (四)折衷學派(前三派の何れにも偏せず、是等を統一して、中正の道を求めようとするもの)

片山兼山、井上金峨、太田錦城、細井平洲等。

#### 二、神道(我が國體を明らかにし、尊王愛國の精神を發揚しようとするもの)

#### (一)關齋學派(朱子學を以て神道を説明したもので、之を垂加神道といふ)

山崎闇齋、淺見絅齋、佐藤直方、三宅尙齋、山縣大貳、竹内式部、賴三樹等。

#### (二)古典派(古學を研究して、儒佛に影響せられぬ古道を發揮せんとするもので、之を純神道といふ)

僧契冲、荷田春滿、賀茂真淵、本居宣長、平田篤胤等。

(二)水戸學派(修史事業を中心とし、神道をたすくるに朱子學を以てし、敬神愛國の念を鼓吹したもの)

徳川光圀、徳川齊昭、藤田東湖、會澤正志、齋等、

三、武士道(武士道の學說を集成し、國家的思想を鼓吹したもの)

山鹿素行、吉田松陰等、

四、心學派(神儒佛三教の長所を探り、平易に實踐道德を説いたもの)

石田梅巖、手島堵菴、中澤道二、柴田鳩翁等、

五、報徳教(至誠を以て身を修め、天地君父の恩に報ゆべしと説くもの)

二宮尊徳

## 六、洋學

新井白石、青木昆陽、前野良澤、桂川甫周、杉田立白、大槻立澤等、

教育の機關 學校其の他の教育所の主なものを左に舉げる。

一、幕府直轄の學校(主要なもの)

(一)昌平齋(儒學、特に朱子學を教へた)

(二)水戸學派(國學を教へた)

(三)開成所(外國語の翻譯を掌り、且西洋の學術を教へた)

(四)醫學所

二、藩學(凡て三百有餘あつた。中、特に著名なものを擧げる)

名古屋の明倫堂 水戸の弘道館 和歌山の學習館

金澤の明倫堂 佐賀の弘道館 仙臺の養賢堂

萩の明倫館 熊本の時習館 米澤の興讓館

福岡の修猷館 岡山の花島教場 會津の日新館

鹿兒島の造士館

## 三、民間の教育所

(一)郷學(藩學と寺子屋の中間に立つもの、左の二者は特に著名である)

肥前の多久學校、備前の閑谷學校

(二)漢學塾(儒者の私塾、内特に著名なもの)

菅茶山の廉塾(福山) 伊藤氏の堀川學校(京都) 中井斉庵の懷德書院(大阪)

廣瀬淡窓の咸宜園(豊後) 吉田松陰の松下村塾(長門) 松永尺五の講習堂(京都)

(三)寺子屋

## 教育の特徴

**教育の特徴** 當代の教育は、儒學を宗としたから、(一)寺院の勢力衰へ、僧侶は僅に社會教化に其の餘喘を保ち、一般に、儒者が僧侶に代つて文教の全權を握るに至つた。是れ教育主體の變化である。(二)次ぎに教育の内容は、内外古今の思想を容れ、極めて多様ではあつたが、何れも政治的、道徳的色彩が濃厚であつた。是れ儒學の本質上當然の事である。(三)次ぎに是等の思想は、王朝以降の外來文明が當代に至つて全く消化せられた結果で、何れも我が國民的根本精神の發揚を資け、遂に維新の大業を釀成するに至つた。

四更に教育機關及び普及の範圍から見れば、王朝時代には貴族の專有であり、鎌倉、室町時代には僧侶の手にあつた學術は、當代に於ては、學校教育並に社會教育機關の整備につれ、全國に普及し、四民均しく文化の恩澤に浴し得るに至つた。

## 第二節 支那宋、明思想の影響

支那は秦の時、焚書坑儒の厄に遇つて、文教大に衰へ、漢唐に至つては、徒に訓詁を事とするに過ぎなかつたが、宋代に至り佛教の幽立な思想を汲んで、獨特な儒教哲學を組織し、其の見地から孔孟の教を解釋しようとする學派が起つた。周濂溪先づ之を唱へ、程明道、程伊川の兄弟之を祖述し、朱子に至つて之を大成した。所謂朱子學である。理學、宋學、程朱の學などゝも呼ぶことがある。

**朱子の學說** 凡そ宇宙間には理と氣との二元あり、相合して萬物を構成する。理は萬物を通じて同一であるが、氣には精粗の

朱熹

一七九〇年  
一八六〇年

朱子の學說

別がある。事物の差は凡て氣の精粗に基づくものであつて、譬へば同一の水も赤器に盛れば赤く、青器に盛れば青く見ゆると同じである。人の性も亦理氣の二元から成る。理は本然の性で人倫道徳其の内に具はつてゐるが、氣質の性は其の人の稟けた氣の清濁によつて、善惡賢愚の別を生ずる。されど、氣質は移し難いものではない。人生の目的は濁(私欲)を去り清(天理)を發揮するに存し、此の目的を達するには窮理と居敬との二者に依る。

窮理とは、廣く事物の理を窮め自己の知を致することで、博學、審問、慎思、明辨の順序によらねばならぬ。居敬とは、心をば、知る所を行はんとの一點に收斂して散亂せしめず、常に自己の言行を省察するをいひ、其の結果として、篤行を生ずる。苟も窮理、居敬、日夜怠らなかつたら、凡人も能く聖賢の域に達することが出来る。

博學、審問、慎思、明辨は先づ知を明らかにする段階で、篤行は最後

に實踐する段階であるから、此の説は先知後行説で、順序から言へば窮理が先であるが、究竟の目的は篤行である。又此の五段階は儒教に於ける一種の教授段階とも稱すべきで、教育の方法として廣く世に行はれた。

性無不善而有不善者才也。性卽是理。理則自堯舜至於途人一也。才稟於氣。氣有清濁。稟其清者爲賢。稟其濁者爲愚。(二程)  
以理言之則無不全。以氣言之則不能無偏。(朱子)

學者工夫惟在居敬窮理。此二事互相發。能窮理則居敬工夫日益進。能居敬則窮理工夫日益進。同上

朱子以後、宋代の學者は、多く朱子を宗としたが、獨り陸象山は朱子の理氣二元説に懐らず、心卽理の一元説を唱へ、明の王陽明之を承け、所謂陽明學を大成した。

王陽明は始め、老佛の學を究めたが、罪を得て龍場に謫せられた時、まさに艱難を嘗め、其の間に修養して大に悟る所あり、遂に一家の學を組織した。後京に歸り在官の傍

## 陽明の學說

ら弟子を教へた。弟子其の教を錄して公にしたのが即ち傳習錄である。

**陽明の學說** 王陽明の學は、心即理説、致良知説、知行合一説を其の三綱領とする。心即理とは宇宙の本體は理であつて人の心には生まれながら理が具はつてゐる、又心の外に理はないと見る説である。此の心の理が、明らかに正しく顯れたものが即ち良知であつて、慮るを待たず、學ぶを待たずして、善惡邪正を直覺する事が出來る。併し、人には私欲があつて之を蔽ふために種々の邪惡に陥るのであるから、人は常に其の意を正しく誠にして、私心を去り、良知(本心)を致さねばならぬ、是れ即ち致良知である。又如何に知を致すとも行はねば未だ眞の知ではない、眞の知は必ず實行を豫想する、知者行之始、行者知之成れるもので、知と行は正に合する。従つて其の修養法は、朱子學の如く、先づ事物の理を窮めて後實行するのではなく、所謂事上練磨で、短刀直入に實行して、致良知

## 宋明思想の影響

の修練を成すに存し、最も實行を重んずる。

心一理也。理一理也。至當歸一。精義無二。此心此理實不容<sub>レカ</sub>有二。(陸象山)

良知是天理。照明靈覺處。故良知即是天理。思是良知之發用。(陽明全書)

知者行之始。行者知之成。聖學只一箇工夫。知行不可分作兩事。(同上)

我が國にて始めて朱子學を講じたのは、南北朝時代の僧玄慧で、始めて陽明學を講じたのは、中江藤樹である。徳川時代には此の二學が最も盛であつたが、其の何れにも慊らずして、直接に孔孟の本旨を窺はうとする古學派、何れの學説にも偏せず、諸家の長所を探らうとする折衷學派等が起つて、互に鎬を削つて争つた。中にも朱子學は、徳川時代に於ける幕府の官學であつたから、其の影響する所最も大であつた。

## 第三節 德川時代の教育家

傳記

二二九〇  
二三七四年

傳記

貝原益軒は筑前黒田侯の侍醫の家に生まれ、善良な家庭教育を受け、才名夙に

著れた。長じて京都に遊學したが、學に常師なく、殆ど獨

學で大學者となつた。歸つて藩儒となり子弟を教育する事四十餘年に及んだ。生來虛弱であつたが、醫學を修

め、あらゆる養生法を嚴守した爲、老いて益壯で、講學の傍ら、著述に從事し、殊に晩年の大著が多い。又旅行好で、暇

ある毎に其の妻東軒と諸國を巡遊した。百餘の著書中、五常訓、大和俗訓、初學訓、童子訓、家道訓、君子訓、文訓、武訓、樂訓、養生訓等所謂益軒十訓は庶人の教育を説いた者で、何れも文章は平易で、しかも雅馴、内容は懇篤適切であつたから廣く士庶の間に行はれた。

## 教育法

**教育法** 教育は、たゞ士人以上に限らるべきものではなく、士農工商一般に之を受くべきであると主張して、普通教育の必要を唱へ、學問の道は他なし只道を知りて善惡を明らかに分かつ、善を行ひ惡を去るにある。』と説いて、**德育**を以て教育の主目的とした。



貝原益軒

## 教育法

益軒の筆蹟

**やゑ則必哀・必必勤**

従つて教育の方法中、最も訓練を重んじ、習慣養成を以て其の出發點とした。即ち道德上の

習慣は、凡て幼時に於て養成すべく、家庭では早くから厳格な教育を施し、苟も姑息の愛に溺れてはならぬとして、鍛錬主義をとり、又乳母、朋友より僕婢に至る迄能く人物を選ぶべしとて、環境の影響を顧慮してゐる。教授に於ては修身、習字（作文を含む）讀書（歴史を含む）算數、音樂等の教科を擧げ、其の順序は、凡て兒童の發達に従つて簡より繁に、易より難に進む所謂隨年教法を取つた。養護については、先づ育兒法に注意し、初より愛に過ぎず、多少の飢寒に耐へさせ、克己の精神を養ひ、且運動、遊戯等によつて自由に其の元氣を發揚せしめねばならぬと説いた。

隨年教法

\*  
の三宅米吉著「益軒  
の教育法」参照  
益軒

## 課程表

年齢	學科	習字		讀書		禮法		修身		藝術	
		片假名、五十韻、 假名、世間往来	平假名、五十韻、 假名、假續名名き	片假名	平假名	言葉づかひ	尊長を敬ふこと	尊卑長幼の別等	尊長を敬ふこと	尊卑長幼の別等	尊長を敬ふこと
六歳											
七歳											
八歳	楷草大字	前の續き	前の續き	漢字の單語、短句 の易く解し易く説明せしむべし。	漢字の單語、短句 の易く解し易く説明せしむべし。	前の續き	前の續き	前の續き	前の續き	前の續き	前の續き
九歳											
十歳											
十一歳											
十二歳											
十三歳											
十四歳											
十五歳											
十六歳											
十七歳											
十八歳											
十九歳											
二十歳											

氏は又女子教育の必要を唱へ、童子訓に「教女法」の一篇を設けて、之を論じ、愛敬と從順の徳を教ふるを其の要道とした。其の法、七歳に至れば男子と席を分かち、假名を主として漢字に及び、純潔な古歌を誦へしめて風雅の道を習はす。十歳からは外出を許さず、裁縫、紡織、算數を教へ、家事經濟に注意せしめ、婦德、婦言、婦容、婦功の四行を積んで良妻賢母たる修養を全からしめる。世に行はれた女大學は、益軒の思想に基づき、其の妻東軒の編述したものであるといはれてゐる。

## 益軒の功績

益軒博學治才、其の著書は道德を始め醫學、博物、政治、地理歴史の諸方面に涉つてゐるが、特に教育上の功績を擧ぐれば、(一)德育を説くと共に經濟を重んじ、算數を卑む謬見を破つたこと、(二)児童の發達に應じて教材を適當に排列したこと、(三)多くの漢學者中、獨り歌道を獎勵して、國學勃興の端を開いたこと、(四)平易

な著書を弘めて通俗教育の端を開き、心學派の先驅となつたこと、  
 (五)教育は四民平等に男女を擇ばず之を受くべきであるとして普通  
 教育を主張したこと、(六)家庭教育及び女子教育を重んじたこと  
 等で、始めて教育を系統的に論述し、且其の識見遙かに時流を抜いてゐる。後繼者を得なかつたため、學說としては發展を見ること  
 が出来なかつたが、著書による實際教育上の影響は甚だ大なるものがある。

夫聖人之教以入倫爲先。而後有幾多工夫。皆是爲入倫設而已。(自娛集一)

學問の道は他なし。只道を知りて、善惡を明らかにわかつ、善を行ひ、惡を去るにあり。故に君子の學問は仁心をたもち、ねに善を行ふを宗とす。(初學訓三)

凡小兒は、はやく教ふると、左右の人をえらぶと、是れ古人の子をそだつる良法なり。必是を法とすべし。(童子訓)

凡小兒をやすからしむるには、三分の飢と寒とをおぶべしといへり。……是古人小兒をたもつの良法なり。(上同)

小兒をそだつるには、もはら義方のをしへをすべし。姑息の愛をなすべからず。義方のをしへとは、義理のたゞしき事を以、小兒のあしき事をいましむるを云。是必後の福となる。姑息とは、婦の小兒をそだつるに愛にすぎて小兒の心にしたがひ、氣にあふを云。是必後のわざはひとつなる。(上同)

凡そ子ををしふるに父母嚴にきびしければ、子たる者おそれつゝしみておやの教を聞てそむかず。こゝを以孝の道行はる。(上同)

四民共に其子のいとけなきより父兄君長につかふる禮義作法ををしへ、聖經をよましめ、仁義の道理をやうやくさとさしむべし。(上同)

## 二 武士道の教育家

山鹿素行

二二八二年

二三四五年

山鹿素行 武士道の教育家としては、前に山鹿素行があり、後に吉田松陰がある。素行は會津に生まれて幼少の時、朱子學を學び、長じて兵學を學び、更に神道、國學をも修め、其の他諸子百家に涉り、學問極めて該博であつた。赤穂侯に仕へたが、後致仕して江戸に家塾を開き、専ら兵法、文學を講じた。名聲頗る高く、門人二千人を超えた。然るに寛文六年(二三二)聖教要錄を著して古學を唱へ、大に朱子學を排撃した爲に、幕府に忌まれて赤穂に幽閉せられ、其の間、在藩子弟の教育に力を盡くした。後年、赤穂義士の美譽の如きも氏の薰陶與つて力ありと言はれてゐる。

## 素行の功績

素行の教育に於ける功績としては、(一)朱子、王子共に孔子の教を誤ると論じて之を排し、我が國古學派の開祖となつたこと、(二)中朝事實によつて、我が國體の尊嚴なる所以を明らかにし、支那崇拜に陥つた當代の學者を警醒したこと、(三)武士道の思想を集め、始めて組織的な學說となしたこと等であるが、中にも其の武士道は影響極めて著しく、氏の家塾に學んだ門人は諸國にわかつて、所謂山鹿・流の兵學を全國に弘め、其の著、武教全書、武教小學、山鹿語類等は武士道の經典として永く世の則る所となつた。

予者師周公孔子。不師漢唐宋明之諸儒。學志聖教。而不志異端。(聖教要)

然者智仁勇の三は聖人之三徳也、此三徳一つもかけては聖人の道にあらず今此三徳を以て本朝と異朝とを一々其印を立て校量せしむるに、本朝はるかに勝れり、誠にまさしく中國といふべき所分明なり、是更に私に云にあらず天下の公論なり。(配所)

吉田松陰 松陰は素行の歿後大凡百五十年、長州萩の東郊松本村に生まれた。もと杉氏なれど、幼にして吉田家を嗣いだ。養家は山鹿流の兵學家であつたから、夙に家學

吉田松陰  
二四五九〇年

自署  
吉田  
松陰



天保元年正月四日誕生  
而立印

死不背君親、悠々天地事、感賞在明神。とは辭世の賦である。

松陰の教育

松陰が深く素行の武士道に感化せられたこと

罪を得、安政六年江戸に送られて從容刑に就いた。「我今爲國死、

は、其の教育説を見ても明らかである。松陰は五倫の中、忠孝を最も重しとなし、特に「君臣一體、忠孝一致」の國民道德の發揚と、君臣の義、華夷の辨を明らむるを教育の眼目とし、此の大義を守るに「死而後已」の覺悟を以てし、至誠國家に奉仕する人材を育成するを以て教育の目的とした。其の弟子を導くや熱誠燃ゆるが如く、自ら肺肝を吐露して人の腹中におくの慨があつた。又「松下雖陋村誓爲神國幹」と村塾に題した如き、「天下を奮發し、四夷を震動するは即ち長州にあり、其の長州の大に顯はるゝは必ず松下邑より始まらん」と松下村塾記中に掲げた如き、何れも自信と抱負の尋常ならぬを見るに足るものである。村塾に於ける教育は簡易質素を旨とし、師弟共に出でては田を耕し、入つては米を搗き、日常作業の間に書を講じ、道を論じ、専ら實踐躬行を以て弟子を導いたので、其の塾は僅かに八疊と十疊半の陋屋、其の期間は僅かに二年半の短日月である。

松陰は又極めて勵精、牢獄に在つても常に心を書冊に潛め、著書あつたが、高杉東行、伊藤博文を始め、多くの英材を出し、維新の皇謨を翼賛した功績は頗る大なるものがある。薰化の力の偉大なる、松陰の如きは未だ曾て見ざる所で、人格教育の模範とすべきである。

松陰は又極めて勵精、牢獄に在つても常に心を書冊に潛め、著書實に六十種の多きに及んだ。其の中教育上の意見として、普通教育の主張、人材教育及び女學校設立の政策、勤労作業の尊重等は特に注目に價する。

一 凡生爲人、宜知人所以異於禽獸。蓋人有五倫、而君臣父子爲最大。故人之所以爲人、忠孝爲本。(士規七則)

一 凡生皇國、宜知吾所以尊於宇内。蓋皇朝萬葉一統、邦國士大夫、世襲祿位。人君養民、以續祖業、臣民忠君、以繼父志。君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然。(士規七則)

一 死而後已四字、言簡義廣。堅忍果決、確乎不可拔者、舍是無術也。(子規七則)

### 三 儒學諸派の教育家

中江藤樹  
二二六八一  
二三〇八年

以上挙げた諸家の外、當代の儒者中、教育家として特に著名なるは中江藤樹、伊藤仁齋、荻生徂徠、細井平洲等である。

中江藤樹は近江の人、幼時大學を讀んで發奮し、獨學で勉強して大學者となつた。長じて大洲侯の弟新谷侯に仕へたが、母に奉養する爲に、官を棄て、郷に歸り、子弟を教育した。初め朱子學を奉じたが、三十七歳の時陽明全書を読み深く知行合一の説を信じ、我が國陽明學派の首唱者となつた。

藤樹は學問の目的は道徳の實行にある。心裏の良知をよく體認するは其の第一義で、書籍は單に「吾人心性の注脚」に過ぎないとした。即ち彼の教育の目的は致良知の一語に盡きる。彼は致良知を又孝といひ、孝に極めて廣い意義を與へた。曰く、「情欲の邪火を消化し、以て本體の明を復すべし、之を大孝といふ」と。又曰く、「良知とは赤子孩提の時よりその親を愛敬する最初一念を根本として、善惡の分別、是非を眞實に辨じる德性の知を云」と。かくて彼の教育の目的は具體的には孝の實行である。教育の方法としては

模範により自ら教化すべきを勧め、「根本眞實の教化は徳教なり、口にて教へずして我身を立て道を行ひ人の自ら變化するを徳教といふ。」と述べてゐる。然るに模範による感化は模倣性の強い幼時に於て行はれ易いから、幼兒の教育は特に注意すべきである。彼は又音樂の教育的價値を力説した。

彼は徳教の必要を說いたのみならず、自ら範を垂れ、實踐躬行、懇切に弟子を導いたから、徳風鄉黨に治く、近江聖人と敬はれた。弟子の中、熊澤蕃山最も名高く、池田侯に仕へ、民政上に大なる功績を挙げた。

伊藤仁齋は京都の人。初め程朱の學を修めたが、後一家をなし、「大學は孔子の遺書にあらず、宋儒理氣の説は皆佛老の緒餘にして、聖人の旨にあらず」と喝破し、論語古義及び中庸發揮を著して古學を首唱した。道を説くこと四十餘年、門生全國に普ねく、其の數三千人を超えた。性寛厚母に仕へて孝心深く、人に對しては少長の別なく、懇篤誠實であつたから、人皆其の徳に服した。

伊藤仁齋  
二二八七  
二三六年

仁齋は教育の目的は道を行ひ、仁義の徳を成すにある。仁義の徳は人の本來有する惻隱、羞惡、辭讓、是非の四端を擴充するによつて得らるとし、實踐躬行を重んじ、訓詁に拘り、博覽記誦を事とするを深く戒めた。其の教育法は自發主義、個別主義であつて、人によつて教を立て、科條を設けて督察を嚴にすることなく、師友一堂に會して互に切磋することを主とした。弟子には並川天民、中江岷山等の高足があり、長子東涯亦能く家學を紹ぎ、其の家塾たる堀川學校は相傳へて明治初年に及んだ。

荻生徂徠（二三二六年—二三八八年）は江戸の人。初め程朱の學を講したが、後古文辭學を開き、古言を研究して六經の眞義を究めようとした。性豪邁、文辭の才一代に並ぶものがなかつた。

同じく古學派と言はれながら、徂徠と仁齋とは、全く見解を異にしてゐる。仁齋が仁義を以て道とせるに對し、徂徎は道は先王の作爲せる禮樂の統名で、仁とは長人安民の徳に外ならないとした。

從つて教育の目的は民を治むる術に長じ、國家有用の材たるべき人物を養成するにある。教育の方法は個性主義、自由主義で、巧みに開發法を利用し、各自の個性を暢發し、長所を發揮せしむる事を力め、區々の禮節に拘泥せず、各其の往く所に任じた。彼は又文辭の研究を學問の根本義とし、古文を學び古文を作るべきことを說いて、文藝主義の教育を唱導し、漢文の如きも、支那音により直讀直解すべく、決して和訓倒讀の法によつてはならないとし、自ら之を實行した。徂徎の個性主義、自由主義、及び文藝主義の教育は當時に於ては、たしかに一異彩であつた。彼の學派を古文辭派又は護園學派と言ふ。多くの弟子中、大宰春臺、服部南郭の二氏最も著れた。

細井平洲（二三六八年—二四六一年）

細井平洲は尾張の農家に生まれ、長じて中西淡淵に學んで折衷學を唱導した。始めて江戸に在つて後進を導いたが、後米澤侯上杉治憲の賓師となり、其の學政を轉けて興

讓館の制を定め、晩年又尾張侯に聘せられて明倫堂を改革した。性温厚篤實、しかも操守頗る堅く、其の講義は切實簡明、聽く者皆感泣せざるなく、一度其の風貌に接したものには永く忘れ得なかつたといふことである。其の學一家の説に偏せず、「聖學の要は德を成すにありて學流にあらず」と唱へて、人々好む所に従つて學ばしめた。

平洲は教育の目的は「成德育才、その器用を盡くすに在り」と説いて、道德主義に加ふるに實用主義を以てし、學校の設立は「御先祖様よりの風俗を失ひ不申、萬人安堵仕候様に被遊度と申所極意にて、人を利口發明に被遊度と申所には無御座候」とて教育を政治の用具とした。其の他、師たるもの、修養を論じ、子弟の個性を顧慮すべきことを説き、普通教育の必要を唱へ、説く所高遠ではないが、頗る注目に價するものがある。彼は又教育行政家として卓抜な手腕を有してゐた。

夫聖人之設教也。因人以立教而不立教以驅人。無所造作無所添飾。出於人心之所同然而非有所強也。(仁齋童子問上)

天命之謂性。人殊其性。性殊其德。達財成器。不可得而一焉。……故命也者。不可如之何者也。故學而得其性所近。……達其財成器以共天職。古之道也。(學則第七)  
花は見事に相見候ても、苦桃石桃に候は、終に食物にも入不申、無詮事御座候。梅は梅干に相成、栗はむし栗に相成候所が極意に可有御座候。  
其人才と申は草木の區々にして別なる如く柔勁、性を別にし、紅白色を異にして、思ひ思ひ様々の花を開、實を結び候にひとしく人々一様に不參は、面の不同が如く候へば、押なべて丸く押なべて角にもならぬ者に候得ば……(米澤學校相談書)

#### 第四節 神道の振興

神道

茲にいふ神道とは、我が國體を明らかにし、尊王愛國の大義を發揚しようとする學派を廣く指し、徳川時代の末、次第に勢を得、王政復古の一大原動力となつた者である。其の中主なる學派を左に擧げる。

閻齋學派

一、閻齋學派 山崎閻齋(三二七八)は京都の人。初め熱心な朱

## 水戸學派

子學者であつたが、晩年朱子學を以て神道を説明し、垂加神道の一派を創めて我が國體の重んずべきことを唱へた。多くの儒學者中、特に師道の嚴格なるを以て聞えた。門人中淺見絅齋は靖獻遺言を著して勤王の精神を鼓吹した。幕末の志士山縣大貳、武内式部等は、何れも闇齋の學統に屬する。

**一、水戸學派** 水戸學派は神道を根本義とし、儒教を以て補ひ資けたもので、國史編纂の大事業を中心として敬神愛國の大精神を鼓舞した一大學派である。徳川光圀は明暦三年闇齋派の學者栗山潛峰、三宅觀瀾、明の遺臣朱舜水、其の門下の安積澹泊等を招聘し、彰考館を起して大日本史の編纂を始め、神功皇后を皇妃傳に收め、大友皇子を帝紀に列し、南朝を正統とするなど、春秋の筆法によつて大義名分を明らかにし、臣子の嚮ふ所を示した。後齊昭出でて、修史の業を繼ぐと共に、弘道館を起し、「忠孝无二、文武不岐」の主義

に基づいて子弟を教育し、會澤正志齋、藤田東湖等の英才あつて之を助けたから、水戸學大に盛んとなり、嘉永、安政以後天下を風靡するに至つた。そして此の大義名分の發揚は、やがて、幕府が政權を握るの不合理なるを覺らしめ、他の學派と相提携して明治維新の内部的動力となつた。大日本史の編纂は年を閱すること大凡二百五十年、卷數三百九十七、量に於ても、労力に於ても、天下無比の大著述である。

## 古典派

**三、古典派** 我が國の神道は、多くは佛教又は儒教と結合したものであるが、たゞ古典派のみ、全く儒佛を排し、古典を研究して古代の神道を闡明し、國民をして儒佛の粉飾を離れた古代精神に復歸せしめ、敬神愛國の信念を發揚しようとしたから、之を純神道と名づける。古學の研究は僧契沖に始まり、次いで荷田春滿あり、賀茂眞淵(三三五七年)其の門に出で、始めて儒佛を排斥した。眞淵の門

人本居宣長(一四九〇—)は學問博く、古事記傳を著して、盛んに古道を發揚し尊皇の精神を鼓吹した。宣長の後に平田篤胤(一五〇三六—)出でて宣長の説を祖述し、異端(儒教、佛教及び俗神道)の駁撃に力を用ひ、古道益明らかなるを得た。

嗚呼我國中士民夙夜匪懈、出入斯館奉。神州之道資西土之教、忠孝无二、文武不岐、學問事業不殊其效。敬神崇佛無有偏黨、集衆思、宣群力、以報。國家無窮之恩、則豈徒祖宗之志弗墜、神皇在天之靈亦將降鑒焉。(弘道館記)

そも此の道はいかなる道ぞと尋ねるに、天地のおのづからなる道にもあらず、人の作れる道にもあらず、此道はしも可畏きや高御產巢日神の御靈によりて、神祖伊邪那岐大神、伊邪那美大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひたもちたまひ傳へ賜ふ道なり。故是以神の道とは申ぞかし、さて其の道の意は此記をはじめ、もろもろの古書どもよく味ひ見れば、今もいとよく知らる云々。(宣長直)

## 第五節 洋學の發達

室町時代の末、歐洲人は屢々我が國に渡來した。中にも、天文十八年エスイタ派の長老フランシスコ・ザヴィエー鹿兒島に來り、基督教を宣傳したが、後には傳道の必要から、肥前の有馬、豐後の府内、近江の安土を始め、各地に學校を立て、宗教の外に、西洋の學術をも授けたので洋學次第に弘まつた。信長は政策上布教を助けたが、秀吉、家康相次いで之を禁じ、更に家光の時禁書令を布いてから洋學研究の道絶え、只交易に來る蘭人の口より聞き傳へるに過ぎなかつた。

降つて家宣の時代、西川如見、新井白石等通詞によつて西洋の事情を研究して洋學再興の端を開いた。吉宗は早く西洋學術の進歩に着眼し、享保五年禁書令を解き、宗教以外の洋書を讀むことを許すと共に、儒官青木昆陽を長崎に遣して蘭人及び通詞に就いて蘭書を學ばしめた。昆陽の門人前野良澤は桂川甫周、杉田立白等

## 洋學の發達

と始めて蘭書を翻譯して解體新書と名づけたが、一語に一日を費し、數日尙一句を解する能はず、稿を改むること十一度、年月を閲すること四年なり。といふから其の困難さが想像せられる。世に白石、昆陽、良澤及び立白を蘭學の四大家と呼ぶ。良澤の門人大澤立澤、和蘭文法書を著し、稻村三白は「ハルマ和解」を作つたので、蘭學研究に多大の便宜を得、多くの蘭學者相尋いで輩出した。文政、天保の頃からは單に醫學のみでなく、天文、地理、博物、物理、化學、兵學等の諸學次第に傳はり、語學も蘭學に次いで露、英、佛、獨語次ぎ次ぎに傳來した。安政年間には洋學所、醫學所が設けられ、文久年間には幕府から始めて留学生を外國に送つた。他方、諸藩の學校も西洋の學術を其の教科に加へ、以て、明治の文化に推移した。

## 第六節 幕府の學校

## 一、昌平齋(昌平坂學問所)

## 沿革

**沿革** 寛永七年、家光林羅山に上野忍ヶ岡の地を與へ書院、塾舎を開かしめた、是が昌平齋の起原である。後聖廟をも附設したが、元祿年中、綱吉之を湯嶋に移し、昌平坂學問所と改稱し、羅山の孫鳳岡を大學頭として學事を司どらしめた。後寛政年間、家齊明の制に倣つて學舎を改築し、規模を擴張して純然たる官學とした。維新後、明治二年、大學と改稱したが、同四年廢校となり、僅かに遺つてゐた聖堂も大正十二年の劫火で鳥有に歸した。

## 教育方針

**教育方針** 修身治國の道を究むる基督教主義の教育で、毎年春秋には盛んな釋奠の禮を行つた。諸教科の中心たる經學は、固より朱子學で、經史の註釋悉く一定し、嚴に異學や新説を抑壓し、又決して規定以外の漢書や横文の書を讀むことを許さなかつたから、學問の範圍狭く、偏固に陥るを免れなかつたから、

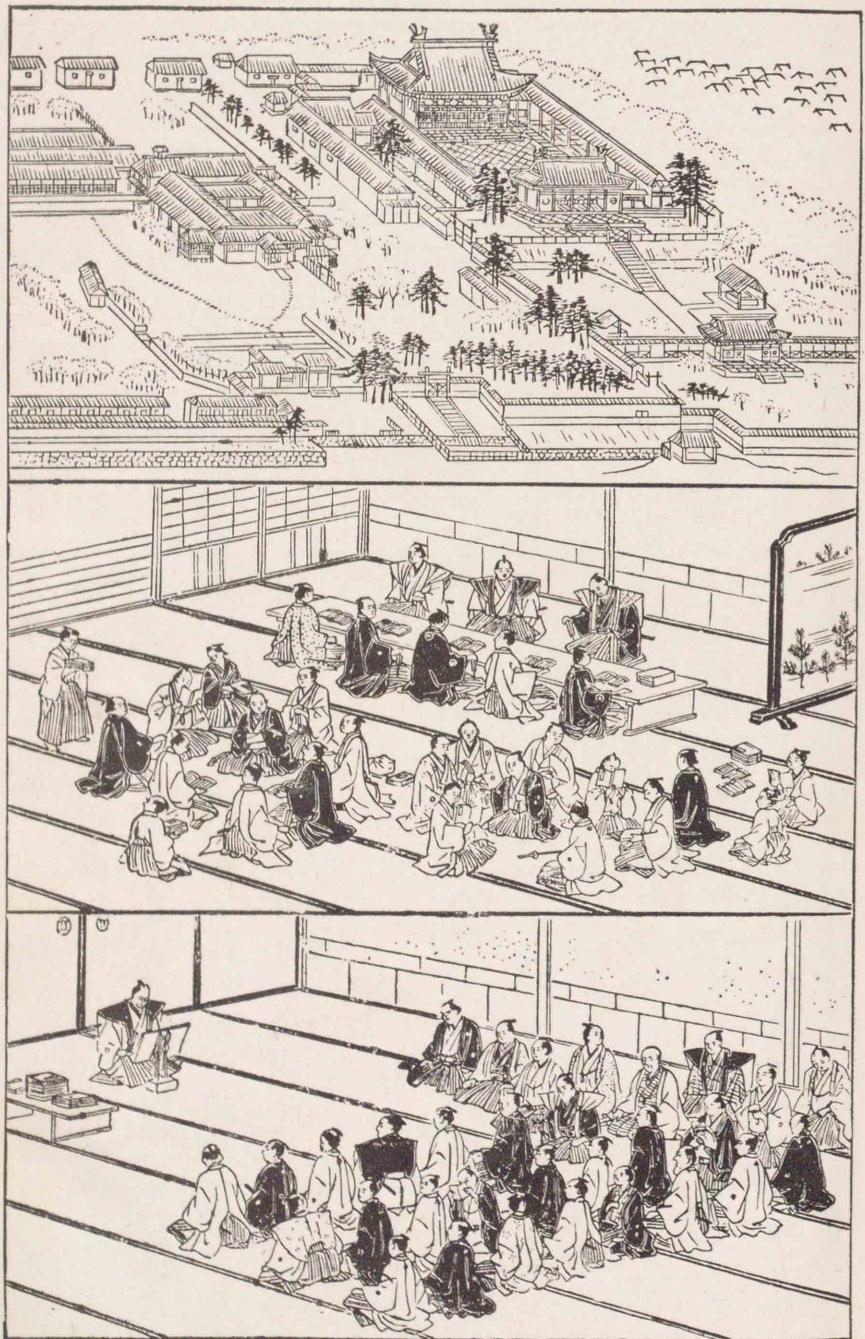
## 教育方針

## 教育法

**教育法** 教官は林氏を總裁とし、其の下に専任の御儒者四五人と教授方出役とよぶ兼任教授とがある。生徒の就學は七八歳以上別に制限なく、寛政以前は士庶共に入學を許したが以後は士人に限つた。通學生と寄宿生とあつて、何れも官費である。學科は經科、漢土史科、本朝史科、刑政科、詩文科の五科に分かれ、教授法は初學者に素讀を課する外、講釋の聽講、輪講、會讀、質問等を一六とか二七とか日を定めて行つた。但毎朝の四書の講義のみは公開で、何人も聽講するを得た。試験は吟味と唱へ、生徒に課する毎月の小試、春秋の大試の外、幕臣の學力を検定するものもあつて、成績良好的の者は賞を受け、又登用も速かであつた。

## 二、其の他の學校

**和學講談所** は塙保巳一の建てたものであるが、後幕府から開成所



輓近近世教育史(六二)――六三

府が翻譯局(蠻書和解方)を置いたのに始まり、其の後數次の變遷を経て開成所と改稱し、蘭、英、佛、獨、露の諸外國語と共に種々の科學を教へた。明治二年大學南校と改め、醫學所と共に今の東京大學の前身である。其の外、醫學を教ふる醫學所及び醫學館、兵學を教ふる陸軍所、海軍所等があつた。又各地在勤の幕臣を教ふる爲には甲府の徽典館、駿府の明新館、長崎の明倫堂、佐渡の修教館、日光の日光學問所等があつた。

### 第七節 藩學、鄉學及び漢學塾

**藩學** 藩學は諸藩主が、家康以來歴代將軍の文教獎勵の旨趣を體して、部下の藩士を教育する爲に設けたもので、施設全國に普ねく、寛政以後、殊に盛んで其の數二百以上に及んだ。多くは強制教育で、教科は儒學、特に朱子學を授くるもの多く、武藝を併せ課し、

後には洋學、國學等を加へたものもあつた。校費は概ね藩から支辨し、束脩、謝儀をとらぬばかりか、學才俊秀なものには學資を給して、江戸其の他に遊學せしめた。藩學中、特に有名なるは、名古屋の明倫堂、水戸の弘道館、和歌山の學習館、金澤の明倫堂、鹿兒島の造士館萩の明倫館、仙臺の養賢堂、熊本の時習館、米澤の興讓館、福岡の修猷館、岡山の花畠教場、會津の日新館、佐賀の弘道館等である。

### 鄉學

藩學の外に又鄉學があつた。藩主、藩士又は村民有志などが設けたもので、藩學と寺子屋の中間に立つ。是に士人のみを教育するものと、士庶共に入學を許すものとの二種あつた。百餘の鄉學中、肥前の多久學校、備前の閑谷學校等特に聞えた。

### 漢學塾

漢學塾は儒者が私塾を開いて教授する所で、是に浪人儒者の開いたものと、公職の餘暇に教授するものとの二種ある。何れも宗教主義の教育で、漢學を主としたが、中には洋學、和學等を併せ授けるものもあつた。

教育の方法は、全塾生一室に集まり、教師は上座に坐し、見臺に向つて講義し、生徒其の下に居ならんで講義を聽き、質問ある時は一人づゝ、師の前に出でて質す。多くは組別もなれば時間割もない。若し生徒多きときは其の中、學力、操作の優れたものを選んで助教とする。束脩、謝儀は生徒の隨意である。漢學塾の組織は斯く簡単であつたが、形式に拘はることなく、又生徒は何れも師の學徳を慕つて集まつたのであるから、教師に對する尊信の念も篤く、情誼甚だ濃かで、人格的感化は極めて深かつた。從つて人材を出すことも却つて官學に優つた觀がある。多くの漢學塾中有名なるは、菅茶山の廉塾(備後)、伊藤氏の堀川學校(京都)、松永尺五の講習堂(京都)、中井斉菴の懷德書院(天阪)、廣瀬淡窓の咸宜園(豐後)、吉田松陰の松下村塾(長門)等である。

## 第八節 寺子屋

沿革

**寺子屋の發達** 嘗ては文教の全權を握り、士庶の教育を掌つた僧侶も、徳川時代に入つて後、幕府、諸藩共に儒者を登庸して士人の教育をなさしめたから、次第に其の勢力を失ひ、僅かに寺子屋で庶民の教育に從事するに至つた。其の後庶民教育の普及するにつれ、寺子屋も僧侶の手にのみは委ねられず、神官、浪士、醫師、庶民等之に加はり、中には女子で之を開くものすらあらはれ、名は昔のままながら、其の實純然たる普通教育の機關となり、現今の小學校の前身とも見るべきものに發達した。寺子屋の發達は、一には泰平の惠澤に浴して、富有になつた庶民の盛んな向學心にもとづくのではあるが、一には又吉宗家、齊家定等の奨勵も與つて大に力がある。かくて寺子屋は全國到る所に起り、天保の最盛時には、其の數

一萬五千以上に上つたと言はれてゐる。

### 教師及び生徒

寺子屋は

江戸では手習師匠といひ、又手跡指南、筆道指南、筆學所など、も呼んだ。教師は生徒の多少に拘らず大抵一人にて教授し、助教を置くものは稀であつた。生徒は寺子又は筆子とよび、入塾するを登山(寺入)、歸省するを下山と稱へ、就學は七八歳から十三四歳に至るを普通とし、男女共學であつたが、嚴に其の席

教師及び生徒

寺子屋

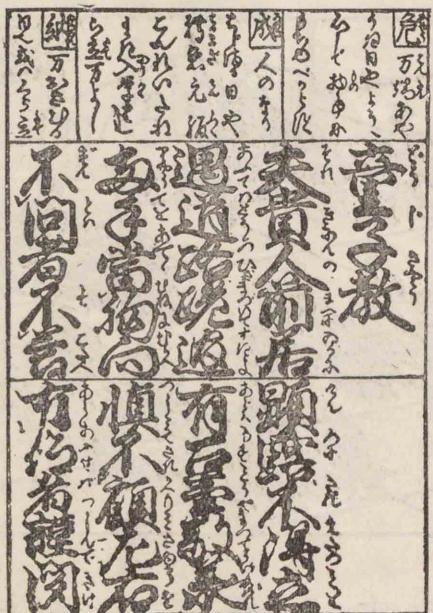


を別つた。生徒の數はまゝ數百人に上る所もあつたが、多くは二三十人位の少數であつた。

## 教科

教科は習字が主で、傍ら讀書、作文、算術、修身等を授け、又希望によつては漢學、詩歌、裁縫、生花等を授けることもあつた。算術は珠算で加減乗除から開平、開立、求積位まで進み、教科書として塵劫記

を用ひた。習字は能書を以て主目的としたが、手本の讀解によつて處世上必要な種々の知識を與へた。



習字手本は伊呂波、數字、名頭、苗字盡、國盡、庭訓往來、百姓往來、商買往來、番匠大工往來等で、多くは師匠手づから

書き與へたものである。別に讀書の教科書として、男子には實語教、童子教、古狀揃、孝經、大學及び小學、女子には百人一首、女今川、女孝經、女大學等をも用ひた。修身は御談義と唱へ、忠臣義士の事蹟を口授した。

## 教育法

教育法 授業時間は毎日午前七八時から午後二三時迄、休日は朔日、十五日、二十五日、五節句、祭日等である。教授の方法は、教師高座に構へ、児童三四名づつ其の前に出でて教授を受け、全く個別式で、僅かの教材を反復練習せしめ、男女共學であつた。試験は毎月末一回小浚ひと稱して手本の詣誦を試し、十一月頃大浚ひがあつて手本の中を詣誦詠書せしめ、又春秋二回の席書、七夕、書初などあつて其の優劣を判じ勉學を奨励した。

寺子屋は其の地方の教化の中心であつたから、父兄、生徒の尊信極めて篤く、師弟の情誼も亦甚だ濃かであり、又年長俊秀の生徒は

當番となつて教授管理を佐けたから、長幼互助の風おこり、恰も一家の如き親しみがあつた。時としては懶惰又は不行儀な生徒に、譴責、直立、留置、笞杖等の罰を加へたが、教師の厳格なほど父兄の信賴厚く、生徒も亦之を怨むことなく、却つて益々親密の度を加へ、寺子屋を退いた後も、永く其の師を慕つて音問を絶たなかつた。

**束脩及び謝儀** 束脩及び謝儀は随意で、其の額を定めない。先づ入學の際に扇子、菓子折、蟹節等を束脩とし、謝儀は年始、盆、五節句等に多少の金品を贈り、其の他月並錢、天神講錢、疊代炭代等を出し、又家庭から時々贈物をした。師は道を傳へるもの、必ずしも報酬を求めないといふのが、當時一般の思想であつた。

### 第九節 社會教育

徳川時代、儒學者の教育は主として士人に對し施されたもので

あるが、一般庶民の教化を目的とする社會教育も亦頗る盛んであつた。此の時代の初期には、庶民の教化に努めた僧侶が多かつたが、儒者の中にも、貝原益軒、室鳩巢等は通俗な教訓書を著し、又石田梅巖は心學を創めて商工民の教化につとめ、降つて二宮尊徳、佐藤信淵、大原幽學等は農民教育に努力した。就中、梅巖の心學と、尊徳の報徳教は其の影響する所極めて大であつた。此の外庶民教育を直接の目的としたものではないが、瀧澤馬琴、高井蘭山等の小説が、風教上に裨益する所多かつたことも忘れてはならぬ。

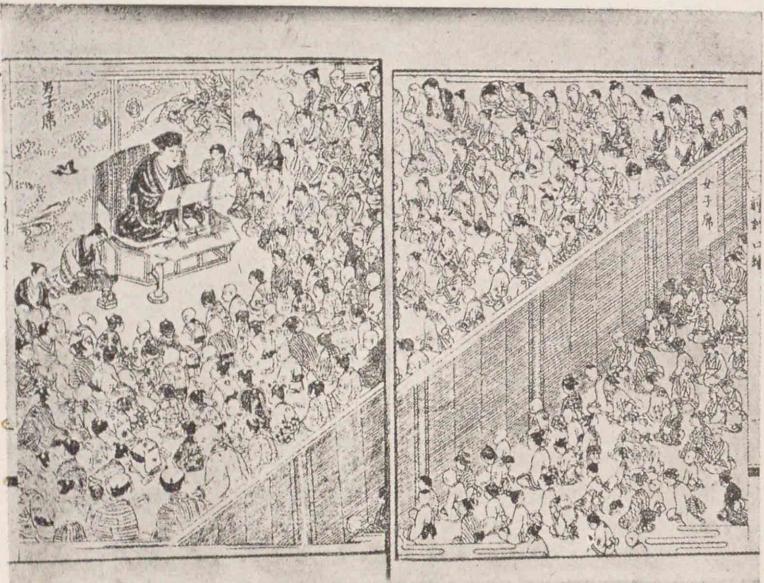
**一、心學** が「日本宗廟天照皇太神宮を宗源と貴び奉り、皇太神宮御寶勅に任せ」と述べてゐるのは、神道を立脚點としたことを示し、「萬づくだくしき」を拂ひ捨て、一心の定まる法を尋ねて天の神の命に合ふとて、人の本心には五倫五常悉く具はるから私心を去つて本心を明らかにし、常に其の命に従ふ時は、一切の行動天理に

合すと説くは、儒教の中心思想を採つたものである。更に靜坐して本心悟得の工夫を凝らすは是れ佛教的修養である。斯く神儒佛を打つて一丸とし、自性見得の工夫を中心とし、通俗平易な講話と教訓書とにより、社會民衆の教化につくしたのが心學派の人々である。

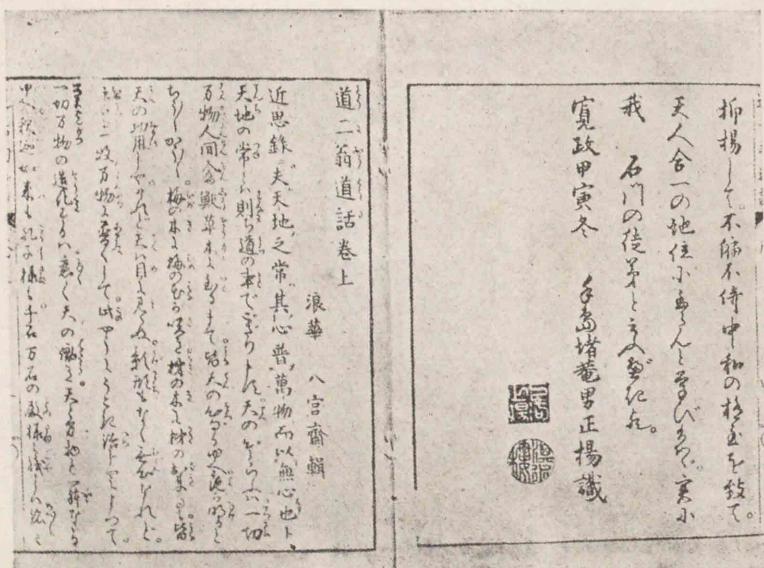
石田梅巌  
二三四五年

心學は丹波の人石田梅巌之を創めた。幼時嚴正な家庭教育を受け、後京都に出で商家に奉公したが、常に道徳の研究に心を傾け、四十五歳の時始めて京都に講席を開いた。梅巌の弟子には手島堵菴及び慈恩尼兼葭あり、堵菴は京都の五樂舎に據り、堵菴の弟子中澤道二は江戸の參前舎に據り、心學傳道の東西二大中心となつた。其の後布施松翁、柴田鳩翁を始め、多くの大家輩出して、心學の擴張に努めたから、寛政の頃には全國に亘つて二百有餘の道場を有するに至つた。梅巌堵菴及び道二は所謂心學の三先生である。

心學の教育所は之を舍と稱へ、職員には舍務を監督する都講と、道話及び教授の任に當る講師とあつて、道話の外に書籍の會讀が



輪口訓著卷堵



道二翁道話

あり、自性見得の爲の靜坐があつた。束脩、謝儀等は一切之を受けず、却つて自費を抛つて道の爲に盡くしたから、其の事業に精神あり活氣あつて、徳川時代の後半に於ける民衆教育上の功績頗る大なるものがある。道話を集めたものでは、「道二翁道話」「松翁道話」「鳩翁道話」等特に著名である。

儒道、佛道、老子、莊子に至るまで、盡く此國の相けとするやう用ふることを思ふべし。日本宗廟天照皇太神宮を宗源と貴び奉り、皇太神宮御寶勅に任せ、萬づくだくしきを拂ひ捨て、一心の定まれる法を尋ねて、天の神の命に合ふ唯一を相くるに、儒佛の法を執り用ふべし、こゝを以て一法を捨てず、一法に泥<sup>なづ</sup>まず、天地に逆はざるを要とす。(梅巖) 經論に因りて見れば佛は覺なり、覺は一切衆生の迷解くる也とあり……迷の解けたる體を名づけて佛性といふ。……至極の所は性を知る外に佛法あらんや、又儒には道の大原は天に出づ、依つて天の命之を性といひ、性に率ふは人の道なりと説き給ふ……神、儒、佛ともに悟る心は一なり、何れの法にて得るとも皆我心を得るなり。(梅巖) 心學道話講席揭示の一例、

一、御講釋定日。三日、十三日、二十三日、八つ時

但し席の儀其節々御案内申候。

一、衣服 男女ともに手習謡縫物などに御出の通り、ふだん體にて不苦候、御はおりになさるべく候。

不及申候。

一、聽衆の席は男女間をへだて、女中の席にはすだれをかけ置申候間、御遠慮なく御出なさるべく候。

一、席料、音物、謝禮等一切うけ不申候。

一、御されあひ御無用、じづかになされ、御ちいさきを御いたはり、先へ御つめあい、隨分神妙になされ下さるべく候。

一、火の用心御願申候。以上。

報徳教  
二宮尊徳  
二四五七  
二五一六年

**一一、報徳教** は二宮尊徳の始めた教である。尊徳は相模の人、貧困の中に育ちながら、勤勉力行、産業の傍、讀書修養して遂に報徳教を立て、爾來専ら農民教育に力を盡くし、其の感化全國に及んだ。又屢々諸侯の家政を整理して功績著しかつたことは、人の能く知る所である。

報徳とは、徳を以て徳に報ゆるの謂である。即ち人は天地の徳、君親の徳を蒙ること鴻大であるから、之に報ゆる爲に、至誠を致し、徳行を勵むべしと說き、實行の方策として至誠、勤勞、分度、推讓の四

綱領を立てた。至誠にして一點の私なく、放逸を貪る自然の性情を冠服し、勤勞して殖産の道を計り、收入支出の分度を立て、餘分の財は他に推し譲るべきで、是が人道の極致である。凡そ人の禽獸と異なるは、此の「譲」あるにより、譲はあらゆる道徳の根柢である。父の子に譲るは慈、子の父に譲るは孝、君の民に譲るは惠、民の君に譲るは忠、一家悉く譲らば一家睦しく、國民皆譲らば國治まり天下平かである。報徳の道により至れるはない。所說必ずしも高遠でないが、道徳と經濟とを調和し、農民生活の實際に極めて適切であつたから、次第に各地に擴まり、今も尙農村教育の方法として、廣く行はれてゐる。

#### 第十節 女子の教育

徳川時代の女子は、多くは幼少の時、寺子屋にて初步の教育を受

## 教育主義

け其の後家庭にて調理、裁縫、機織等を學んだ。併し、中流以上の公家、武家の子女は寺子屋に入らず、家庭に師を聘して讀書、作文、習字等を修め、又女禮、彈琴、薰香、挿花等の高尚な遊藝を學んだ。此の風習は後、次第に下層社會にも傳はり、百姓、町人迄も三絃、手踊等を學び遊藝を知らぬを恥とするやうになつた。女子にして漢書を読み詩を賦する如きは極めて稀で、知育は一般に輕んぜられた。

女子教育の主義は、儒教に基づいて行はれた。然るに儒教には、女子三從の教、婉娩聽從の教があり、其の他「牝鷄無晨」とか「夫唱婦隨」とか「女子與小人爲難養也」など言ふ語があつて、一般に女子を輕視し、男子に服從するを以て美德としたから、徳川時代の女子は、かなり虐げられたものであつた。中村惕齋の比賣鑑、藤井懶齋の婦人養草を始め、多くの女訓書は、何れも儒教三從の道を中心とし、之を我が風俗習慣に合せて、多少取捨したに過ぎない。女訓書の中で

特に名高いのは益軒の妻の著作と稱せられる女大學で、徳川時代の女子は凡て之を誦讀し、其の三從、七去、四行、五病等の教は深く女子の精神に浸み込んでゐた。  
益軒ノ女ノ教

## 第十一節 徳川時代に於ける教育法約説

目的、教材及び  
學校

教育の目的教材及び學校 幕府の學校及び藩學は、何れも修身治國の道を究むる儒教主義に武士道の精神を交へ、經學と武術とを二大教科とした。稀には神道、國學等を加へたものもあつたが、實用上の知識はあまり顧みられず、僅かに寺子屋にて其の一端を授けたに過ぎなかつた。學校は男子の爲に設けられ、階級により差別があつた。女子は内にありて學ぶべきものとせられ、唯寺子屋のみ男女共學であつた。教材の排列は隨年教法を取つたものが多き。儒教の中、最も勢力のあつたのは、いふ迄もなく、幕府

の官學たる朱子學であつたから、左に掲ぐる白鹿洞書院學規は最も廣く行はれた。

父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信。

右五教之目、堯舜使契爲司徒、敬敷五教、即是也。學者學之而已、其所以學之之序亦有五、其別如左。

カヨウ人

博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行之。

右爲學之序、學問思辨四者、所以窮理也。若夫篤行之事、則自修身以至于處事接物、亦各有要、其別如左。

言忠信、行篤敬、懲忿窒慾、遷善改過。

右修身之要

正其義、不謀其利、明其道、不計其功。

右處事之要

己所不欲勿施於人、行有不得、反求諸己。

右接物之要

凡所學問思辨而得之者、又皆必踐其實而不爲空言矣、是五者之序也。

### 教育の方法 教育の方法は専ら教師の實踐躬行により生徒

を率ゐ、理論的に方法上の細目を立てたものは、益軒の外、多く見るを得なかつたが、自然の間に行はれた一般的傾向は明らかに認められる事ができる。之について小西重直氏は左の五項を擧げてゐる。

一、努力的教法 克己は儒教の根本精神であるから、學問修養には努力實行、死而後已の意氣を以て當るべきものとし、課業の際苟も坐位を亂し、或は惰容を示すは、不熱心なものとして之を戒め、師道最も嚴肅であつた。

二、直觀的教法 學問、德行、凡て教師の模範による自然の感化を重んじたことは、當時の教育的一大特徴である。但其の直觀的教法は、道德と武藝との二方面に止まり、知育の方面には殆ど及ばなかつた。

三、練習的教法 凡て僅かの教材を反復練習し、讀む所は之を譜記し、習ふ所は之を體得せねば已まなかつた。益軒の童子訓に「四

書を毎日百字づつ、百べん熟誦して、そらに読みそらにかくべし。字のとき所、助字のあり所、ありしにたがはず、おぼえよむべし。」とあるは其の適例である。併し、意義内容を閑却して、多く機械的記憶に陥つたのは一の缺陥である。

四、自學的教法 博學、審問、慎思、明辨、篤行の五者は學問一般の順序で、我が國に行はれた最初の教授段階とも稱すべきである。中にも慎思、明辨の二は自ら思索し工夫する段階で、自學の旨義最も明らかに點出せられてゐる。凡て當時は「憤せざれば啓せず、悱せざれば發せざる」硬教育で、内修自奮を重んじたから、前項と相待つて其の學習は徹底的に行はれた。

五、個性的教法 個性的取扱の必要は、當代多くの教育家が特に注意した所で、しかも當時の教育は多く個別式であつたから、其の實行は一層容易であつた。

以上諸種の教法は多年の經驗から自然に發達したものであつて、幾多の長所があり、今日でも尙則るべき點が少くないのみならず、西洋諸國に發達した教育上の重要な傾向を網羅してゐるかの觀がある。但我が國には之を理論的に發展せしめた教育家なく、維新後に於ては、只管海外教育法の模倣に趨り、却つて邯鄲に故歩を失ふに至つたのは、一時的の現象であつたとは言へ、遺憾なことである。

第二章 欧米の教育

## 第一章 希臘の教育

### 第一節 希臘教育の特質

#### 文化の源流

**文化の源流** 希臘は地中海上の一 小半島で、海岸は屈曲多く、良港に富み、氣候は快適で風光美はしく、山岳各所に亘つて國內二十餘の小邦に分かれた。此の幸福な樂土に生まれた希臘人は、獨立自由の念強く、又美を愛し、調和を尊び、自然を樂しむ美的情操早く發達し、知性も亦頗る明敏であつた。かくて航海の安易な爲、東洋諸邦の文明を吸收した上に、宗教上の信仰から、所謂神聖競技が行はれ、運動競技を始め、あらゆる學術技藝の競爭が盛んであつた爲に、古代に於て早く絢爛たる文華を開いた。歐洲近世の文化は、哲學にしろ、科學にしろ、將美術にしろ、其の源を悉く希臘に發して

る。

#### 希臘教育の理想

**教育の理想** 希臘の教育は、人間固有の諸性能を、調和的に發達せしめ、國家有要の公民を養成するを以て其の終局の理想とした。即ち國家主義と調和的發展との二者は、希臘の教育に共通な二大特徴であつて、教科としては、一般に身體を鍛錬する體操と精神を修養する音樂とを課した。併し、邦によつて國家主義の極端に行はれた所もあり、又さほどでもない所もあり、夫れく、多少趣を異にしてゐた。茲には其の代表とも見るべき、スバルタとアテネとの教育について、大要述べることとする。

### 一、スバルタ

**スバルタ** 人はドリア種族で、北方山地から次第に南方に侵入し、ペロポネス半島の土人を征服して此處に住んだ。かくて内は僅かに九千戸の士族で十二萬の土人と二十萬の奴隸を支配

せねばならず、外の諸邦と對立する必要から、紀元前八百二十年頃リコルゴスは憲法を改正し、極端な國家主義尙武主義の教育法を制定した。

スパルタの教育は、(一)戦争の爲に身體を鍛錬し、(二)長老を敬ひ、法律に服従し、及び忍耐、果斷、勇氣の道徳的修養を與ふるを以て其の直接の目的とした。兒童生まるゝや、國家は其の健否を試し、虛弱なものは生存を許さない。七歳家庭から引き上げて、共同教育所に入れ、國家の任命した教官が之を指導した。共同教育所では裸頭跣足、夏冬唯一枚の外衣を着、藁や蘆の床に臥し、小量の粗食に甘んじ、冷水に浴し、鞭撻に耐へるなど、あらゆる艱苦缺乏を忍ばせ、勇氣を鼓舞する訓練が行はれた。學科は、十二歳からは、角力、競走、圓盤投、飛躍等の體操を主とし、愛國心と勇氣とを養ふために音楽をも併せ課し、讀書、算術、習字等は私に學ぶに過ぎなかつた。十八歳

兒童組を脱して青年組に入り、軍事教育を受け、三十歳、成人となり、始めて家庭を作つたが、六十歳迄は軍務に服さねばならなかつた。

スパルタの女子は、強壯な子女を擧げ得る強壯な母でなければならなかつたから、男子と同様に嚴格な教育を受け、啻に身體が強壯であるばかりでなく、愛國心強く勇氣に富み又貞操最も正しく、常に男子を鼓舞して出征させ、毫も後顧の憂なからしめた。

スパルタの教育はかく、尙武に偏したから、軍事や、體操では希臘の師と呼ばれたが、學問藝術などの精神的方面に於ては見るべきものが甚だ少かつた。所謂希臘の文明は大部分、アテネに發達したものである。

## 二、アテネ

イオニア種族の代表たるアテネは、希臘諸邦中最も文化の發達した邦である。其の教育は紀元前五百九十四年ソロンの立て

希臘の音樂學校  
(シーレにて發見せる杯の模様  
より)  
右端にあるは教  
僕、一人の生徒  
は希臘の詩を、  
他の生徒は音樂  
を學ぶ。



た憲法に基づき、スパルタとは全く異なつた色彩を有してゐる。即ち身體と精神との調和的發達を理想とし、身體の鍛錬を重んずると同時に文學、美術を重んじ、殊に音樂を尙んだ美的教育である。國家有要の公民を養成する點に於てはスパルタと同じであるが、スパルタよりも遙かに多くの個人の權利を認めた。又父母は子女を教育する義務あるものとはするが、一定の法規で強制せず、其の方法は之を個人の自由に一任した。

アテネに於ては、家庭をば兒童の人格養成上重要な場所とし、幼少なる間は母の手で主として身體に對する教育を施し、又禮法傳説

\* Pedagogue  
等を授けた。七歳に達すると、教僕(教僕は一般に、老いたる、又は虚弱な奴隸であつた)に導かれて、午前は私立の體操學校に、競走、高飛、圓盤投、槍投、角力等を學び、次ぎに私立の音樂學校に行き、先づ唱歌にて宗教的道德的な歌や、歴史上の敍事詩を唱へ、後讀書文法習字等を學んだ。十二歳からは更に算術、天文が加はつた。十六歳、教僕の手を離れ、國立の體操場に入つて武藝を練習し、十八歳卒業の上、成人となり神前に宣誓して士班に列したが、尙二十歳迄は軍隊的教育を受けた。女子の教育はあまり顧みられなかつた。學問は却つて其の淑德を害ふものと信ぜられ、常に深閨に育ち、家政と裁縫とに從事してゐたから、身體概ね虛弱、スパルタ婦人の強壯剛健なるには較ぶべくもなかつた。

降つてペリクレス時代に入ると、アテネの文化は其の頂點に達し、政治、文學、美術、哲學の各方面に偉大な天才が顯はれ、一般市民も

\*Sophist  
ソフィスト

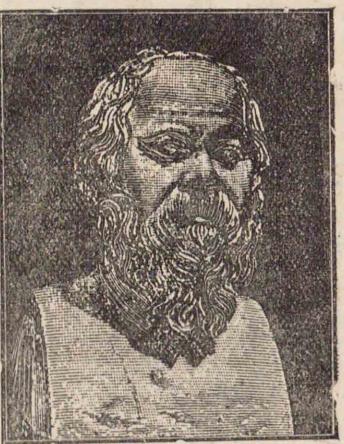
更に高等の教育を望むやうになり、身體の教育よりも精神の教育を重んずるに至つた。又ソフィストと呼ばれる一派の職業的教育家が出で、月謝を取つて文學、修辭、政治等を教授した。ソフィストとは、もと智者を意味したのであるが、是等學徒の品性漸く墮落し、古來の眞理に對して懷疑的思想を有するに至り、個人主義的傾向が次第に勢を得るに至つた。

## 第二節 希臘の教育家

希臘の哲學は、早く紀元前六世紀頃から發達したが、夫れは主として自然哲學であつた。ソクラテスがソフィストの懷疑思想に反抗して立つに及び、精神的道德的方面に轉換し、アリストテレスに至つて其の最高所に達した。中にも教育學者として特に注意すべきは、アリストテレスである。

### 一、ソクラテス

\*ソクラテスはアテネ市の人。父は彫刻家で母は産婆であつた。支那の孔子にも比すべき大道德家、大教育家で、道徳の改善、眞理の普及を以て己が任とし、敝衣跣足、日夜市街を彷徨し、相手を選まず得意の問答を試みて知見を開いたが、不幸にも時人の誤解を受けて死刑を宣告せられ、從容毒を仰いで獄中に斃れた。



知行合一 \*Socrates B.C. 469-399  
ソクラテス

知行合一說 ソフィストは「人は萬物の尺度である」道徳上善惡の判断の如きも、個人の便宜に従つて異なるべきであると說いた。此の懷疑思想に反抗して立つたソクラテスは、道徳には萬人共に守るべき普遍的の善ありと說き、更に進んで知行合一說を唱道した。其の說によれば凡そ惡行は無知の結果である、眞に善を知らば必ず行ふべき筈である、蓋し善は必然に幸福を伴なふからである。斯く知と行は合

一するから道徳は教ふる事が出来る、眞に知る事によつて道徳は成る。併し眞に知らんが爲には人々先づ自己の無知を自覺せねばならぬ。即ち「己を知る」ことは教育の出發點である。

## ソクラテス法

ソクラテス 2 Platon Bc 427—347 1 Socratic method

**ソクラテス問答法** ソクラテス問答法は、無知を自覺せしむる反語法と眞知を得しむる產婆法との二段から成つてゐる。反語法とは、茲に一つの問題があつて、相手若し知れりとの風あらば、段々と反語的發問を重ね、終に相手を自己撞著<sup>イヨ</sup>に陥らしめ、其の無知を悟らしむる法である。次ぎに產婆法は知見開發の段であつて、日常卑近の経験について問答し、歸納的に相手の知識を導き、終に概念定義を自ら發見せしめる。ソクラテス自ら曰く「余は知識を授けるのではなくて知識を生ましめる產婆である。」と。

## 二、プラトン

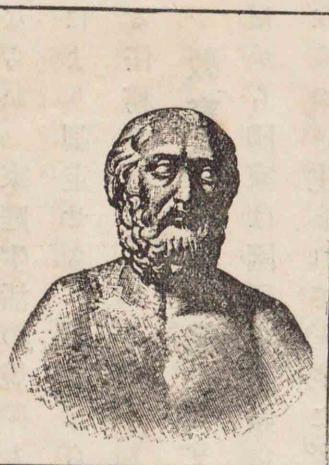
2 プラトンはアテネの人。ソクラテスの教を受くること八年後アテネの近郊アカ

デミーに學校を開き死に至るまで育英に從事した。氏はソクラテスの思想を承けて更に深遠な哲學體系を組織した。其の著「對話篇中[共和國]法律」の二篇特に「共和國」に於て氏の教育意見を窺ふことができる。

## 理想的國家

プラトン

## 理想的國家



**理想的國家** プラトンの教育説はスパルタに倣つて極端な國家主義である。彼に從へば國家は大なる個人である。個人の精神に理性、氣力、欲望の三作用ある如く、國家にも亦理性に相當する支配者氣力に相當する軍人、欲望に相當する労働者の三階級がある。そして個人に於て、上の三作用の夫れ夫れに應じ睿智、勇氣、節制の三徳があり、三者相調和する所に正義の徳ある如く、國家の各階級亦各其の本分を守り、正しき關係を保持するときは、國家最高の徳たる正

## 四主徳

義を實現する事が出來る。國家としての正義の實現是が教育の目的である。

國家は最高の道德的社會である、個人は絶對に之に服從せねばならぬ。家庭生活の規律も、教育の方法も、職業の選擇も共に國家により制定せられねばならぬ。中にも教育は國家の最も重要な任務である。

#### 教育の方法

教育の方法 健全な父母からのみ健全な子女が得られる。だから、國家は國民の結婚に干渉し、結婚に關する規定を定めねばならぬ。生まれて三歳に至る迄、主として其の身體に注意し、三歳より六歳に至る間は遊戯によつて身體及び精神の發達を計り、且適當な童話を授け、七歳以後學校教育を受ける。學校は國家が設立し、教師は國家之を任命し、強制的でなければならぬ。七歳から十歳迄は主として體操を學び、十一歳から十八歳迄は主として精

#### 要約

神教育を受け、十九歳より二十歳迄、軍事教練を受け、特に學術に秀でたものは三十歳迄高等な科學的修養を積み、少數の優秀者に限り更に五個年間哲學を學んで爲政者となる。凡そ一國の政治は哲學者によつて行はるべきである。曰く「哲學者が國王となればならぬ、若しくは國王は哲學者であらねばならぬ。」と。教授の方法について、彼は、教授は兒童の經驗及び交際に結合すべきこと、ソクラテス問答法を利用すべきこと、反復すべきこと、自己活動を引き起すべきこと、個別的取扱をなすべきこと等を說いた。彼は又スパルタの慣習に従つて、女子の體育を獎勵した。

アラトンの教育説は倫理的社會的であつて、極端な國家主義である。しかも、階級的な貴族主義で、人類の平等といふことは、彼の考になかつた。そして是は明らかにスパルタの教育の影響を受けたものである。彼は教育を系統的に敍述した最初の學者で、其

の國家主義は後フイヒテによつて繼承せられ、ナトルフによつて復活せられて、現代の社會的教育學の淵源となつてゐる。

### 三、アリストテレス

アリストテレス

\*Aristoteles Bc 384—322

**アリストテレス** は希臘の一植民地スタギラに生まれた。長じてアテネに出で、プラトンの門に入り、學ぶこと二十餘年、マケドニア王フィリポの招に應じ、王子アレクサンドルの師となり非常な尊信を受けた。後アテネに歸り著述に從事すると共に育英の業に從つた。氏は歴史上稀に見る博學宏才の士で多くの學術を集成組織した。其の學術は後小亞細亞を經て羅馬に傳はり、次いでサラセン帝國に普及し、中世紀の後半、歐洲に逆輸入せられ、千有餘年間學術の本宗と仰がれた。「學問上の歴山王の名空しからず」といふべきである。

教育說

**教育說** アリストテレスの教育說も、プラトンと等しく、國家主義である。人は社會的動物である。個人は個人としてでなく、相依つて社會を形成し、社會の爲に活動せねばならぬとはアリストテレスの根本思想である。併し、彼はプラトンの如く、極端に馳

せず、個人の自由をも認めた。プラトンの説がスパルタ流なるに比すれば、彼の説はアテネ流である。彼は教育作用の中最も道德教育を重んじ、徳は中庸にありと唱へた。徳ある人にして始めて社會の爲に活動することが出来る。

教育は身體の養護と良習慣の養成と教授とから成る。其の順序を言へば、幼時は遊戯によりて心身の發達を計り、七歳より十四歳に至る迄、初步の教授と體操とを課し、後三年間は高等なる精神教育を施し、夫より二十一歳に至る迄、強度の體育を施し、之によつて軍人としての修養をなすと共に、不自然なる性欲の發動を豫防する。遊戯の教育的價値を認めたこと、知育の外に、養護及び、練習による習慣養成の必要を說いたこと等は、彼の教育説に於て特に注意すべき點である。

## 第二章 羅馬の教育

羅馬の教育

羅馬は紀元前七百五十三年、伊太利のチベル河畔に國を建て、次第に四隣を征服し、終に地中海沿岸の諸國を併合して一大帝國を成した。其の人民は祖先を尊び、家系を重んじ、愛國心に富み、戦に勇に、眞摯にして能く職務を守り、質樸剛健、頗る現實的實際的な特質を有してゐた。

教育の理想

此の國民性に基づいた羅馬の教育は、國の法律に従ひ、名譽を尊重し、愛國の精神に富み、且質樸剛健にして、實地的動作に勝れた公民を養成するを以て終局の理想とした。そして政治と戦争とは其の生活の主要部であつたから、軍事、法制、修辭等は教育上重要な科目となり、何れも著しく發達し、中にも法律制度の進歩は前古無比であつたが、文學や藝術は頗る振はなかつた。之を希臘に比較

すると、彼が、心身の調和的發展を理想とし、多くの哲學者、藝術家を出だしたに反し、此は飽くまで實用を離れず、多くの政治家、雄辯家を出だした。唯其の國家主義であつた一點に於て兩者相一致する。

羅馬の教育は王政時代、共和政時代及び帝政時代に於て多少趣を異にしてゐる。殊に紀元前百四十六年希臘を亡ぼして以來、希臘の文明滔々として羅馬に侵入し、教育上一新时期を開いた。概して言へば、羅馬初期の教育は質素厳格な軍隊式で、スパルタに近く、後期は文學、修辭を重んじ、アテネに髣髴たるものがある。

**初期の教育** 羅馬初期の教育は、主として家庭に於て行はれた。羅馬は家族制度の國で、其の家長權は絶大であり、且一夫一婦の制行はれて、子女の教育は氣品高き母の掌る所であつた。常に從順、謙遜、敬虔、忍耐、勇氣、誠實等の諸徳の養成に力を注ぎ、殊に父母

各時代に於ける  
教育の特徴

初期の教育

## 後期の教育

は子女の愛國心を鼓舞する爲に、機會ある毎に、偉人の事蹟や戦争の物語をなし、宴會等の席では、長者、偉人の傳記を演べ聽かせ、児童に讃美の歌を謡はせるのが、ならはしであつた。教授は體操の外に讀書、習字を課し又十二銅盤法を誦せしめた。學校は紀元前五世紀頃から存在したが、凡て私立で、國家は之に關與しなかつた。

## 後期の教育

希臘文明の移入と共に、次第に固有の家庭教育の美風を失ひ、終には子女をもアテネ風に、乳母、教僕等の手に任せることに至つた。國粹主義者は極力之に反対したが、一世の風潮、如何ともしがたく、戰敗者希臘は、文化の方面に於て、却つて羅馬を征服した。

學校には初等學校、文典學校、修辭學校の三種あつて、初等學校は六七歳の兒童を入れ、讀書、習字、算術の初步を授け、頗る嚴格な訓練を施した。十二歳に達すると、文典學校に入つて、希臘語、拉丁語、修

辭、法律、音樂等を學び、十五六歳、修辭學校に入り、主として修辭、辯論の術を研究した。

羅馬の教育家としては、ブルタルコス、大カトー、セネカ、クインチリアヌス等著名である。中にも、**クインチリアヌス**は羅馬第一の教育家で、西班牙の人であるが、羅馬に來つて修辭學校を開き、多くの秀才を養成した。氏は雄辯家を作る教育の目的とした。併し、茲に雄辯家とは、唯、辯に巧みな人といふ意ではなくて、凡ての必要な知識を有し、道徳的品性を具へた公民を指すのである。教育の

Quintilianus 35?-100?

スクインチリアヌス



羅馬の學校  
左方、學習(ボンメイにある繪畫より)  
中央、演述(ローマの石棺よみ市にある繪畫より)  
右方、課罰(ハーフレーネウム市にある繪畫より)

方法としては、生徒の個性に注意すべきことを唱へ、又學校教育と家庭教育とを比較し、前者を以て後者に勝れりと論斷した。其の著「辯論術教本」は文藝復興時代に於て、大に尊重せられ、人文派の思想に大なる影響を與へた。

### 第三章 基督教と教育

#### 基督

\*Christ.

希臘の美的教育も、羅馬の實際的教育も、共に現世的であつたが、基督教興つて未來的出世間的教育を説くに及び、歐洲の精神生活に一大轉向を來した。

<sup>\*</sup>基督　は猶太の人。紀元前四年ガリラヤ州のナザレに生まる。<sup>うとうとくじゆ</sup>始め豫言者ヨハネの教を受け、三十歳頃一派の宗教を開き、自ら「神の子」と稱して布教に從事したが、其の高い人格と熱心とで、到る處偉大な感化を與へた。後ユダヤの僧侶に訴へられ、終に磔刑に處せられた。基督は、全生活其の者が、己に人類に對する一大教育であつて、人格的感化に於て千古に勝れたのは、いふまでもなく、其の教育法亦實に巧妙を極めた。

#### 基督教の教義

基督教によれば、人は凡て神の子で、神は人類共通の父であり、一切の人類は神の前には平等である。神は人類を救濟する爲に世界を創造し、且之を攝理する。従つて、衷心から神を信じ、同胞を愛し、自己の罪惡を悔い、肉慾を抑へれば、我々の靈は救はれて天國に入り、神の許に永遠の樂みを享くることが出来る。即ち基督教は教義の根柢を愛に置き、救濟の方法を信仰に求め、愛と信仰とによつて、永劫の生活に入らうとする教であつて、人世の各方面に大きな變動を齎らした。其の中、教育に及ぼした主な影響として、左の諸點を擧げることが出来る。

一、教育は兒童を神に導く愛の事業であるとし、博愛の精神を教育に導入した。

二、階級的差別を破り、奴隸にも女子にも、如何なる種屬、如何なる階級にも平等の價値を認め、從來の國家主義の教育は、一轉し

て個人主義、世界主義となつた。

三、現世を以て未來生活の準備とし、現世主義から出世間的な教育に、希臘羅馬の知的美的な教育から宗教的道德的教育に轉じた。

四、従つて國民的道德や、市民生活に必要な知識、技能は斥けられ、博愛、敬虔、克己、服從等の宗教的道德を尊び、凡ての教育は聖書を中心として行はれ、宗教に關係なき學問、藝術は信仰を害するものとして疎んぜられた。

五、靈を尊び肉を卑しみ、禁欲生活によつて精神の救濟を求めたから、自ら體育を輕視し、訓練法も亦苛酷であつた。

六、兒童の教育は、父母が神から委託せられた神聖な義務であるとし、家庭教育を重んずるに至つた。

以上の特質は、中世紀に於て最も著しく顯れたが、其の後永く歐

洲の教育界を支配して今日に及んでゐる。歐洲に於ける基督教の影響の廣大なるは、東洋に於ける儒教に匹敵し、希臘の思想と共に近世文明の二大源泉をなしてゐる。――

#### 第四章 中世の教育

紀元四百七十六年西羅馬帝國の滅亡から、紀元一千四百五十三年東羅馬帝國の滅亡に至る凡そ一千年間を、歐洲中世期と稱へ、世俗的學問の最も衰へた所謂暗黒時代である。

中世期の始め、歐洲北方の野蠻人グルマニ民族が羅馬帝國に大遷移を企て、又基督教の擴まるにつれ、之に對する迫害起るなど、全歐混亂を極め、戰爭止む時なく、従つて學校は頽廢し、書籍は散逸し、古代の文化は殆んど廢絶に歸した。其の間、基督教の僧侶が布教のために學校を開いて唯僅かに文教の命脈を維持した。

## 中世の区分

**中世の区分** 中世の教育は通常之を二期に区分する。第一期は第五世紀から第十一世紀に至り、ゲルマニ民族が基督教の感化を受け、次第に野蠻の風習を脱する時期で、中世の大部分を占めている。第二期は第十二世紀以後、ゲルマニ民族が不羈獨立の特性を發揮し、其の獲得した文化を利用して、政治的社會的に活動を始め、教育の改良を企てた時代である。

## 一、第一期の教育

## 基督教の教育

基督教の弘まるにつれ、其の教育を施す學校が次第に起つた。<sup>1</sup>問答學校は最も早く紀元二世紀アレクサンドリアに起り、四世紀の終に至るまで、基督教的教育を施した。下つて五六世紀の頃から、各本山に<sup>2</sup>本山學校起り、僧正監督の下に主として宣教師を養成すると共に一般の青年をも教へた。又第六世紀以後各地に僧庵學校が設立せられた。僧庵學校は以上各種の學校中、特に教育上、

- I Catechetical schools  
2 Cathedral schools

## 重要な位置を占むる。

## 僧庵學校

僧庵とは遁世して清き宗教的生活を營まうとする



僧庵學校  
(外典  
七年  
四百九  
千の形刻よ)

- I Monastic Schools.  
2 St. Benedict 480-543

修道者が團體生活をなす場所で、僧庵學校は僧庵に附屬した學校である。始め伊太利のベネデクト、カシノ山中に僧庵を建て、其の規則に「閑散は精神の大敵なり」と言ふ原則から、一日少くも七時間は農業、手工等の勞作を課し、二時間は讀書すべきことゝ定め、少年教育の端を開いた。是が僧庵學校の起原である。もと僧侶志願者のみを入學せしめたが、後には内典、外典を分かち、外典に於て一般俗人をも教育することゝした。教師は凡て僧侶で、學科は諳誦に

七自由科  
文法(文學を含む)  
修辭(歴史を含む)  
辨證法(以上三學)  
幾算音樂(以上三學)  
天(地理を含む)  
天文(物理を含む)  
以上四術

よつて七・自由科を授け、獨身、貧困、及び服從を德育の三大眼目とし、頗る嚴格な宗教的訓練を施した。又作業の一部として多くの古書を集め、書寫し、典籍保存の上に大なる貢獻をした。

僧庵學校は次第に各地に擴まり、第八世紀から第十世紀にかけて全盛を極めた。殊に第八世紀カロロ大帝は意を教育に用ひ、羅馬及び基督教の文化を北方に移植するに力め、又寺院附屬の學校を改良發達せしめたが、爾來其の業を紹ぐものなく、第十一世紀以後教育は再び衰退した。

## 二、第二期の教育

第十一世紀以後、羅馬法王の權威衰へ、諸侯武士の勢力盛んとなり、僧侶の寺院教育は衰頽して武士の教育が起つたが、第十四世紀に於て是も衰へた。又十字軍の爲に商工業發達し、都市殷盛となるにつれ市民學校が起つた。更に、第十二世紀頃からアラビヤに發

## 第一期の教育

達した科學は歐洲に移入せられ、且十字軍の遠征によつて歐洲人の眼界著しく擴まり、世間的興味が旺盛となつた爲に大學の興起を促すに至つた。要するに、第二期の教育は純然たる中世紀教育から、近世の教育に移る過渡期といふべきである。

### 一、武士の教育 諸侯と武

士との主従關係と基督教の精神と結合して、武士道と其の教育法が起つた。武士の教育を受けるものは、貴族の子弟で、七歳になると武士の家に預けられ、貴婦人の扈從として行儀作法を見習ひ、十四五歳、從士となり、主君に侍して七術を學び、二十一歳に達すると嚴肅な儀式の下に、寺院を衛り、不正を擊ち、僧侶を尊敬し



武士の教育  
武士に入る儀式

七術  
騎馬、水泳、  
術撲、作詩、  
將棋、狩獵、弓

婦人及び貧しきものを保護し國家の平和を保ち、同胞の爲に血を流すことを辭せない」といふ誓を立て、始めて武士の列に入つた。其の教育は實行による訓練を旨とし、知的教育は多く顧みられず、讀書は女子的であるとして輕んぜられた。

## 市民の教育

二 市民の教育 十字軍の結果、商工業次第に發達し、市民の地位及び勢力の高まるにつれ、自然に其の實際生活に必要な教育を施す市民學校が設立せられた。市民學校には二種あつて、一を國語學校と言ひ、讀書、習字、算術及び信書の往復等主として日常生活に必要な事項を授け、他を拉丁語學校と言ひ、國語學校よりは程度稍高く、拉丁語を主とし、讀書、文法、宗教、讚美歌等を併せ授けた。市民學校は始め伊太利、和蘭、ライン地方の都市に盛んであつたが、後各國に普及するに至つた。

## 大學の起原

## 三大學の興起 大學は、もと、アラビヤ文化の刺戟を受け、自由

に科學を研究せんとする學者の私設團體で、教會及び政府と何の關係もなかつたが、次第に發達するにつれ、王侯の保護を受け、種々の特權を享くるに至つた。教科は通常、神學、法學及び醫學の三科に分かれ、其の下に七自由科及び哲學を教授する豫備科があつた。サレルノ大學、ボロニア大學、パリ大學等は何れも第十二世紀の創立で、オックスフォード大學、ケンブリッヂ大學等之に次いで設けられた。

## 第五章 第十五、六世紀の教育

## 第一節 文藝復興と人文主義

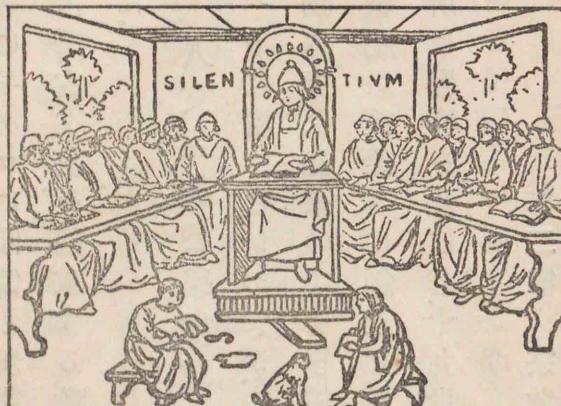
文藝復興 文藝復興とは希臘、羅馬の古文藝の復興を意味し、十四世紀から十六世紀に亘る一大運動である。中世紀後半以後、交通開け、都市富み、思想界漸く覺醒し來つた結果、自ら宗教の束縛

1 Boccaccio 1313-1375  
2 Petrarca 1304-1374

を脱し、自由な研究をなさうとする氣運勃興し、遙に古代を回顧し、其の自由にして自然的な文化に憧憬し、之に倣はうとするに至つたのが其の動機である。此の運動は先づ上古羅馬の遺風多い伊太利に起り、伊太利の文學者ボカチオ及び人文學者の模範と呼ばれるペトラルカ等は早く十四世紀に於て、神學に反抗し古學の研究を主唱した。次いで紀元一千四百五十三年東羅馬帝國はオスマンリトルコ人の爲に滅ぼされ、文化の中心たるコンスタンチノープル陥落するや、多くの古典學者書を抱へて伊太利に遁れ來つた。伊太利の都市は能く是等の學者を保護し、古學に志す者集り学んだから、伊太利は古文藝復興の中心となり、英、佛、獨の各國から、遊學するものも多かつた。剩へ、印刷術の發明は思想の普及に一層の便宜を與へ、復興の氣運は終にアルプ山を越えて北歐までも瀰漫した。但南歐の學者は古文藝の復興を唱ふるに過ぎなかつ

1 Erasmus 1467-1536  
2 Humanism

### 人文主義



校第十五世紀の學  
年(千四百九十三)出版書籍よ三  
とばて座教師と入板る幼答年手と前生  
意とは質せ。問幼助し師と門かは年し  
る。『静肅』Henrivm書表透明のて右方には  
る。あとな手ゐる。

たが、北歐の學者、特にエラスムスの如きは、希臘語、ヘブライ語によつて聖書を根本的に研究したので、これがやがて宗教改革の導火線となつた。文藝復興に興かつた人を人文派、其の主張を人文主義と名づける。

### 人文主義

人文主義は希臘の自由教育の復興であつて、中世の宗教教育に反対し、教育の目的は人格の自由なる發達にありとし、其の方便として古典を採用した。即ち古典を學ぶ間に、希臘時代の高尚で自由な精神に觸れ、之によつて、人としての完全な發達を遂げしめようと企てた。然るに十六世紀以後、當初の目的を忘

れ、只管形式の美に趨り、古語古文の記誦を事とし、古典の中にも特にキケロに傾倒し、所謂キケロ主義を現出した。爲に後世では、古語、古文藝を偏重する教育を一般に人文主義と呼ぶやうになつた。

### 人文主義と學校教育

人文主義は、初等教育については見るべき影響もなかつたが、中等教育の内容に著しき變動を與へた。獨逸では從來の中等學校を改めて文科中學校とし、英國では十四世紀以後徐々に創立せられた公衆學校の組織を改め、其の他到る所に影響を及ぼし、十九世紀に至る迄歐洲の中等教育を支配した。

### 第二節 宗教改革と新教の教育

寺院の腐敗、僧侶の墮落は、中世紀に於てすら已に反抗を喚び起し、英國の<sup>1</sup> ウィックリフの如きは夙に宗教改革を主張したのである

が、時機未だ至らずして不成功に了つた。然るに文藝復興に伴なふ聖書の自由研究は、自ら羅馬教會の教權に對して疑を抱くに至らしめ、改革の氣運次第に熟し來り、千五百十七年マルチン・ルーテルの贖罪符を難ずる檄文によつて、始めて其の強い烽火が擧げられた。

**ルーテル** マルチン・ルーテルは獨逸アイスレーベンの人、一鍛夫の子であるが、幼時頗る嚴格な家庭教育を受け、長じて大學に入り僧侶としての修養を積み、ウイツテルベルヒ大學の教授となつた。後宗教改革を唱へて、法王から破門せられたが毫も屈せず、續いて起つた幾多の迫害を物ともせず、或は聖書を獨逸語に翻譯し、或は大小二種の聖教問答を著し、或は讚美歌を編し、火の如き熱心を以て新教の宣傳と初等教育の振興に力めた。其の勇悍豪邁なる、我が日蓮に髣髴たるものがある。

**新教と初等教育** 新教の教義は、從來羅馬法王が神と人との媒介者となり、天國の鍵を握つてゐたに反対し、(一人は自己の良心に基づく信仰によつて直接に神に救はるゝもので、何等の媒介を

\*Martin Luther 1483-1546

1 Wycliffe 1320?-1384

2 Reformation

も要しない、(二)聖書は直接に我々に神の道を示し、聖書こそ、信仰の根源であるとの二大主義に基づいて立てられ、全く羅馬教會の教權を認めない。即ち新教は從來外面的形式的であつた信仰を切實な内面的なものに變じ、人格の尊嚴と自由とを認め、又徒らに現世を卑まず、日常の實生活に於て神の心を體すべきことを教へた。此の、現世を重んずる思想は教育上身體に對する考を一變せしめた。

信仰の根源が聖書にありとすれば、一般の人々に對し、自ら聖書を読み得る教育を施し、自由な人格を育成することは、新教の最も重要な仕事の一である。従つて宗教改革家は何れも教育に力を盡くし、普通教育は新教徒の力によつて始めて其の基礎を置かれた。史家コンペーレー曰く「小學校は新教の生んだ兒童で、宗教改革は其の搖籃である」と。

## ルーテルと教育

教師としてルーテル

\* Zwingli 1484-1531



## ルーテルと教育

ルーテルは(一)普通教育の必要を力説した第一人者であつて、各市は基督教學校を設立すべく、又兒童は男女を問はず必ず學に就くべきを論じ、始めて強制教育を主張した(二)教科については、最も宗教及び古語を重んじたが、歴史、辨證法、修辭、數學、唱歌、體操等の價值を認め、(三)教師の職の高尚なるを説き、良教師の養成に力を用ふべきを唱へ(四)又從來の苛酷な訓練法を寛和すべきことをも力説した。

**新教の教育家** 著名な宗教改革家として、ルーテルの外に瑞西の<sup>\*</sup>ツイ

<sup>1</sup> Calvin 1509-1564  
<sup>2</sup> Melanchthon 1479-1560

ングリ、佛蘭西のカルヴァイン、ルーテルの協力者で「獨逸國の教師」と尊ばれたメランヒトン等があり、是等の人々は何れも宗教改革家であると共に、人文學者で、同時に又教育者として有名である。中にもメランヒトンはウイッテンベルヒ大學の教授たること四十二年、新教國の教育制度の制定に大なる功績があつた。

「……余は主權者が必ず其の子弟を學校に送るべく部下に強制するであらうと信ずる。……若し健康な壯丁に、武器を肩にし、城砦<sup>城壁</sup>を乗り越え、軍務を全うすべきを強制し得るとしたら、一層大なる理由の下に、兒童を學校に送ることを強制することが出來、又強制せねばならぬ。學校の問題とするところは、惡魔との戰といふ一層人との戰よりは怖ろしき戰爭であるからである。……〔ルーテル〕」

## 第六章 第十七世紀の教育

### 第一節 十六世紀以後に於ける教育の發達

中世的傾向 教權より自由に、神學より科學に、超自然より自

然に移るのが近世教育の使命である。併し、かかる大事業は固より一朝にして果さるべきもない。文藝復興、宗教改革等は、教權に反抗し、自由研究の精神を鼓舞し、教育上多くの貢獻を成したのであるが、未だ完全に中世的傾向を脱し得ないで、十六世紀の教育は舊教に於ても將新教に於ても古典、古語を中心とし、教育の實權は僧侶の手にあり、精神は近代的であつたが、其の方法は依然として古語主義宗教主義の舊態にあつた。

近世語の發達 降つて十七世紀に入り、近世國家の基礎が確立し、國民的意識の高まるに従つて、各其の國語を尊ぶと共に、實用上からも近世語の價值を認めて、其の發達普及に努力する人々が多くなつた。

學術の進歩 十六世紀から十七世紀にかけて、學術は長足の進歩をなした。コペルニクス、ケプラーの天文學、ガリレイ、ニウト

教育に及ぼした

ンの物理學、ハーベーの生理學、デカルトの哲學、ベーコンの歸納的研究法等が次ぎ次ぎに起つて近世文化の地盤は極めて固くなつた。殊に歸納的研究法、地動説の唱道、新大陸の發見、マジエランの世界一周等は中世の宇宙觀を全く打破り、自然研究は日を追うて盛に、科學的實學的傾向は終に一世を風靡するに至つた。

**新教育** 學術の進歩は教育にも大なる影響を及ぼし、實學的傾向は次第に古學の壘を摩し、從來宗教の爲に施された教育は全く現世的となつた。名づけて新教育といひ、其の派の人々を新教育家或は教育改良家と呼ぶ。左に新教育の主要な二三の特徴を擧げる。

一、宗教的であり古典的修飾的であつた教育を、科學的實用的ならしめたこと。

二、中世に於て輕んぜられた身體に注意するに至つたこと。

- 三、苛酷な訓練を避けて寛和な方法を取るに至つたこと。
- 四、言語の諳誦を棄て、事物の直觀及び理解を尊ぶに至つたこと。
- 五、古語を排して國語を重んずるに至つたこと。

## 第二節 第十七世紀の教育家

### 一、新教育の首唱者

新教育の多くの特質中、特に注意すべきは古典偏重の人文主義に反對して實學主義を主張した點にある。けれども前者から後者に移る過渡期に於ては、人文的色彩に富んだ學者で實學主義を主張したものが多く、新教育は是等の人々によつて開拓の最初の鍵を入れられた。

**一、ラブレタ** 佛國の醫師で文筆に長じ、一篇の諷刺小説を著

新教育の主唱者

\*Rabelais 1483-1553

して、當時の教育が言語の形式的練習にのみ偏せるを攻撃し、宗教、道徳、科學及び身體の各方面に亘る多方面の陶冶を主張し、形式よりも内容を重んじた。けれども、氏が知識の内容としたものは、古典の中にある事柄を指し、未だ自然界の事物其の者についての研究には及ばなかつた。史家、或は、氏の主張を人文的・實學主義と呼んでゐる。

**二、ミルトン** 英國の大詩人で「失樂園」の著者である。教育に興味を有し、自ら貴族の子弟を教育したことがある。氏は其の著「教育論」で、教育の目的は「戰時と平時とを問はず、公私の職務を正しく敏速に、且雄々しく遂行し得る人を作るにある」とし、從來の言語的教育に代ふるに、事物の知識を以てすべきことを唱へた。けれども、所謂事物の知識が、古典の内容的方面に過ぎなかつたことはラブレーと同じであつた。

\* Milton 1608-1674

Montaigne 1532-1592

**三、モンテニウ** 佛國著名の論文家である。氏は教育の目的は文法家を作るのではなく、又論理學者を作るのでもなく、實に心身の両面に亘り完全な紳士を養成するにある。教育の對象は「精神でもなければ、身體でもない、夫れは人(全體としての)である」と說いて、從來軽んぜられてゐた體育に大なる注意を拂つた。教授の方法に就ては、「若し理解が伴なはなかつたら、知つても何の效もない」と主張して大に當時の注入教育に反対し、又古語よりも先づ自國語を學ぶべきであるとした。訓練については愛と威とを兼ね備へた「厳格な寛和」によるべきを唱へ、コメニウス、ロック、ルソー等に大なる影響を與へた。

**四、ラトケ(ラチヒウス)** ラブレー、ミルトン等は事物に關する知識の必要を說いてはゐるが、未だ直接に自然界の觀察を主張するには至らなかつた。眞に自然界の事物に眼を開き、ベーコンの

歸納的研究法を採用して、経験を基礎とする教育を打ち立てようとの試みは、ラトケを以て嚆矢とする。氏は一切の知識は目による外的直觀と、耳から入る内的直觀とに起源するから、先づ事物を直觀せしめ、然る後其の説明に及ばなければならぬ、教授は凡て自然の順序に従ひ、一時には一種の學科を授け、言語の教授は自國語から始めて順次に古語に進ましむべきであると說いた。氏は實地の教育事業では成功するを得なかつたが、其の學說はコメニウスの先驅として、特に注目に價する。史家或は氏の主張を感覺的・實學主義と呼んでゐる。

## 傳記

\*Johann Amos Comenius 1592-1670

## 二、コメニウス

傳記 ヨハン・アモス・コメニウスは墺國モウヴィア州に生まれ、實學主義を大成した大教育家である。早く父母を失ひ、叔母の家に寄寓した程の不幸な境遇にあつたから、當時最も重んぜられた拉丁語も十六才で始めて學ぶことを得たが、却つて之が爲に當時の教授法の缺陷を見破り、他日教育改良に志す端緒を開いたといはれてゐる。後ヘル



コメニウス

ボルンハイデルベルヒの兩大學で神學及び哲學を修めた。ヘルボルン在學中、ラトケの教育事業を知り卒業後、和蘭英國等に旅行し、英國に於てはベーコンの著書を研究した。千六百十四年ブレラウの學校長となり居ること五年、フルネックに赴いて新設の學校長となり、傍ら牧師の職を兼ねたが、偶三十年戦争の禍亂に遇ひ、悉く家財を失ひ、且宗教上の迫害を受け國外に放逐せられた。後

諸方に流浪し、其の間に妻子を喪ひ、具さに艱苦を嘗め、遂に波蘭のリッサに入り、一文科中學校の教師となつた。此の地で「語學入門及び天教授學」を著した。前者は最も廣く行はれた拉丁語の教科書で、後者は教育學を始めて系統的に論述した者である。語學入門の廣ると共に名聲四方に轟き、諸方から招聘せられた。即ち先づ英國に渡り、次いで瑞典に行つたが、いづれも戰亂のため教育改革事業を行ふことを得ないで匈牙利に歸り、名著「世界圖解」を著した。千六百五十四年再びリッサに歸つたが、時に瑞典と波蘭との平和破れ、リッサの兵燹によつて財産、書庫、原稿悉く焼き失はれ、再び流浪の旅に上り、獨逸を経て和蘭に入り、晩年を文筆に捧げ、千六百七十年アムステルダムの客舎に歿した。氏の一生涯は戰亂、迫害交疊り、實に悲慘を極めたものであつたが、

少しも屈することなく、教育の爲に奮闘した偉大な人格は、其の學說と相並んで永く教育史上に光を放つてゐる。

### 教育の目的

**一、教育の目的** 人生の究竟目的は天國に入つて、神の世界に永劫の幸福を享くるにある。併し、天國に入る準備は現世に於ける完全な生活の外にないから、教育は先づ人を導いて完全な現世生活を營むに至らしめねばならぬ。所謂完全な生活とは(一)知識を開發して理性的となり、(二)道德を實踐して自己を支配し、(三)神に対する敬虔心を養ひ、神の肖像となり神の完全を代表する事である。此の三者は何人も生まれながら其の萌芽を具へてゐるが、それが完全な發達は、少年時代に於ける、自然の法則に適合した教育に待たねばならぬ。

### 直觀主義

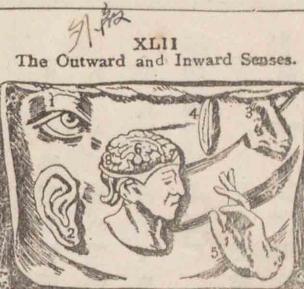
**二、直觀主義** 氏はベーコンの歸納的研究法を教育學に適用

した第一人者で、ラトケの説を受け、直觀主義を教育の第一原理に推し立てた。だから或は「教育界のベーコン」と呼ばれてゐる。其の著「世界圖解」は直觀主義を具體的に表はし、其の中に「世界に於ける主要なる事物及び主要なる職業の圖解と名稱」とを含み、事物と言語とを結合して授け、之によつて「世界に於ける一切の事物を知悉せしめようとするもの」<sup>\*</sup>「百科字書主義」である。教育上時代を劃する好著述と稱すべく、後世繪入教科書の先驅を成してゐる。

「凡ての學習の根柢は感覺的事物を明瞭に直觀せしめ、其の收得を容易ならしむるにある……豫め覺官に存しない者で、知性に存するものは一もあることない。従つて覺官を練習して、自然界の事物を明らかに辨別せしむるは、凡ての知識能辯、裁智善行の基礎である。」

「どうして死んだ書籍に代ふるに生きた大書籍(自然)を以てしないのである。事物の影を棄て、事物其の者を少年の眼前に展開し、深く覺官及び想像に印銘せしむべきである。教授は實物の觀察から始まるべく、決して言語的説明からは入つてはならぬ。」

世界圖解  
英語の  
对照語  
もじと  
のつら覺  
。ト丁に  
説語つ



Sensus externi & interni.  
There are five outward Senses,  
Sensus  
The Eye, 1. seeth Colours, quid albona vet atrum, viride vel cæruleum, rubrum aut luteum. sit Auris, 2. audit Sonos, tunas naturales, Voces & Verba, tum artificiales

(53) Itonos Musicos.

The Nose, 3. scenteth smells and stinks

The Tongue, 4. with the roof of the Mouth taste

Savours, what is sweet or bitter, keen or bitin tower or harsh.

The Hand, 5. by touching discerneth the quantity and quality of things;

the hot and cold, the moist and dry, the hard and soft, the smooth and rough, the heavy and light.

The inward Senses are three.

The Common Sense, 7. under the forepart of the head, apprehendeth things taken from the outward Senses

The Phantasia, 6. under the crown of the head judgeth of those things.

thinketh and dreameth.

The Memory, 8. under the hinder part of the head, layeth up every thing and fetcheth them out:

it loseth some, and this is forgetfulness.

Sleep, is the rest of the Senses.

### 客観的自然主義

\*Objective naturalism

三、客観的自然主義 氏が教授上に於ける第二の功績は、自然主義の唱道である。これは、「技術は、自然を模倣するに過ぎない」といふ見地から、自然界に現はるゝ現象を研究し、之を模倣し、之より類推せる法則に基づいて、教育を施さうとするもので、特に客観的・自然主義と呼ばれてゐる。

自然の模倣に於て、コメニウスは、特に、卵より次第に雛が生まれ、種子より次第に樹木

が發生發達する例を引いた。例へば一つの卵から二つの雛は生まれぬ、従つて、一時は一事を授け(之は已にラトケの唱へた所である)ねばならぬ。木は春芽を出し、鳥は春其の子を孵化する、教育も之と等しく少年時代に於て行はねばならぬ。鳥の發達では、先づ大體の構造が出來、次第に一々の機關に及ぶ如く、教材も亦一般的のものを以て始め、次第に特別のものに進まねばならぬといふ類である。

氏は、教授に於て具體より抽象に進む歸納的發展を推奨し、正しく理解したる後記憶せしむべしとし、又自己活動を起し、強迫を避け興味に訴ふべきことをも說いた。

### 四、訓練

氏は又訓練を教育の重要な要素と考へ、「訓練のない學校は水のない水車のやうなものである」といふベーメン地方の古諺を引いて、其の教育上缺くべからざる所以を説明した。訓練の方法も亦自然を模範となし、彼の太陽が(一)常に光と温とを與へ、(二)時に風雨を下し、(三)稀に雷霆の威を示すごとく、(一)教師は常に模範を示し、温情を以て兒童を導き、(二)時に訓戒を加へて反省させ、不良

な兒童に對しては(二)偶力用ひて矯正すべきも、必ず慈愛の精神に基づき、鞭撻は之を避けねばならぬと說いた。

道德の教育については、練習と習慣と實例による教訓の必要を説き、又、凡そ道德の基礎は宗教であるから、幼時より敬虔心を養成せねばならぬとした。

五、學校系統 氏は又幼時期から成年期に至る期間を四期に分け、各期に夫れ夫れの學校を配當して、一の學校系統を案出したが、夫れは宛も現今に於ける世界の學校系統を豫示したかの觀がある。

一、母親學校(六歳) 各家庭で母の膝下に教育せらるゝ時代で、宗教、道德及び事物に關する知識の基礎を與へる。

二、國語學校(十二歳) 各町村に設けらるべきで、國語、算術、測量初步、唱歌、宗教問答、歴史、地理及び諸般の知識を授ける。

三、拉丁學校(十八歳) 各市に設けらるべきで、國語、拉丁語、希臘語、希伯來語及び諸般の學術を授ける。

四、大學校(二十四歳) 各州又は各國に設けらるべきで、科學及び人智の全範圍に亘り包括的な研究をなし、尙旅行によつて教育を完成する。

五、要約 之を要するに、氏は教育の目的に關しては、未だ中世の宗教的傾向を脱することを得なかつたが、方法上、ラトケを承けて之を大成し、教授上の革新を促した功績は頗る大である。其の直觀主義はフランケによつて中等學校に、ゴータ侯エルンストによつて小學校に導かれ、始めて學說上並に實際上的一大勢力となつた。

### 三、ロツク

#### 要約

#### 傳記

\*John Locke 1632-1704



ロック

ミンスター學校を経て二十歳オクスフォード大學に入り、神學を學んだが、自然科學に興味を有し、又醫術をも學んだ。後シップベリー伯に知られ、其の紹介で高貴の家庭に入した。次いで伯の家庭教師となり、其の關係から政治にも與つたが、千六百八十二年政變の爲、伯と共に和蘭に逃れ、<sup>ヘーグ</sup>海牙に止まること六年、此の間に「人間悟性論」を著し、千六百九十三年には「教育思想」を出した。此の書は氏が家庭教師としての經驗に基づき、一貴公子の教育法を說いたに過ぎないが、有益な意見に富んでゐるので、大に歓迎せられた。歸國の後、ウイリヤム王に重用せられたが、數年後病の爲、職を退き、千七百四年エセクスのオーツに歿した。

氏は人間悟性論に於て、人の心は白紙の如く、あらゆる觀念は内外の經驗に由來すると論じて、經驗主義哲學の開祖となつた。少時ウエストミンスター學校に學んで、其の教育法に懐らず、學校教育を排斥して家庭教育を重んじ、自ら研究せる醫學上の見地からして、特に體育を重視した。

## 教育說

### 教育の目的

**一、教育の目的及び區分** 教育の目的は紳士の養成にある。而して紳士は健全な身體と、道徳と、知識とを兼ね具ふべきであるから、教育は自ら體育、德育、知育の三者に區分せられる。中にも道徳は紳士第一の資格であるから、最も德育を重んずべく、體育之に次ぐ。

**二、體育** 「健全な身體に於ける健全な精神とは、語簡なれども人世の幸福を言ひ盡くしてゐる。」とは「教育思想」開卷の語であるが、此の語にも明らかなる如く、氏は特に身體に注意して鍛錬主義の體育を鼓吹した。「教育思想」の前半で詳細に衛生上の注意を述べた後、余が身體及び健康に關して論じ來つた所は、次ぎの數則に約める事ができる。即ち空氣、運動及び睡眠を十分にし、淡泊な食物を與へ、酒類等の劇しい刺戟性の飲料を禁じ、衣服は狹窄又は溫暖に過ぎず、頭及び脚部を冷し、特に足は冷水に慣れ、濕氣に浸さしむべ

## 德育

きである。」と結んでゐる。

**三、德育** 精神の健全とは徳の完成を意味する。而して、徳の完成が意志の鍛錬によつて成ること、身體が鍛錬によつて強健となると同様である。即ち凡ての徳の基礎は不正な欲望を否定して理性の命ずる所に從ふにある。けれども、克己の徳を養はんがために、過度の抑壓を加へ、又は體罰を課するは有害無益である。児童の名譽心に訴へ體面をおもんじ恥を知つて自ら善に遷るやうに導かねばならぬ。次ぎに、學校教育は同年輩の児童との交際によつて、多少、児童を活潑熱心ならしめる效はあるが、同時に悪友の感化を受け、野鄙無恥な惡習を得ることが多いから、善良な家庭教師により家庭に於て、児童の個性に適應せる教育を施すべきである。

## 知育

**四、知育** 氏は知育をば教育上最も價値の少い作用とした。

世には知育即ち教育の如くに誤信する者もあるが、徳高く思慮に優れた人は、單に學識のみを有する人よりも遙に尊ぶべきである。而して知育の目的は科學を完全に授くることではなく、科學を受け入るゝ能力を開發するにある、特に多様の練習によつて思考の習慣を形成すべきであるとして、諸種の教科中最も數學を重んじた。けれども又他面に於て、市民として必要な知識を與へ、實用的人物を作ることを怠らなかつた。教授の方法としては、なるべく児童の活動性を利用し、直觀に訴へ、極めて自由に、遊戯の間に學習せしめよと主張した。

## 要約

**五、要約** ロツクの説は、古來の教育學説中、最も徹底した鍛錬主義である。其の思想は史家ラウメルの云つた如く、多くは自己の経験から來てゐる。即ち醫師としての素養は大に體育に注意して、始めて秩序ある體育論を成し、政治家としての生活及び幾多

知名の士との交際は、知識偏重の學者よりも、寧ろ體面を重んずる紳士の養成に傾いた。氏は我が貝原益軒と同時代の人であるばかりでなく、其の經歷、學說共に似てゐるのも一奇である。「教育思想は早くより外國語に翻譯せられ、特にルソーに大なる影響を及ぼし、延いて歐洲各國に擴まるに至つた。

「讀むこと、書くことは共に必要であるが、決して主要なる任務ではない。德高く思慮ある人が單に學識ある人に比べて、遙に尊敬すべきは何人も認むる所であらう。」

「讀書を遊戲と感ぜしめよ。從來の兒童が鞭によつて得たるものと遊戲によりて得しめよ。重き作業と感ぜらるゝものを兒童の頭上に課してはならぬ。」

「精神の勢力が困難に耐ふるによつて増すことは、身體に等しい。己が欲望を否定し、性向を支配し、理性の最善と認むるものに従ふことは、實に凡ての德及び價値の原理で且其の基礎である。」

「名譽及び恥辱の念は、精神に對する最も有力なる刺戟である。」

### 第三節 舊教徒の教育

#### 一、エスキタ派

##### 起源及び概況

<sup>1</sup> Jesuits (Jesuita)

<sup>2</sup> Ignatius Loyola 1491-1556

一、起原及び概況 <sup>1</sup> エスキタ派は千五百三十四年、西班牙の一貴族イグナシウス・ロヨラの創めた舊教徒の一團體である。宗教改革運動に反対して、舊教を保護し、説教、精神修養及び慈善事業、特に少年並に無智者の教育によつて信仰の普及を計る』を目的とし、あらゆる手段で極力布教に努めたから、終に驚くべき勢力を得、十七八兩世紀に亘り、歐洲上流社會の教育に對し偉大な事業を完成了。のみならず、遠く印度、支那、米國を始め、天文の末頃、我が國にも其の羽翼を擴め、我が文化の發達に裨益したことは、已に述べた通りである。

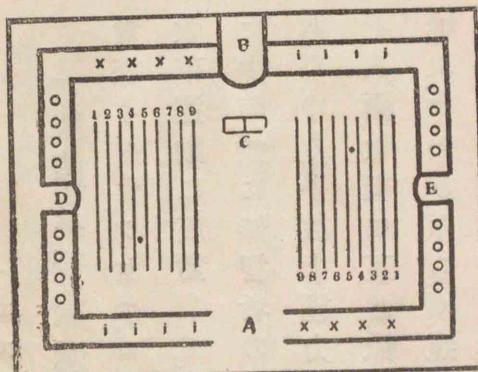
#### 二、教育法

此の派の學校は、主に、中等教育及び高等教育に關

し、ロヨラの主義とする厳格な軍隊的訓練の下に、主として拉丁語、希臘語、哲學及び神學を學ばせ、神學部の卒業生は之を教師に採用した。良好な教師の養成に力を用ひたのは、此の派の特色で、是が教育上大なる成功を収め得た一大原因である。

教育法は生徒を幾多の分團とし、又は能力相似たるもの二人を一組とし、互に競争切磋せしめ、優等の者には嚴肅な儀式で賞牌、賞品等を授け競争心を利用して知徳の向上を圖つた。教授は、多く知らしむるより、寧ろ僅少の材料を反復練習して其の心力を練り、訓練に於ては人格による感化を重んじ、當時濫用せられた體罰は用ひなかつた。其の他、體育に關しても大なる注意を拂

エスキタ派の數  
室  
B 正教員、C 助教、A、D、E は生徒の役員 1、2、3  
O、X は生徒の生徒の列・點は一對の競争者を例示す。



- 起<sup>1</sup> Jansenists  
原<sup>2</sup> S. Cyran 1581-1643  
3 Cornelius Jansen 1585-1638  
4 Port Royalists

## 教育法

ひ、過度の勉學及び過度の節制を禁じ、必要な睡眠時間を與へ、且水泳、騎馬、擊劍等を練習せしめた。

エスキタ派の教育法には種々の長所もあるが、短所も亦少くない。夫れが餘りに排外的、形式的であり、且個人をば嚴格な團體的規律で束縛し、毫も其の自由と創意とを認めなかつた如きは、文藝復興以後の思想界の大勢に逆行せるものといふべきである。

## 二、ヤンセン派

ヤンセン派は佛蘭西の僧サン、シラン及び和蘭人ヤンセンの共に創めた舊教徒の一派で、エスキタ派と同じく教育上種々の改良を企てた。此の派の運動の中心は巴里のポール、ロワイヤールにあつたから又之をポール、ロワイヤール派ともよぶ。

**二、教育法**　此の派は敬虔心の養成を宗教家の最も高尚な任務とし、教育を以て其の重要な一事業とした。學校は極めて小規

模で之を小學校と稱し、全校兒童數を二十名乃至二十五名、一教師の擔任兒童數を五六名に限り、特に個性に注意し、絶えず其の性行を監督した。教授は先づ國語を授けて後拉丁語に移り、凡て已知より未知に進む原則に従つて、愉快に學習せしめ、最も兒童の理解を尊んだ。訓練は訓戒を減じ、多く寛容し、且多く祈るといふ三原則に基づいて行はれた。

ヤンセン派はエスイタ派の強い反抗を受け、早く禁止せられたため、活動期間僅に二十餘年に過ぎず、其の範圍は佛國の一小部に限られたが、教師には知名の士多く、教育上の學說に對する貢獻は却つてエスイタ派に勝つてゐる。

#### 第四節 敬虔派——フランケ

**敬虔派** 敬虔派とは、新教が次第に形式主義に陥れるを慨き、

ルメートル  
バスカス  
カースロ  
ニコーブル

\* Pietists



フランケ

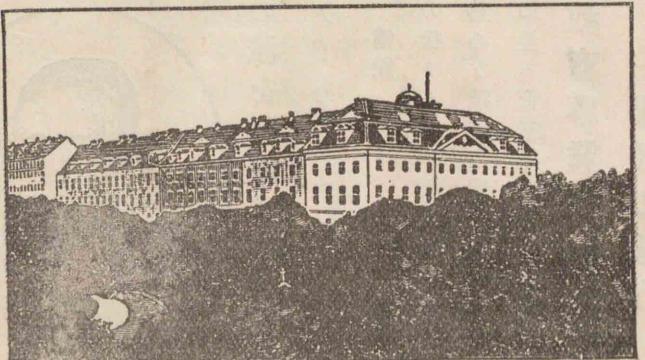
敬虔心の養成によつて獨逸新教徒の精神生活を革新しようとする基督教の一派で、<sup>1</sup> シュベーネル始めて之を唱へ、ハルレ大學を中心として十七世紀から十八世紀の前半にかけて盛んに活動した。此の派を代表する最も有力な教育家はアウグスト、ヘルマン、フランケである。

<sup>1</sup> Philipp Jacob Spener 1635-1705  
<sup>2</sup> August Hermann Francke 1663-1727

**一、學校の設立** 氏はハルレに於て、多くの學校を創設したが、其の手始めは貧民學校であつた。初め木曜日毎に老少の貧民を

院 フランケ學

\*A. H. Niemeyer 1754-1828



寺院の前に集めて麪包<sup>ぱく</sup>を施してゐたが、其の無知頑陋なさまを見て深く同情し、精神上の糧をも與へんと志した。偶門前に掲げた慈善函に少許の喜捨金あるを見て大に喜び、之を資本として大學の貧學生を雇ひ、僅少の報酬を與へて一日二時間貧兒を教授せしめた。これが貧民學校の起原で、又有名なフランケ學院の濫觴である。其の後各種の學校を増設し、廃する頃には學院内にペダゴギウム(貴族の子弟教育所)、拉丁學校中學校、市民學校、貧民學校、孤兒院及び其の他多くの附屬建築物を有し、生徒の數大凡二千三百人を超えたといふ。後一時衰へたが、ニーマイエル改革を加へて復興し、

政府の補助を受け今尚存續してゐる。

**二、教員の養成** 氏は又、凡そ教員たる者は篤い敬虔心と潔白な精神を有し、之と共に教育術に堪能であらねばならぬとして、其の教育事業の盛なるにつれ、教員養成所を設け、教員希望者に教授の練習を積ませ、卒業後學院の教育に従事せしめた。之が獨逸に於ける師範學校の起原である。

**三、實科の尊重** 氏は教育の目的を敬虔心の養成に置いたが、之と共に實地生活に必要な實科を重んじ、近世語及び科學の教授を奨励し、植物園、理科實驗室等を設備し、始めて實學主義を中等學校にとり入れ、獨逸に於ける實科學校の基礎を定めた。

### 第五節 女子の教育——フエネロン

女子の教育は從來一般に顧みられなかつたが、フエネロンが「女子

「教育論」を出だすに及んで始めて世の注意を惹き、女子教育に一轉機を劃するに至つた。

**傳記** \*フェネロンは佛國フェネロン城に生まれた。貴族であるが長じて僧籍に入り、舊教の爲に活動し、傍ら貴族の子女を教育した。後選ばれてルイ十四世の王孫教育係となり、又カムブレーの大僧正となつた。其の著『女子教育論』は、佛國で始めて教育を系統的に論述したものである。

\*Fénelon 1651-1715

**教育說** 女子は男子よりも弱いものであるから、益々教育の必要がある。

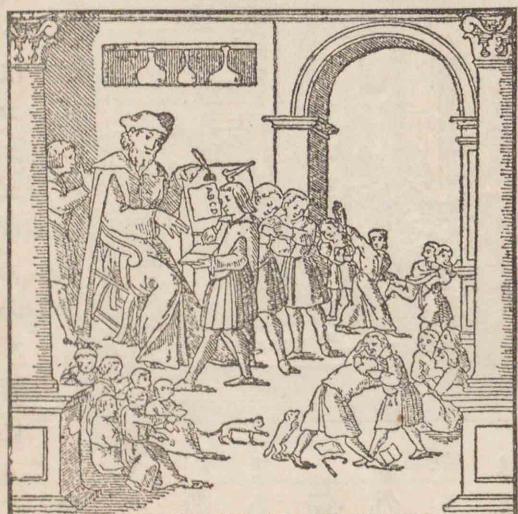
之を教育し、母として又主婦としての義務を遂行し得る強き人たらしめねばならぬとは氏の教育説の基調である。氏は宗教心に富む良妻賢母の養成を以て女子教育の目的とし、特に勤勉、節儉、清潔等の諸徳を重んじ、多辯にして虚飾に流れ、流行を競ふ當時の弊風を極力排斥した。

女子教育論

フェネロン



教授は宗教の外、讀書、算術等を課し、趣味を高尚にする爲に音楽及び圖畫を、家政を整理する爲に家事に關する事項を授け、なるべく強迫を避け、愉快に、遊びながら學ばしめよと遊戯的教授を奨励した。



十七世紀の小学校  
(當時の形刻より)

### 第六節 初等教育の發達

初等教育は、新教國たる獨逸に於て先づ其の萌芽を發した。即ち千五百五十年代から所々に小學校が設けられたが、千六百十九年ヴァイマルは始めて強制教育令を布いた。次いで千六百四十二年ゴータ侯エルン

\*La Salle 1651-1719

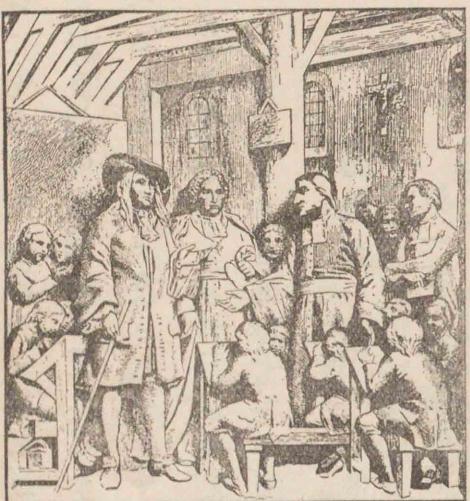
第十七世紀ラサ  
の學校  
十七世紀の彫  
刻家ポツスの彫  
刻より  
は教師の手にせ  
る。課罰の具である



ストはコメニウスの主義によつて新教育令を發布した。これ實に獨逸現今の小學制度の基礎とも稱すべきもので、就學の強制から教科課程、教授の方法に至る迄詳密に規定してある。

獨逸に次で、初等教育の發達したのは佛國である。佛國ではヤンセン派早く初等教育に注意したが、其の規模は極めて小さかつた。千六百八十四年舊教徒の僧・ラサルは基督・學校同胞と名づくる一團體を組織し、「自己及び家族を支へる爲に終日勞働しなければならぬ貧民の子弟」に對する無月

ラサルに於ける  
一六八八年  
及  
の視察  
セーモス二世  
大僧正世



謝の教育を始め、是より、次第に發達の機運に向つた。ラサルは又教員養成に力を注ぎ、千六百八十五年フランケに先だつて、師範學校を郷里ランスに開き、後巴里にも之を設け、殊に巴里の師範學校には練習學校を附設した。之が世界に於ける師範學校の始である。次ぎにラサルの事業として注目すべきは、始めて學級教授の方法を用ひたことである。從來の教授は凡て個人的に行はれ、兒童は一々教師の前に出でて學習する習はしあつたが、此の派では生徒を優、中、劣の三等に分け、等級毎に一齊教授を施し、教授の面目を一新した。

基督學校同胞團體は、其の後、徐

徐に勢力範圍を擴め、今尙活動をつゞけてゐる。佛國初等教育に於ける此の團體の位置は、之を中等教育に於けるエスイタ派に比べることができる。

佛國の僧デミア、千六百七十二年始めて師範學校をリヨンに起したとも云はれてゐる。フランケの師範學校は千六百九十六年の創設である。

\* Démia

### 啓蒙時代の特色

第十六世紀以後擡頭し來つた自由討究の精神は、新哲學の組織、科學上の新發見に刺戟せられて次第に勢を得、第十七世紀の末葉から十八世紀に入つて最高潮に達した。此の時代に於ては、政治、宗教、科學及び教育の各方面に亘り、傳來の意見や信仰を否定し、教權を離れて、全く自由に考察し、合理的に諸般の改造を企てた。名

## 第七章 第十八世紀の教育

### 第一節 啓蒙思潮と教育

づけて<sup>\*</sup>啓蒙運動といふ。啓蒙時代の主要な特色としてメッセルは左の諸項を挙げた。

一、現世主義、活動主義 中世の宗教主義、未來主義に反対して、現世に於ける生活に注意し、現世を苦とする宗教家の厭世觀に反対して、人間固有の能力を信じ、活動的世界觀を抱くに至つた。

二、個人主義 一切の教權、特に宗教上の教權から個人を解放し、個人としての價値を高唱した。

三、合理主義、主知主義 人の理性のみ、真あり價値あるものを認め得るとして、宗教上の奇蹟の如きは一切之を排斥した。從つて、思考の能力を過信し、人間の進歩は、消極的には、あらゆる傳來の偏見及び迷信を洗ひ去り、故に又此の時代を一洗時代と言ふ、積極的には、合理的に正しく思考するに基づくとした。啓蒙時代に起つた合理的神學(理神論)、社會契約説等は何れもかかる主

知的傾向の所産である。

**四、無歴史主義** 過去の歴史を歴史として尊重せず、寧ろ歴史を無視し、過去よりも將來に着眼し、社會各般の事情を根本的に改造しようとした。

**五、世界主義** 人は凡て理性を有すとの見地から、貴族の特權を無視し、階級の差別を撤し、國民の相違を多く眼中に置かず、個人主義であると共に世界主義となつた。

啓蒙思潮は歐洲全部に亘る大運動で、英國では端をロックに發し、多くの理神論者を出だし、獨逸ではライブニッツを始め多くの哲學者之に屬する。併し、啓蒙運動の最高點に達したのは佛國で、ロックの影響を受けた<sup>2</sup>ヴォルテールを最大の代表者とし、所謂百科全書派亦之に屬する。ルソーは其の感情主義によつて主知主義に反対したが、個人主義、無歴史主義に於て啓蒙思潮を代表する。そして

1. G. W. Leibnitz 1646-1716
2. F. Voltaire 1694-1778
3. Encyclopedists

影響に及ぼせる

佛國の革命が、是等の人々により精神的に準備せられたことは、全く人の知る所である。

教育に於ては人は平等に理性を有すとの見地から、教育の能力を過度に信じ(教育萬能論)、主知主義の結果、教授をば教育上最も重要な作用と認め、且自然科學を尊重して實利的傾向に馳せた。其他、知識を一般に擴め、公衆の蒙を啓く(啓蒙主義の名此に由來する)爲に、國語を尊重し、國語による平明の敘述を旨とするに至つたことも、當時的一大傾向として、見逃がすこととは出來ない。啓蒙時代の代表的教育學者はルソー及び汎愛派に屬する人々である。

## 第二節 啓蒙時代の教育家

### 一、ルソー

ルソー

傳記

\* ジャン・ジャク・ルソーは瑞西のジエーブに生まれた。父は貧しい時計師であ

つた。生後直に母を失ひ、教育に無頓着な父の手に養はれたから其の生活極めて不規律で、幼時より小説を耽讀し、生來の多感性を益々助長した。後父に別れ、諸方を流浪し、極めて放縱な生活をした。けれども非常な勉強家で最も讀書と音樂とを好み、又頗る文才に長じた。自ら言ふには「自分は何事も知らないが、能く凡ての事物を感得する」と。

千七百四十九年ディジョン大學の懸賞論文に應じて一等を得、忽ち名聲を擧げた。後、想を練ること十有餘年、千七百六十二年『民約論』を著して政治上の革命を促し、同年又教育小説『エミール』を出版して教育界に新生命を吹き込んだ。けれども此の書はエスイタ派の宗教思想に反対した爲に、種々の迫害を受け、瑞西及び英國に逃匿し、其の間に『懺悔錄』を著した。後許されて歸國し、千七百七十八年巴里近郊の客舎に頓死した。



## 教育說

一、エミールの教育主義 教育小説『エミール』は、教育の理法を系統的に述べたものでない。又、其の凡てが必ずしもルソーの

獨創でもない。特にロックの影響を多分に受けてゐる。併し彼の銳利な筆鋒、非凡な着眼は教育各般の問題を見透さねば止まない觀がある。「彼の口から出ると、何事も新しく聞こえる」(メッセル)。大哲カントすら「エミール」に読み耽つて、其の日課を怠つたと言はれてゐる。

個人の自由と「自然に返ること」即ち自由と自然とはルソーの教育を貫ぬく根本思想である。自由の高唱と現在の文化への反感は啓蒙時代の一般思潮であるが、ルソーは他の人々より一層極端に當時の貴族的文化を詛び、極力自然への復歸を説いた。「萬物造物主の手から出るときは善であるが、人の手に渡つて悉く墮落する。」とはエミール開卷第一の語である。だから教育の要は、なるべく現代文化の悪影響より遠ざけ、自然の性情の自然の發達を遂げしむるにある。決して人爲的に、自然の發達を早めやうとしたり、

妨げたりしてはならぬ(消極教育)。

ルソーは教育の目的は社會の一員即ち公民を養成するのではなくて、完全な個人即ち自然人を作るにある、又「萬人に共通な職業は完全な人となることである」から、児童は先づ「人」に迄教育せられねばならぬと說いて、公民への教育、特殊の職業への教育を排して、一般的陶冶を主張した。彼は又、始めて、児童に児童としての権利を認めた。児童期は児童期として夫れ自身價値を有する。夫れは成人期への方便でも準備でもない。従つて教育は児童の自然に従ひ、其の内部的發展に順應し、各時期を、夫れ夫れ意義あり幸福なる者とせねばならぬ。

以上は「エミール」に現れた教育上の根本原理とも見るべきであるが、更に順序を逐うて、各時期の教育について、其の梗概を左に摘要し、所謂「自然に従ふ教育」の如何なるものなるかを瞥見する事と

児童の権利

一般的陶冶

エミールの梗概

二、エミールの梗概 「エミール」は、一孤児エミールの出生から結婚に至る迄、一家庭教師によつて教育せられた徑路を描いたもので、五篇に分かれてゐる。

第一篇は教育の總論及び幼兒の教育法として體育を論じてゐる。凡て幼兒の教育は全く児童の自由に任せ、其の自然的活動を妨げぬやうにし、帽子や襁褓などて身體を束縛してはならぬ。病氣に罹つても醫藥を與へず、平生跣足で、毎日冷水に浴し、寒暑飢渴に慣らすがよい。玩具なども質素な簡単なものを與へれば足りる。又母が子に乳を與ふるは自然である、決して「乳母」などに委ねてはならぬ。母子の愛は相互的で、母の愛なければ子の情なく、従つて家庭の樂もないこと、ならざるを得ぬ。

第二篇は児童が談話し得る時期から、十二歳に至る教育で、體

鍛錬主義

## 直觀主義

育の外に言語の收得と五官の練習を以て其の目的とする。此の兩者は常に並行すべきで、兒童は自ら事物を經驗して直觀的に學習しつゝ言語を收得すべく、讀書は凡て之を禁ずる。エミールの談話は單純であるが明瞭であり、思想は豊富でないが確實である。兒童を自由に放任することは、第一期と同様で、命令、從順、義務等の語は兒童の辭書から抹殺せらるべきである。十六歳迄は道徳的概念を與へてはならぬ。「かくすべきである」と理由を説き聞かしてはならぬ。唯さうしなければならぬやうに仕向ければ宜しい。賞罰も凡て自然に一任し、行爲自然の結果に鑑みて、自ら非行を改めるやうに導くべきである。此の時期では、野蠻人のやうに、強くて敏捷な身體を作ることに特に注意せねばならぬ。

## 功利主義

第三篇は十二歳から十五歳に至る知育の時期である。ルソ

トは知育では功利主義を取り、物理、地理、天文等の自然科學及び凡ての職業に必要な手工を重んじた。教授の方法は、凡て兒童の立場から之を決定し、兒童の好奇心を利用し、事實の觀察及び經驗に基づき、十分理解した後始めて之を言語に發表せしめる。學習は容易ならしめるよりも、寧ろ困難にして、兒童が自ら努力して學ぶやうに導き、教ふべきでなく自ら發見せしむべきである。文字よりも事物、書籍よりも大自然について學ぶべきであるから、書籍は之を與へない。たかだか「ロビンソン漂流記」一冊あれば足りる。

第四篇は十六歳から結婚に至る迄の教育で道德教育及び宗教教育を論じてゐる。エミールは今や社會に入る準備として自己を知り、自己と他人との關係を知り、社會の眞相を辨へねばならぬ。併し、現代の社會は假面の社會である、學ぶべき何物もない。従つて、エミールは毫も事實を枉げてゐない「アルタルコス英雄傳」を読み、歴史の研究によつて人性の自然を悟り、社會の害惡を憐み、

其の缺陷に同情を寄せるやうにならねばならぬ。宗教は十八歳で始めて之を學ぶ。又古語の學習、劇場の觀覽等によつて、其の趣味を養成し、二十五歳に至つて教育完成し、理想の妻ソフイーを娶る。

## 女子教育

## 要約

第五篇はエミールの妻ソフイーの教育法を説いてゐる。凡て女子は男子を樂ませるのが其の天職である。従つて、其の教育は、從順謙讓の美德を養ひ、音樂及び一切の女功を學んで、能く夫を悦ばせ、子女を養育し、老人を看護して、巧みに一家を整理し得る良妻を作るを以て目的とせねばならぬ。

三、要約 ルソーは教育改良家といふよりも寧ろ革命家である。其の教育説は根本思想をロツクに承け、更に新生命を與へたものである。其の所説中には、(一)極端な個人主義を主張して、社會、國家を無視したこと、(二)自然を偏重して一切の開化事業を度外視した

こと、(三)自然の性情を其の儘、凡て善であるとしたこと等首肯し難い點が多々あるが、同時に又甚だ有益な暗示に富み、十九世紀以後に於ける教育的改良は、凡て「エミール」に豫言せられたかの感がある。其の中特に顯著な事項を左に掲げる。

一、教育は自然性の内部的發展であるとし、徒らに傳説及び習慣を兒童に強ひ、外部的陶冶を施さうとするものに極力反対したこと。  
2. 父母は子供のためとなる。

二、従つて知育を以て、既成の知識を受け容れる作用とせず、内自ら進んで之を發見すべきものとしたこと。此の點は直觀主義よりも更に一步を進めて、現今高唱せられる自己活動の原理に近づいた者である。

三、教育は未來の生活の準備ではなくて、生活其のものである。従つて教育の目的や方法は兒童の立場から決定せられねば

ならぬとせる教育説は、ルソーが始めて力説した所である。

#### 四、手工的作業の教育的價値を認めたこと。

「エミール」は當時佛國では迫害を受け、英國でもあまり顧みられなかつたが、獨逸の汎愛派によつて始めて實地の教育に應用せられ、ペスター、チフレーベルを始め、十九世紀以後の教育家に大なる影響を及ぼした。最近エレン、ケイ女史等によつて唱導せられた自由教育の如きも、其の一面は、氏の意見の現代に於ける復活である。

「天性を害ふか、社會を破壊するか、人を造るか、公民を養成するか、二者其の一を選ばねばならぬ。我々は同時に此の二者を成すことを得ない。」

「祖國、市民の二語は現代の國語より抹殺すべきである。」

「現在を以て不確實なる未來の犠牲となし、兒童の、恐くは、享樂し謂ない將來の假裝的幸福の準備として、兒童を束縛し且之を苦しむるが如きは野蠻な教育法ではないか。」

「余が積極的教育と呼ぶ所のものは、兒童の精神を、其の發達の時期に先だつて教育し、

### 個人主義 主張

#### 感覚

大人に屬する義務を兒童に授けようとする教育で、消極的教育とは知識收得の機關を完全ならしめ、感官を練習して理性の活動を準備する教育である……消極的教育は、徳をば教へないが、惡を防ぎ、眞を授けないが、偽より保護し、將來兒童が一定の時期に達したとき、眞理を喜び、道徳を愛し得るに至る道を開く教育である。」

「感覚をば精神活動の指導者たらしめよ、大自然の外に書籍なく、事物の外に教授あることない。讀書する兒童は單に讀むのみで思考するを得ない。」

「罰を罰として課してはならぬ。罰は惡行の自然の結果として起らねばならぬ。」

「少年に對する教訓は言語に於てするよりも、行爲によりて與へられねばならぬ、經驗によりて學習しないものを、書籍によりて學ばしめてはならぬ。これは幾回繰返すも尙飽くことを知らない原則である。」

#### 二、汎愛派——バゼドウ

最も能く啓蒙時代の精神を代表し、ルソーの意見を實地教育に應用した一派を汎愛派<sup>1</sup>とよび、ヨハン・ベルンハルト、バゼドウ之

を創めた。

## 傳記

自署  
バゼドウと



J. B. Bayard.

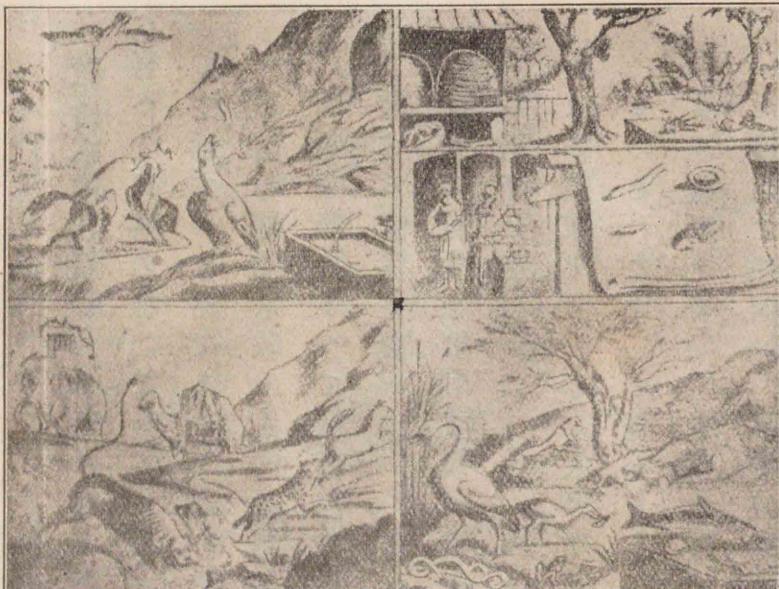
バゼドウは獨逸のハンブルグに生まれた。ライプチヒ大學卒業後、一時家庭教師となり、コメニウスの方法に依り、教授上の技倆を顯はした。後丁抹政府に仕へて、一専門學校の教師となり、次いでアルトナの中學校長に轉じた。當時ルソーの「エミール」を讀んで深く感奮し、是より獨逸の教育を根本的に改革しようと志し、「教育方法論」(千七百七十年)を公にした。又コメニウスに倣つて銅版の挿畫を入れた「初步讀本」四冊(千七百七十年以後)を出版した。後デッサウ侯レオボルトの教育顧問に聘せられ、千七百七十四年、侯の補助の下に汎愛院と名づくる一の模範學校を立て、六歳から十八歳までの兒童を入れ、始めて汎愛主義によつて教育を施したが、其の方法が卓抜であり、且多くの良教師を得た爲に、忽ち全歐洲の注意を惹くに至つた。けれども氏は理財の才に乏しく、剩へ、教員との和合に缺くる所あり、數年の後全く學校との關係を絶ち、千七百九十年マグデブルグに歿した。

\*Philanthropine

主要なもの  
『蠶の書』  
『蟲の書』  
『邦譯書』  
『邦譯書』  
『我子の  
教師』  
『我子の  
教師』  
『我子の  
教育者』

1. J. H. Campe 1746-1818  
2. F. Eberhard v. Rochow 1734-1805  
3. C. G. Salzmann 1744-1811  
4. E. C. Trapp 1745-1818

初步讀本第八圖



バゼドウの後繼者には、<sup>1</sup>カンベ、<sup>2</sup>ロヒョウを始め、多くの教育家があつたが、就中實際家としてはザルツマン、理論家としては<sup>4</sup>トラップ最も著れた。

ザルツマンは獨逸のゾエンメルダに生まれた。始め牧師となつたが、千七百八十一年以後デッサウの學校に教師となり、同八十四年自らシュネッペントールに學校を開き、終生同校の教育に從事した。其の教育法の特色は家族組織であつて、職員、生徒を凡て一大家族と見做し、校長は同時に「父ザルツマン」と呼ばれ、「考へよ、宽容なれ、行へよ」を教育の三大方針と定め、師弟の情誼甚だ厚かつた。又教育に關する著述頗る多く、我が國にも廣く行はれた。シュネッペントールの學校は今尚存續し、ザルツマンの子孫相繼いで、校

長となつてゐる。

**汎愛派の教育説** 汎愛派の教育の根本原則は、ルソーの自然主義で「自然在席に、もとよりに從へ」とは其の標語である。尙左の諸項は、特に此の派の事業と併せて注意すべき點である。

孤児院、教養院、個人的教育

一、貧富の懸隔、宗教の異同に關係なく、博愛の精神に基づき、四海同胞主義によつて教育を施したこと。汎愛派の名は是に由來する(世界主義)。

二、教育の目的を實利主義に置き、實地生活に必要な近世語、實科、手工等を重んじたこと。カンペ曰く「馬鈴薯の栽培を始め、又は紡績車を發明した人の功績は、イリアード及びオデッセーの著者とのそれに比して優るとも劣らない」と(實利主義)。

三、直觀教授を奨励し、實科の教授に主力を注ぎ、且なるべく自由に愉快に學習せしめ、遊戯的教授を極端に實行したこと。

四、特に體育に注意し、體操と共に遊戯、遠足等を奨励したこと。獨逸體操の祖とも稱すべきグーツ、ムーツはシェネッペントールの學校に教師であつた。

五、語學の教授を改良し、文法から教へる從來の方法を廢し、會話法を探つたこと。

六、訓練は模範による感化を重んじ、且體罰に反對し、從來の苛酷なる訓練法を改めたこと。

七、席次賞牌等種々の表彰法を設けて、兒童の名譽心を刺戟したこと。

八、ロヒョウ、カムペ等は特に少年の讀物に注意し、幾多の良好な少年文學書を編したこと。

汎愛主義は、獨逸以外では最も廣く瑞西に行はれ、十八世紀に於ける教育改良運動の中心となり、其の教育法はカント、ゲーテを始

\*Guts Muths 1759-1839

め多くの學者を驚嘆せしめた。けれども、つとめて自然的ならうとする餘り、遊戯と學習とを混同し、學習による意志の陶冶を輕んじたのは其の一 大缺點で、ヘルデルは當時已に此の點に着眼して痛撃を加へてゐる。

### 三、カント

\*Immanuel Kant 1724-1804

カントと自署



*Kant*

傳記 近世に於ける最大の哲學者イムマヌエル・カントは獨逸のケーニヒスベルヒに生まれた。鞍匠の子である。幼時家庭で嚴肅な敬虔主義の感化を受け、十六歳、郷里の大學に入り、夙に讀書思索を以て顯れた。大學卒業の後、九箇年間家庭教師となり、傍ら勉學をつゝけ、千七百五十五年ケーニヒスベルヒ大學の私教授に舉けられ、次いで正教授に進み、千七百九十七年に至る迄四十二年間、一日の如く其の職に盡くした。氏は終生娶らず、又旅行を好みなかつたから、常に一室に籠つて思索に耽るを無上の樂とした。生來蒲柳の質であつたが、極めて規則正しい生活をしたため、能く八十歳の長壽

を保つことを得た。其の著作に成る『純粹理性批判』『實踐理性批判』及び『判断力批判』は共に哲學上不朽の生命を有し、今尚哲學界を支配してゐる。氏の教育意見は『教育論』を通して窺ふことができる。

### 教育説

カントは悟性の力を信じ、傳説及び教權より個人を解放しようと力めた點に於て、啓蒙思潮に屬するが併し、悟性を以て人間最高の本質とせず、人間最高の本質は道徳的意志であるとして、主知主義を排せること、道徳の目的は幸福でない、徳は幸福への方便ではなく、自己目的である、無條件的に追求すべきであるとして、幸福説を排したこと等の諸點に於て啓蒙思潮を超越してゐる。

一、教育の目的及び可能 人の諸性能を發展し、人類種族として達し得べき完全の善を實現するに至らしめるのが教育究竟の理想である。人は他の動物の如く、本能の指導によりてのみ生

活することが出来ない。即ち人は教育を要する唯一の動物である。人を助けて善を爲さしめるのが教育であるから、教育は人に課せられた最高至難の仕事である。曰く「人は教育によりてのみ人となる事が出来る、人は教育の作ったものに外ならない。」と。即ちカントは啓蒙時代の學者と等しく教育の力を過信してゐた。

## 二、教育の作用 教育の作用は養育、知育及び德育に三区分せられる。

養育の第一原理はルソーと等しく消極主義で、なるべく自然に従ひ、人爲的方法を用ひてはならない。又特に遊戯に注意して児童の力を自由に働かせ、其の活動を善導すべきである。知育は強迫に失しても、又遊戯的に馳せても共に不可である。教授上では、特に形式陶冶を重んじ、ソクラテス問答法を巧みに利用すべきである。

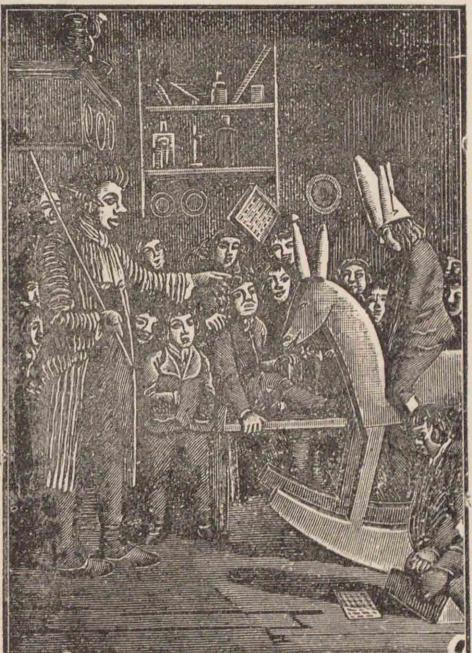
德育は教育の中心で、理性の命ずる所に従ひ、義務の爲に義務を行ふに至らしむるを目的とし、児童の教育にては、特に(一)従順(二)誠實(三)親愛の諸徳に注意すべきである。カントは宗教を離れた道徳教育の可能を信じ、又之を必要とし、之が爲に「道徳問答」を利用すべく、道徳の教授は愉快な氣分で之を行ひ、児童をして、善に對し快感を起すに至らしめねばならぬとした。宗教教育は道徳教育の後に來るべきで、夫れは、ルソーと等しく、青年期に於て始むべきであるとした。

三、要約 カントの教育説は、半ばはルソー及び汎愛派の啓蒙思潮に一致し、半ばは其の嚴肅な道徳説に由來してゐる。特に道徳の本質を明らかにし、功利主義に反抗して、道徳の自律を高唱した點は、後の教育説、特にヘルバルト、フイヒテ等に大なる影響を及ぼした。

### 第三節 普通教育及び特殊教育の發達

第十八世紀に於ける獨逸の學校  
(メツテンライテルの彫刻より)

フレデリキ大王と教育



普通教育の搖籃が獨逸であることは已に之を說いたが、更に十八世紀に入り、一段の發達をなした。即ちプロイセンでは千七百三十六年、フレデリキ、ウイルレム一世は普通學校令を發布して五歳から十三歳迄を學齡と定めた。其の子フレデリキ大王は啓蒙運動の有力なる同情者であると共に、又頗る教育に熱心で、自ら教育意見をも發表し、啓蒙思想に基づいて初等、中等、高等の各

1. J. J. Hecker 1707-1768  
2. J. I. v. Felbiger 1724-1788

方面的教育改善に努め、中にも普通教育は其の最も力を注いだところであつた。是より先、フランケの弟子ヘッケルは千七百四十七年伯林に實科學校を開き、且師範學校をも附設したが、大王は之に保護を加へ、各地の學校は教師を是に仰ぐべき旨を達した。又七年戦争の終ると共に千七百六十三年、ヘッケルに起稿せしめた地方學事通則を發布し、就學義務を五歳から十四歳に至る期間として、プロイセン小學校の基礎を定め、國民教育によつて「國家及び一般人民の眞の幸福を増進」しようと圖つた。

フレデリキ大王の小學校令と相並んで著名なるは、墺國女王マリヤ、テレサの發布したものである。この法令は千七百七十四年「男女の教育は國民の眞の幸福の基礎である」といふ趣旨の下にヘッケルに親炙したエルビゲルに起草せしめたもので、現時の墺國學制の基礎となつてゐる。

以上の二法令は實に各國小學校令の母法とも稱すべきで、間接に我が小學校令にも影響してゐる。

盲啞教育の發達  
視話法による原  
聾啞教育の起原  
の祖方教育は  
トである。教員は  
米國方の教育は  
カロリヌス教育は  
テ教育は

## 特殊教育の發達

1. Valentin Haüy 1745-1822
2. Abbé de L' Épée 1712-1789
3. Samuel Heinicke 1727-1790



盲啞に對する特殊教育も亦十八世紀に於て漸く發達した。盲人の教育は佛人ヴァランタン、アウイーが、一盲人の助を得て千七百八十四年訓盲院を巴里に起し、凸字を用ひて教授したのが起原である。聾啞の學校は、佛人アベード、レペーが千七百六十年私費を以て巴里に聾啞學校を起し、視話法によつて教授したのが嚆矢ある。後千七百七十八年獨人ザムエル、ハイニツケがライアーチッヒに聾啞學校を起し、發音法を用ひてから大に發達した。世にレペーの方法を佛蘭西式、ハイニツケの方法

を獨逸式と呼ぶ。

## 第四節 啓蒙思潮への反動——新人文主義

啓蒙運動はフレデリキ大王の保護により一時全盛に達したが、十八世紀の八十年代より次第に勢力を失ひ、其の反動として起つた新人文主義。次第に勢を得、終に之に代るに至つた。新人文主義は獨逸ゴッテンゲン大學に源を發し、同大學教授ゴスネルは其の最初の代表者である。啓蒙思潮と新人文主義とは左の二點に於て著しき對照を示してゐる。

一、啓蒙思潮は合理的、機械的であるが、新人文主義は直覺的、有機的である。啓蒙思潮は一切を合理的に説明し、有機體をば一の精巧な機械に過ぎないとし、精神生活をも合理的に理解し得るものとし、藝術すら一定の法則に従つて構成せられるとした。然るに

新人文主義では、有機體の如きは内部より發展するもので、機械的には説明せられない、又藝術、宗教の如き精神的文化は天才の直覺に基づく、自由な創作であるとする。従つて啓蒙思潮は歴史を無視するが、新人文主義は精神生活の歴史的發展に着眼し、歴史の哲學的考察は新人文主義の學者(特にヘルデル)によつて其の基礎を置かれた。

二、啓蒙思潮は人生評價の最高標準を功利に置き、「何の爲になるか」といふ問がいつでも先に立つ。ロックはかかる見地から「兒童の詩的傾向は進めるよりも寧ろ抑壓すべきである」とすら言つた。然るに新人文主義は極力功利的見地に反対し、夫れ自身價値あるものを尊び、哲學、藝術、宗教等に於ける精神の自由な活動は、夫れ自身最高の價値を有すると主張した。

かかる見地の對立は、教育上にも亦大なる見解の相違を將來し、

た。ルソーは機械的な人爲的な教育法に反対して、素質の、内部よりの有機的發展を教育の理想とし、主知主義に反対して、感情の直覺を重んじ、カントは善き意志は夫れ自身目的である、善意志は何者もの方便でなく、夫れ自身價値を有すとし、共に啓蒙思潮を超越した。然るに、新人文主義は更に一步を進め、教育の理想は、啓蒙教育家の説く如く、功利でない、夫れは人の凡ての素質を完全に發達せしめ、純粹に完全な、自己目的としての人を作るにあるとした。即ち心身諸能力の調和的發展は新人文主義の教育理想である。そして、此の派は、かかる調和的な、完全な、まことの人の理想は希臘に於て(例へばペリクレス、ソフォクレス、プラトンの如き人格に於て)實現せられてゐると見、範を希臘に取り、之によつて、教育を根本的に改造しようと企てた。併し、新人文主義は十六世紀の人文主義の如く、唯、古代を模倣するに止らず、之を利用して、十八世紀の國

1. J. G. Herder 1744-1803  
 2. W. v. Humboldt 1767-1835  
 3. F. A. Wolf 1759-1824

民を希臘的に陶冶しよう、と力め、従つて、人文主義が拉丁を重んじたに反し、希臘に傾倒した。新人文主義の教育學者中、特に著名なのは、<sup>1</sup>ヘルデル、<sup>2</sup>フンボルト、<sup>3</sup>ヴォルフ等である。

ヘルデルはケーニヒスベルヒ在學中、カントの勧めによりルソーの「エミール」を讀みて大なる刺戟を受け、カントとルソーを介して、人性の尊嚴を意識し、熱心な人文主義者となつた。教科の中では、古典と聖書と歴史特に文化史を尊重し、外國語の教授は自國語と等しく耳より耳に入るべく、文法より入るべからずとした。彼は又啓蒙時代の世界主義に反対し、凡ての國民は夫れ夫れ特質を有する。國民は言はば、大なる個人であつて、國語、文學、道德、藝術、宗教等一として國民性を宿さないものはない。だから、他國の文化を徒らに取り入れるのは、他人の肉を自分に附けたやうなもので、百の害あつて一の益もない。唯、一つの例外は希臘で、希臘では人性が最も完全に(他國の如く特殊的な表現ではなく)表現せられてゐるから、希臘を學ぶことによつて我々は、まことの人性に對し眼を開くことが出來ると說いた。

## 第八章 第十九世紀の教育

### 第一節 第十九世紀に於ける主要なる傾向

#### 心理的傾向

**一、心理的傾向** ルソーの自然主義は教育界に一大革新を來したが、其の主張は主として外部の惡影響に反抗し、自然の性情を保護する方面を重んじ、消極的であつた。更に之を發展して積極的ならしめ、精密に兒童の精神狀態を研究し、心理的法則に従つて、其の發達を助長する方案を定めたのは、十九世紀の教育家ペスター、フレーベル、ヘルバルト等であつて、之を「心理的傾向」と名づける。其の始めは、單に經驗的に兒童の精神狀態を觀察し、之に基づいて教育の方法を樹つるに過ぎなかつたが、ヘルバルト以後、次第に科學的心理學に其の根據を置くに至つた。此の傾向は今後心理學の研究に伴なうて尙益發達すべきものである。

## 科學的傾向

**二、科學的傾向** 十九世紀に於て、自然科學は未曾有の大發達を遂げ、延いて教育上に至大の影響を及ぼした。即ち十六世紀以後科學の進歩に伴なうて徐々に發展し來り、ルソー及び汎愛派によつて更に高潮せられた實利主義、直觀主義は、十九世紀に入つて教育上的一大勢力となり、一方に於て、自然科學は教科課程中、主要な位置を占むると共に、他方に於て、經驗的、歸納的、直觀的方法は教授の最高原則と認められ、人文主義は次第に其の位地を實學主義に譲らねばならぬやうになつた。十九世紀の教育家中、特に此の方面を代表する者は英國のスペンサーである。

**三、社會的國家的傾向** 從來の教育は多く個人主義であつたが、佛國革命及びナポレオン一世の雄圖は、歐洲人の國家意識に一大變動を起し、教育に於ても、意志強固にして、團體的、犠牲的、精神に富む人物を養成する必要を痛切に感じ、教育は茲に一轉して國家

## 國家的傾向

主義となる機運を開いた。彼のフイヒテが敵軍監視の下にありながら、有名なる「獨逸國民に告ぐ」といふ大演説を敢行して、國家主義の教育を鼓吹した如きは最も能く此の傾向を代表した者である。斯くて各國の君主は何れも國家の運命が普通教育に係ること頗る大なるを認め、競うて強制教育の制を布くに至つた。

**第二節 第十九世紀の教育家****一、ペスタロチ**

## 傳記

傳記 貧民の救主ヨハン・ハインリヒ・ペスタロチは瑞西のチューリッヒ市に生まれた。父は醫師で母は塊國一將軍の姪である。六歳の時父を失ひ、慈愛深い母と、忠實な家婢バベリとに教育せられたが、其の教育法の女子的であつたためか、幼時より感情的で剛健の氣風を缺いてゐたといはれてゐる。九歳の時から、毎年、近郊に牧師をしてゐる祖父を訪ひ、數ヶ月滞在する例であつたが、此の間に著しく敬虔博愛な祖父の感化を受け、早くから貧民に同情を寄せるやうになつた。小學校時代は學科の嗜好偏し、成績悪し

く、遊戯に拙かつたが、非常に親切で、よく人のために盡くした。後拉丁學校を経てカレヂに入學し、詩人として知られたホーリー・メル教授の感化を受け、同教授の組織せる一團體に加入した。此の團體は、もと、農民の保護を目的とし、共和的思想を帶びてゐたため、政府に忌まれ、氏も一時逮捕せられたが、やがて放免された。



Noé Holley

七年一商人から資金を借り、ビル村の近傍に土地を購ひ、ノイホーフと命名して農業を始めた。千七百六十九年チューリッヒの一富豪シュルテツス家の女アンナを娶つた。新夫人は温良で高潔、爾後四十六年間、困厄の裡にも形影相伴なひ、氏の大事業を成さしめ、内助の功は甚だ大なるものがある。

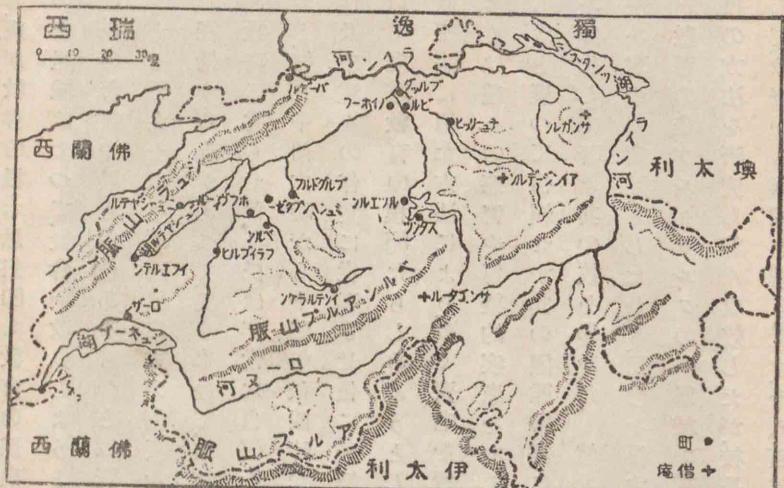
ノイホーフの農業は、氣候の不順と、經濟的手腕の缺乏とで全く失敗に歸し、一時、非常

なく之を廢し、次いでルソーの「エミール」を

読み、其の自由思想に共鳴し、郷里及び國家の爲に活動しようとして、法律を學んだが、過度の勉學で健康を損じたので、醫師の勧めに従ひ修學の念を棄て、悉く書を焼いて、叔父の家に寄寓した。程なく静穏平和で、

且自由な農業生活に心を寄せ、千七百六十一年の困難に陥つたが、意氣沮喪せず、更に志望を新にして、農場に一の貧民學校を設け、ノイホーフを以て、農業と教育事業との中心たらしめようとした。千七百七十五年始めて茲に學校を開き、五十人の貧兒を收容した。氏は是等の兒童を使つて、夏は野外で勞働させ、冬は紡績に從事させ、傍ら初步の教育を授けたが、此の計畫も亦失敗に終り、千七百八十年困厄の中に學校を閉鎖した。

其の後十八年間は、ノイホーフに於ける經驗を基礎として、専ら教育上の著述に從事し、千七百八十年、始めて『隱者の夕暮』を出し、職業教育に先立ち、其の基礎として一般的陶冶を施すべきを唱へ、次いで千七百八十一年に有名な教育小説『リーン・ハルト及びゲルトルート』第一卷を出版した。此の書は下層人民の爲に書かれたもので、ゲルトルートを主人公と



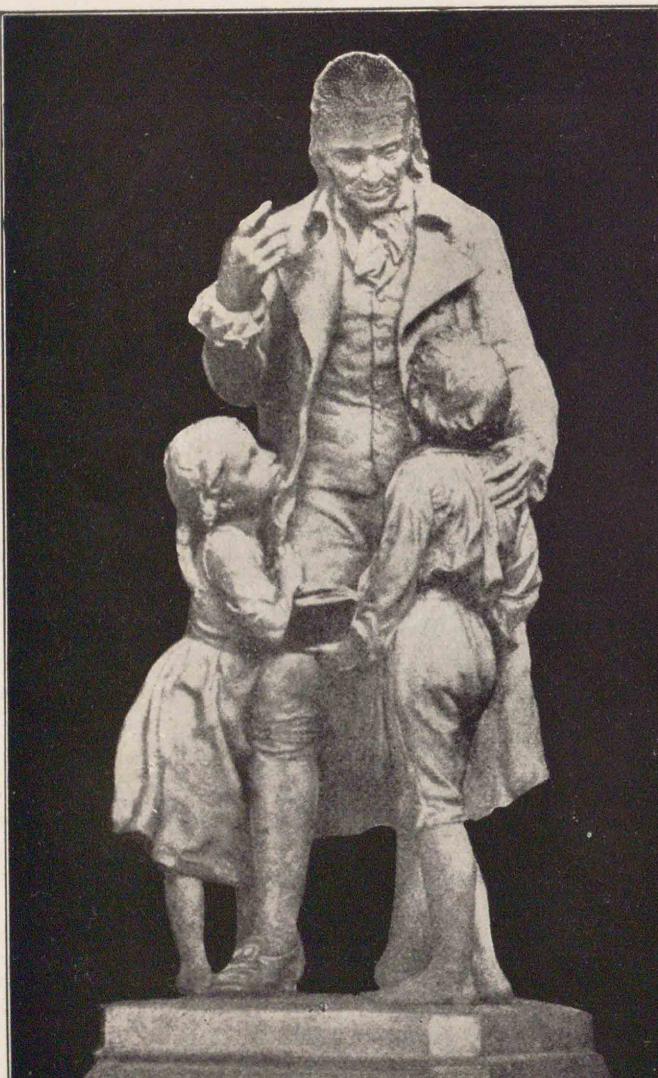
スタンツ

し、氏が教育の根本思想即ち教育の源泉は家庭にある、家庭教育、學校教育及び共和政府の新組織によつて、社會を改良しようといふ意見を潤色したもので、デーステルヴエッヒは、氏の著書中最も價值あるものと推奨した。

千七百九十八年瑞西は、從來の制度を破壊して共和政府を立てたが、政府の上官中、氏に同情する人があつて、氏を擧げて、當時兵燹の慘害最も甚だしかつたスタンツ市の孤兒教育に當らせた。氏は非常な自信を以て之に赴き、舊教の一寺院に八十の孤兒を收容し、毎日午前六時から十時、午後四時から八時に至る間、教授をなし、其の他は菜圃の耕作及び種々の作業に從事させ、僅に一婢の助を受ける外、凡て獨力、事に當り、スタンツを以て家庭教育の模範たらしめようとした。教授はベル・ランカスターの主張せる相互教授法に似た方法により、多く齊唱を行ひ、直觀教授を重んじた。然るに此の孤兒等は多くは種々の惡習や傳染的疾患を有し、剩へ、新政府に反対の人々は、氏を政府の間諜だらうと疑つて信頼せず、其の困難言語に絶したが至純な愛情と犠牲的な精神とは凡てを醇化して著々其の效を挙げた。然るに僅か五ヶ月で佛兵再びスタンツに來り、孤兒院を奪つて病院としたから、已むを得ず學舎を閉ぢてスタンツを去つた。

ブルグドルフ

數週の後ブルグドルフの一學校の補助教師となり、スタンツの經驗に基づき、専ら教授の方法を研究し、着々成效したが、校長に妬まれて職を退き、當時知名の一教師と協力して、政府から舊城を借り受け、千八百年、城中に一私立學校を起した。此の學校は世の



(シテルエフィ) 碑念記チロダスベ

ミュンヘンブク

好評を得て、氏の名聲漸く高く、校運日々に盛になつた。〔ダルト・ルート・兒子教育法〕  
〔百一八  
版年出〕は、此の地の經驗に基づいて書かれたものである。

間もなく政府はブルグドルフ舊城を政府の一長官の官宅にて、更にミュンヘンブク  
ゼーの一僧庵を貸し與へたが、學校管理の方法について不満を感じてゐた折柄、イフエ  
ルテン(イヴェルダン)市から招かれたので、千八百五年、數名の教師を率ゐて同市に赴いた。  
當時教育家としての氏の技倆は圓熟の域に達し、其の管理するイフエルテンの學校は  
忽ち隆盛に赴き、諸國の貴族、學者、教育家等踵を接して來觀し、新教育の聲全歐洲を動か  
した。けれども、多數の參觀人は甚だしく職員を忙殺し、各國から集まつた生徒の國語  
の不統一は著しく教授を困難ならしめたのみか、職員間にも軋轢を生じ校運次第に衰  
へた。千八百十五年ベスター・オーフ夫人逝くと、共に職員間の軋轢は遂に爆發して收容す  
べくもなく、同二十五年失望の中にイフエルテンの學校を閉ぢて、ノイホーフに退隱し  
た。時に年七十九。其の後餘生を文筆に託して、『三、教育に關する著述を公にしたが、  
千八百二十七年ブルツグに病歿した。ノイホーフの近傍ビルの一寺院に葬つたが、千  
八百四十六年、一百年祭に際し、更にビルの新築學校の門前に改葬し、壯大な墓表を建て、  
次ぎの碑銘を刻んだ。

〔茲にハインリヒ・ベスター・オーフ眠る。千七百四十六年一月十二日チューリッヒに生まれ、千  
八百二十七年二月十七日ブルツグに逝く。ノイホーフに於ける貧民の救助者、リーン

ハルト及びゲルトルートに於ける國民の宣教師、スタンツに於ける孤兒の父、ブルグドルフ及びミュンヘンブクゼーに於ける新國民學校の創設者、イフエルテンに於ける人類の教育者、眞の人、眞の基督教徒、眞の市民として、凡て人の爲に計り、毫も己を顧みず、彼の名に祝福あれ。」

## 教育の本質

## 教育説

力弱發展

一、**教育の本質及び目的** ペスタロチは、ルソーと等しく、児童は本來發展すべき素質を有する、此の素質を助けて發展せしむるが教育であるとした。教育は「園藝に比較せられる。園藝家は植物を培養して花を開き實を結ばしめるが併し、花や實の本來の性質を如何ともする事は出來ない。花や實は植物其の者の本質の中に始めから存在する。園藝家は植ゑ且つ培ふが、發展の力は神の與へたものである。」即ち、彼は、教育は單に児童の内よりの發展を助くるに過ぎないとして、啓蒙時代の教育萬能論に反対した。曰く、「人が人に對し、爲し能ふ最良の事は、其の自助(自ら爲すこと)を

助けるにある」と。

## 教育の理想

人の本來有する根本能力は大體、知力、感情(意志を含む)、行動技能の三者に區分せられる。此の三能力即ち頭(知)、胸(道徳及び宗教)及び手(行動)の三者を、胸に優位を與へながら調和的に發展せしむるが教育の理想である。しかも此の發展は教育の作業が、児童の内部的發展の方向に順應し、児童の心理作用に適合するときには、始めて可能である。斯くてペスタロチはルソーの内部的發展の說と新人文主義の調和的發展の說とを結合して、教育の理想に一種獨特の見地を開いた。

二、**方法上の原則** 調和的發展の大理想を實現する方法上の原則として、ペスタロチは次ぎの諸項を挙げた。

一、受容せられた知識は應用せられ、練られ、能力とならねばならぬ。即ち受容と發動とは並進せねばならぬ(自發性の原則)。

二、教育は一步一步、間断なく進み、飛躍があつてはならぬ(連續の原則)。

三、教育は児童の心理的發展の順序を追ひ、正しく之に一致せねばならぬ(自然の原則——主觀的自然主義)。

四、教育は、児童に最も手近かなもの、即ち、児童の已に熟知せるもの、又は其の境遇に結合せねばならぬ。

五、教育は常に直觀的であらねばならぬ。直觀は凡ての認識の基礎である。併し、ペスタロチの所謂直觀は、單に受動的に(鏡に物を映す如く)事物を受け容れることではなく、發動的に進んで事物を獲得する作用で、コメニウスの直觀よりも一層發動的である(直觀の原則)。

三、教育の方法 教育の方法は人の根本能力に應じて、之を知識の教育、道德及び宗教の教育、技能の教育の三者に區分する。

一、知的教育 知的教育の出發點は直觀で、其の目的は明瞭なる概念である。學びし者を明らかに捕捉し、概念の對象を簡明に定義し、其の本質を短かき言語にて表明し得るに至つて、教授の目的は達せられる。

直觀より概念に達せんが爲には、我々は、(一)對象の數と、(二)其の形と、及び(三)對象につきて表明する語とに主として注意するを要する。數、形、及び語は直觀の三要素で、又知的陶冶の三方面であり、一切の知識の基礎である。ペスタロチは歴史、地理、自然科學の如き實科は、凡て、此の三方面の何れかに屬するものであると見た。

二、技能的教育 児童に内存する一切の身體的勢力を發展せしむるを以て目的とし、圖畫、書方、唱歌、手工等の諸教科の任とする所である。ペスタロチが手工的作業の價値を認め、且ノイホー

フの學校にて始めて之を實行せるは特に注目に價する。作業主義の教育は氏によつて始めて明らかに主張せられた。

三、道德的宗教的教育　兒童の能力を「まことの人」に迄發展せしむるを目的とし、教育上最も重要な位置を占むる。ペスタロチは生活の教育に及ぼす影響を特に重視し、生活其の者を宗教的に組織せねばならぬ、即ち道德及び宗教の基礎たる信仰と愛の感情が、自然に發達するやうに生活を組織せねばならぬ」と說いた。そしてかゝる生活は家庭に於て最も容易に實現せられ得るから、家庭は道德及び宗教の最も自然な教育場である。のみならず、凡ての人間社會は、言はゞ、大きな家庭であるから、凡て人間種族の改善は家庭の道德的改善から始まらねばならぬ。かくて彼は家庭生活、特に母子の愛を以て、道德的宗教的教育の根柢となし、此の主義を「リーンハルト及びゲルトルート」を始め多

くの著書に反復表明した。

#### 要約

四、要約　ロック及びルソーは上流社會の家庭教育より出發して、個人主義を説き、新人文主義は中等學校の改善に對し貢獻するところ大であつたが、之に反し、ペスタロチは、始めより、下層人民の、しかも學校教育に著眼し、下層人民も同様に教育上の權利を有することを主張し、純乎たる社會的教育學者として立つた。彼によつて國民學校は始めて其の倫理的心理的基礎を與へられた。併しその偉大なるは其の學説よりも寧ろ人格にある。學説として見るときは、其の思想往々論理的明晰を缺き、且實地の教育に於ても方法を過重し、教授を機械化するの危險に陥つたが、熱愛と犠牲的精神と、鋭い直覺力とに充たされた彼の教育的人格は百世の下、尙教育者を奮起せしめねば置かない。是より以後、貧民に對する社會の同情漸く旺盛となり、彼の人類愛の精神に動かされて、盲啞兒、

犯罪兒等の教育も漸く盛なるに至つた。後世に及ぼせる影響、彼の如く大なるは未だ曾て見ざる所である。

ペスタロチ主義の運動は、瑞西についでは先づ獨逸に起つた。

ヘルバート、フレーベルを始め多くの教育家は、自ら瑞西に赴いて、其の教育法を視察し、殊にフイヒテの大演説以後、次第に獨逸各州に擴まり、其の他露西亞、奧太利、伊太利等の各國亦其の方法を移入した。米國ではホーレス、マン、盛に之を鼓吹し、我が國では明治十一年、高嶺秀夫(一八五〇年)が、米國に於けるペスタロチ運動の中心であつたオスウイーゴー師範學校を卒業して歸朝し、始めて之を宣傳した。

ペスタロチの後繼者中、最も名あるは「獨逸に於けるペスタロチ」と呼ばれるデーステルヴェッヒである。氏はペスタロチの説を大成し、最も兒童の自己活動と、心力の形式的陶冶とを重んじ、且教授傳した。

『完全な教育は、例へば肥料を含む水邊に植ゑられたる樹木のやうなものである。木としての全計畫、即ち樹木の形態、性質を凡て含蓄する一粒の種子は、薄くと共に成長を始め有機的に切れ目なく發展して、終に大なる樹木となる。人も亦樹木に等しく、生まるゝと共に將來發展すべき諸種の能力を潛在的に具へてゐる。……従つて人に新しき能力を授け、呼吸と生命とを與へようとする如きは、教育者の任務でない。教育者はたゞ自然の發展を妨ぐる悪影響を遠ざけ、道德的、知的及び身體的諸能力を人工的に注入しないで内部から暢發せしむれば足りる。信仰は信することによつて養はれ、愛は愛の行動により、思考は思考することにより、知識は研究することによりて得られる。』

『道徳的練習が同時に兒童の知的身體的勢力を活動させ、知的發展が心情及び感覺機關を活動させ、身體の練磨が知的、道徳的活動に影響すること、例へば、樂器の一弦を彈すれば、他の弦が調和的に之に應するやうなものである。』

『自然其の物に對する直觀は、教授の眞の基礎である。蓋し直觀は凡ての認識の唯一の根據であるからである。』

『母の力と母の誠實は、幼兒の道徳教育の基礎である。愛と信賴との第一萌芽は之に

\*F. A. Diesterweg 1790-1866

ペスタロチ主義

よりて啓發せられる。」

### 一二、フイヒテ

#### 傳記

\*Johann Gottlieb Fichte 1762-1814

#### 傳記



つて早世した。

#### 教育說

**教育說** 教育の目的は児童の自己活動を進め、真理の爲に真理を愛し、善の爲に善を愛するに至らしむるにある。中にも真理は

ヨハン・ゴットリーブ・フイヒテは獨逸のラムメナウに生まれた。大哲學者で且熱烈な憂國の士である。エナ大學卒業後、一時家庭教師となり、此の間にカントの哲學を研究した。後エナ、エルランゲン、ケーニヒスベルヒ等の諸大學に教授をつとめたが、偶ナボレオンが獨逸に侵入し、母國の運命且夕に迫つたので、猛然奮起し、千八百七年の冬から翌年に亘り、<sup>1808年</sup>伯林街頭佛兵彷徨する間に「獨逸國民に告ぐ」と稱する公開演説をなし、國民教育の必要を絶叫し、自ら之を新教育と名づけた。後伯林大學創設と共に其の教授となり、次いで總長に進んだが、望扶斯にかゝつて早世した。

道德を實行する手段として價值を有するに過ぎないから、教育究竟の目的は、高尚純正な道德心と、道德の根柢である宗教心との養成にある。約言すれば、教育の目的は物質的欲望を離れた高尚な精神生活を獲得せしむるにある。

精神生活は永遠に生命を有するが、この永遠の生命は、精神生活の維持者たる國家あるによつて始めて可能となる。國家は、本來、神の法則を地上に移し、精神生活を永遠に發展するを以て、其の任務となす者であるから、各個人が自己活動によつて獲得した精神生活は、國家の中に發展する大なる精神生活の一分子となつた時に、始めて永遠に保持せられる。そして己が祖國を、此の永遠な精神生活の保持者と見る所に、眞の愛國心は湧き出で、此の愛國心は自ら國民をして、戰時に於ては祖國を保護し、平時に於ては善良の市民たらしめる。

教育の方法としては、特にペスタロチの教育説を推奨し、ペスタロチと等しく、直觀と身體の練習を重んじた。彼は啓蒙時代の功利主義に極力反抗し、功利主義こそ祖國を危地に陥れたと難じ、凡て道徳は道徳律に對する尊敬の感情を以て其の動機とすべきである、賞罰の如きは人を感覺的功利的ならしめ、適當な教育上の手段でないと說いた。

次ぎにフィヒテの所説中、特に注意すべきは、其の經濟的共產的な教育主義である。彼は當時の社會及び家庭を功利主義に墮落したものと見てゐる。從つて、此の惡風に感染せしめない爲には、新教育の國民一般に貫徹する迄は、兒童を家庭から引き離し、共同の教育所に入れ、教師と監督者の指導の下にあらしむべきである。共同教育所では、男女共學で、學習と作業とを結合し、農業、園藝、牧畜等をなし、自己の勞作によつて一切の經費を支辨し、個人の財産私有を許さず、一の理想的な經濟的小國家を形成せねばならぬと說いた。即ち彼は希臘の國家主義を近世的に潤色し、家庭すら無視した極端な國家主義を鼓吹したのである。

「確固不動の意志を、確實な法則に従つて陶冶するのが新教育の任務である。」

### 傳記

\*Friedrich Fröbel 1782-1852

フ  
リ  
ード  
リ  
ヒ  
・  
フ  
レ  
ー  
ベ  
ル



「自己の事業が永久に保持せられるといふ信仰は、國民が永久に存續するといふ希望から生ずる。」

「正及び善其の者に對する満足を以て、從來重んぜられた感覺的快苦の情に代へ此の満足を以て將來の生活に對する唯一の動機となすこと、これが余の計畫の大眼目である。」

### 三、フレーベル

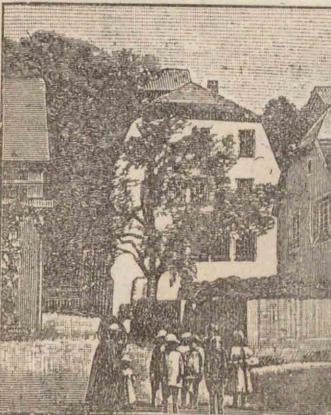
傳記 幼稚園の創設者、\*フリードリヒ・フレーベルは獨逸チューリンゲン地方のオーベルワイスバッハに生まれた。牧師の子である。生後九ヶ月母を失ひ、一家婢の手で養育せられた。數年後に迎へた繼母が冷酷であつたので、常に郊外に出で森林原野の間に自然を友とした。十八歳、自然科學研究の目的を以てエナ大學に入つたが、學資缺乏の爲退學し、建築技師にならうと志し、千八百五年フランクフルトに赴いたが、同市の模範學校長グルーネルバ氏の教育的天才を看破し、勧めて己が學校の教師とした。フレーベルはこゝに始めて永く求めて得なかつた自己的天職を發見し、「余は無限の幸福を得た、魚が水を得たやうなものである」と喜んだ。此

の學校でベスターの教育法を知り、研究の爲、イフエルテンに赴き滞在二年、歸國後、再び  
ゲーデン、ベルク等の大學に學んだ。偶々ナボレオンの侵入に遭ひ廢學して普魯西義勇  
軍に投じ、戰の終る迄戰爭に從つた。

千八百十六年、グリースハイムに學校を起し、翌年之をカイルハウに移し、カイルハウ  
の學校は今尙存續してゐる。其の經驗に基づいて千八百二十六年、「人類の教育」を著した。

後瑞西政府に招かれ、ブルグドルフの孤兒院長となり、四歳から六歳迄の兒童を集めて教育した。  
幼稚園の思想はこゝに胚胎したものである。後

伯林に歸り、千八百三十七年始めて「ブランケンブルグ」に一教育所を起し、傍ら雑誌を發刊して其の  
主義を擴めた。越えて千八百四十年之を「幼稚園」と命名した蓋し、幼兒を植物に、教師を園丁に擬したのである。  
然るに此の新教育事業は容易に世人に理解せられず、千八百五十一年時の普國文部大臣は幼稚園禁止令を出した。其の  
後、氏は専心この禁を解くに努めたが、成功を見るに及ばないで翌年病歿した。



\*Kindergarten

ブランケンブルグの幼稚園の最

## 教育說

### 教育の目的

**一、教育の目的と方法上の原理** フレーベルの教育說の根  
本原理は萬有神性觀である。彼に從へば、萬有は神靈の表現で、凡  
て神性を有する。萬有の目的は、己れに内在する神性を發展せし  
むるに存し、人の使命は神性を意識的に實現するにある。従つて  
教育は本來善良なる人性を善導し、之を「神的統一」の、意識的にして  
且純粹自由なる代表者たらしむる」を以て其の目的とする。

神性の實現は第一、内部よりの自由な發展を妨ぐる事情を遠ざ  
け(消極主義)、第二、兒童の自己活動を善導し、内部的發展を助長する  
(活動主義)によつて成る。しかも幼兒の活動は主として遊戯に現  
れ、遊戯は將來一切の生活の萌芽であるから、教育は兒童本性の自  
然の發露である自發活動を尊重し、遊戯をば徐々に變じて作業と  
なさねばならぬ。「遊戯より作業へ」、是が教育の進むべき道である。

## 二、幼稚園教育の方法

幼稚園の教育は、上の原理に基づき、た

### 方法上の原理

幼稚園教育の方

だ幼兒を看護するだけではなく、其の性質に應じた種々の遊戯を行はせ、活動性の満足と共に身體を強壯にし、手指及び覺官を練り、其の觀察力及び構成力を高めねばならぬ。遊戯を分かつて(一)運動的遊戯の二種と

第一 六種

第二 三體

第三 積木第一

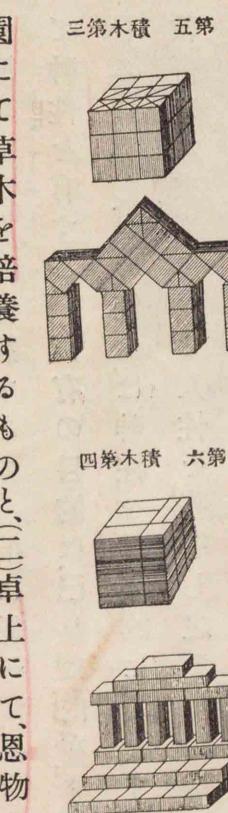
第四 積木第二

第五 動的遊戯(二)作業的遊戯の二種とする。

前者は戸外で行進、跳躍、舞踏等をなし、之に

結合して唱歌を練習せしめ、後者は更に之を(一)庭園にて草木を培養するものと、(二)卓上にて、恩物を用ひ、種々の形を構成するものとに二分する。

フレーベルが最初に用ひた恩物は、



恩物

## 六種恩物

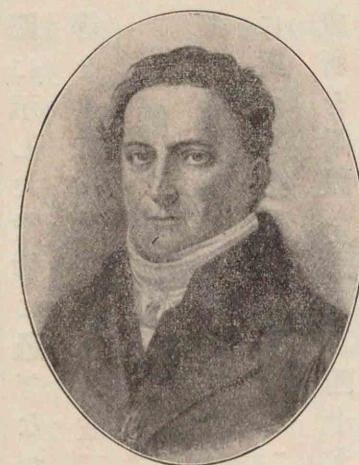
圖に示した數種に過ぎなかつたが、其の後粘土細工、紙細工、豆細工等をも加へ、遂には其の數二十種に及んだ。

**三、要約** 幼稚園設立の主な動機としては、氏が幼時に於ける家庭の不幸、當時の家庭が教育思想に乏しかつたこと、及び氏の兒童に對する熱愛等を擧げることが出来る。氏は又幼稚園に保姆養成所を附設し(千八百四十九年)、始めて教育者としての女子の價值を認めた。幼稚園の思想は、コメニウスにも見えてゐるが、フレーベルはコメニウス及び其の師ペスタロチとは異なつて、家庭教育に、あまり重きを置かなかつた。併し、兒童の自己活動と、構成的作業とを重んじ、之を教育の最高原理に掲げたのは、教育上に於ける彼の一功績であつて、最近唱導せられてゐる<sup>\*</sup>モンテスソリ女史の教育法の如きも、氏の思想に基づいて組み立てられたものである。幼稚園の禁令は、其の後、千八百六十二年に解除せられたが、已

\* Maria Montessori 1870-

1. Marenholtz Bülow 1810-1893  
2. Johann Friedrich Herbart 1776-1841

## 傳記

ヘルバ  
ルト  
と自署

Herbart

傳記 科學的教育學の建設者<sup>2</sup>ヨハン・フリードリヒ・ヘルバ  
ルトは、獨逸オルデ  
ンブルグに生まれ、幼より厳格な母の手  
に教育せられた。エナ大學を優秀な成  
績で卒業した後、大凡三年間瑞西の貴族  
フォン・スタイグル家の家庭教師となり、  
此の間にペスタロチをブルグドルフに  
訪うて其の教育法を學んだ。千八百二

に其の以前に英、米等に傳はり、千八百七十六年には我が國にも移入せられた。幼稚園の普及について特に注意すべき功勞者はマーレンホルツ、ビューロウ男爵夫人である。

「余は兒童の遊戲に現るゝ活動、勢力及び娛樂を、余の目的に利用し、遊戲を變じて作業とすることが出来る。そして是れが教育の眞の意義である。」

「神は自己の姿に人類を創造した。故に人亦自ら創造して神の如くならねばならぬ。これは作業及び構成的、創造的活動の大目的であつて又其の最も深い意義である。」

四、ヘルバ  
ルト

年始めてゲッティンゲン大學の私教授となり、七年の後、ケーニヒスベルヒ大學に轉じ、嘗てカントの占めた榮譽ある講座を擔當し、哲學及び教育學を講じ、名聲を博した。同時に大學内に教育練習所を設け、學生に實地練習を行はせたが、是れ實に大學附屬教育練習所の嚆矢である。在職二十四年、再びゲッティンゲン大學に歸り、在職中急病で歿した。教育學上の著述としては、一般教育學(千八百六年)及び教育學講義綱要(千八百三十五年)が特に名高い。

## 教育說

ヘルバ  
ルトは、教育の目的を倫理學に求め、其の方法を心理學に仰ぎ、此の二大科學を基礎として始めて教育學を科學的に建設した。従つて氏の教育說を正しく理解する爲には、先づ其の倫理學及び心理學を一瞥する必要がある。

**一、倫理學** 氏は倫理學上の動機論者で、善惡如何は二個以上の意志の關係を、直覺的に評價するによりて定まるとして、此の意志關係を五種(五道念)に區分した。

一、内心自由 知見と意志との一致した状態。

二、完全 意志活動が強く、集中持續し、多方で、しかも、統一した状態。

同情

三、好意 己を忘れて、他人の意志を助長すること。

四、正義 二個以上の意志が同一物に向つたとき、各其の分を守つて争はないこと。

五、平衡(報償) 有意的に加へられた利害に對して報ゆること。

## 二、心理學

氏の心理學は、從來の能カ説を打破し、一切の精神現象を表象の一元に歸し、首尾一貫した主知説で表象心理學又は表象力學説と呼ばれてゐる。彼に従へば、心は本來不可分で、何等の性質をも有しない一の實體であるが、他の實體から妨げられたとき自己保存の作用を現し、茲に表象が生起する。即ち表象は妨害に對する實體の自己保存の結果である。そして一旦生じた表

象は、決して消失しないで、夫れ夫れ一定の力を有し、力の法則に従つて或は相助け、或は相排除する。高等な知的作用は勿論、感情、欲望等に至るまで、一切の精神作用は、悉く表象相互の助長及び抑制作用から派生するもので、精神現象は、要するに、多くの表象の統體に外ならない。

## 道徳的品性の陶冶

三、教育の目的と教授 教育の目的は鞏固な道徳的品性の陶冶にある。然るに、意志は表象相互の關係から派生するものであるから、教育の究竟目的たる品性の陶冶も、思想界の陶冶を介して始めて可能である。故にヘルバートの教育學では、教授を以て教育の中心とし、其の他の教育作用、即ち管理と訓練とは、教育を補助する作用に過ぎないと見てゐる。

教授は單に知識、技能を傳達するに止まらず、進んで意志の陶冶に與らねばならぬ。此の目的にかなふ教授をヘルバートは「教育」

## 興味

的教授とよび、反之、知識、技能の傳達にのみ着眼する教授は非教育的であると貶した。詳しく言へば、教育的教授は教授によつて児童の興味を惹き起し、興味を介して、意志活動に導かうとするもので、教授究竟の目的は固より道徳的意志であるが、其の直接目的は興味の喚發である。

**興味**　は氏の教育學に於ける主要な概念であつて、單なる快感ではなく、進んで發動的に知識を増進し、擴充しようとする心の狀態である。之を追求的興味とよび、左の三條件を必要とする。

- 一、直接　興味は事物其の者に對して起らねばならぬ。
- 二、永續　一時的の興味であつてはならぬ。
- 三、多方　教授は、常に、児童が経験と交際とによつて、已に獲得せる表象に結合し、之を整理し、且之を擴張し、表象の有力な系統を立つべきであるから、興味も亦偏く経験及び交際の全範圍

に亘り、多方でなければならぬ。

経験的興味……多様な事物の経験から起るもの。

## 経験

推究的興味……事物間の關係と法則との推究から起るもの。

審美的興味……善惡、美醜の評價から起るもの。

同情的興味……他人の快、苦に同情するときに起るもの。

社交的興味……社會の幸不幸に同情するときに起るもの。

宗教的興味……神に關して起るもの。

凡て興味は、児童既存の舊表象群が、新表象を類化するときに生じ、個々の事物に集中し、没入する専心と、事物を相互に連結し、一定の統一を保持する致思とは其の二大條件である。そして氏は、此の二者を、更に靜、動兩方面からながめ、始めて教授段階に關する説を立てた。此の段階は、其の後多少修正せられ、所謂五段教授法として永く教授界を支配した。

## 專心致思

## 教授段階

ヘルバート ナルレル ライン

興味 專心 静止的 — 個々の事物を明瞭に收得する。  
 致思 進動的 — 一の專心から他の專心に移り、表象 — 聯合 — 聯合 — 比較  
 進動的 — 靜止的 — の聯合を生ずる。事物相互の正しき關係を究め、系統 — 系統 — 系統 — 概括  
 を立てる。系統を正しく新事項に活用する。 — 方法 — 方法 — 應用

## 管理

四、管理 児童の身體的、覺官的欲望を抑へ、能く、靜肅にして秩序を守るに至らしむるを目的とし、教育の豫備的條件である。夫れはたゞ、外部的秩序を維持するに止まり、心情に迄影響しようとするものではない。管理の手段としては、(一)課業、積極的(二)監視、(三)命令及び禁止、(四)威嚇及び懲罰(以上消極的)の四種あるが、何れの場合を問はず、簡単で且鋭く、愛と威嚴とを以て一貫しなければならない。

五、訓練 訓練は直接に児童の情操に作用し、五道念に従つて行動し得る鞏固な道徳的意志を養成するを以て其の目的とし、教授

## 訓練

客觀的品性と主觀的品性

の後に來り、教授の事業を完成する。

品性には客觀的と主觀的との二方面がある。前者は児童の生まれながら有する性向で、後者は知識が發達し、反省の加はるに至つて始めて生ずる。即ち品性の主觀的方面は一定の原理によつて統一せられた意志で、其の客觀的方面を統御する働きを有する。主觀的品性が徐々に發達し、児童が能く自己決定をなし、自律的に「明瞭鞏固で、且斷乎たる判断」に基づいて行動するに至つて、訓練の事業は完成せられる。

訓練の方法は、之を(一)保持的訓練、(二)決定的訓練、(三)規正的訓練、(四)助成的訓練の四段階に分ける。(一)は同一の事情の下には常に同一の動作をなす様に児童を導き、(二)は児童を助け、行爲自然の結果に照らして、正しき選擇決定をなさしめ、(三)は児童の行動中、前後一貫しない者を指摘して、行動に一定の主義あらしめ、(四)は児童が

## 訓練の方法

## 要約

一定の原則に従つて行動しようとして、未だ斷行し得ない時に、助けて之を遂行せしめる。

1. K. V. Stoy 1815-1885
2. T. Ziller 1817-1882

**六、要約** ヘルバートの教育説はペスター、フライヒテ等に反して個人主義の色彩が濃厚であり、其の心理説は精神の自己保存のみを考へて、自由な自發的の創造作用を認めず、又あまりに主知的であつて、現今では唯歴史的意義を有するに過ぎない。併し、彼が自己獨特の創見により科學的教育學を建設した功績は、之を實地的教育改良家としてのペスターに比べても、あまり不當ではあるまい。されば氏の歿後に於ける教育學の發達は、恰も衆星の北辰に共ふが如く、一に氏の學説を中心として勃興し、十九世紀の教育界を風靡した。ヘルバート直後に於て、ヘルバート學派の重鎮となつた者はストイとチルレルである。中にもストイは人格を以て勝り、チルレルは理論家として成效した。ストイは體育を大

に奨励し、修業旅行を創め、學校園をも設けて、共同の作業を奨励し又エナ大學に教育研究所を附設し、チルレルは科學的教育學會、即ちヘルバート會の會長となり、ライプチヒ大學に附屬教育研究所を起し、又教授の段階を修正し、中心統合法及び開化史的段階説を首唱した。此の系統の人々をヘルバート、チルレル派と稱へ、現時に於けるヘルバート派の驍將ラインも亦之に屬する。其の他ヴィッセルペルト、リンドネル、ブリック等は何れも鋤々たる教育學者である。ヘルバートの學説が我が國に紹介せられたのは、明治二十年代以後で其の最も有力な宣傳者は谷本富氏である。

〔生理學が身體を纖維から構成する如く、心理學は精神を表象系列より表象系列を單一の表象から構成する。〕

〔教育學の全體を通覽するに足るべき中心點は、心理的條件に従つて構成せられた道徳的品性である。〕

必要とする興味の多方が是である。……教授せられた知識を保持し、尙進んで多くを得ようとする人は、其の知識に對して興味を有するものである。」

「教授は思想界の形成を事とし、教育は品性の陶冶を事とする。併し後者(教育)は前者(教授)を指いて他に求むる事が出來ない。余の教育學の全體は此の一言に盡きる。」

### 五、シュライエル・マツヘル

#### 傳記

ル・シ・マ・ツ・ヘ・ル

\*Friedrich Daniel Schleiermacher 1768-1834



\* フリードリヒ・ダニエル・シュライエル・マツヘルは獨逸のブレスラウに生まれた。ハルレ大學にて神學、哲學等を修め、苦學生として辛酸を嘗め卒業の後、暫時家庭教師を勤めたが、一千八百四年ハルレ大學教授に任せられ、傍ら、終生の事業としてプラトンの翻譯を始めた。千八百七年伯林に轉じ、同十年伯林大學教授に任せられ、傍ら三位一體教會の牧師を兼ね、終生同地に活動し、國歩艱難の時に際し、ブイヒテと共に大に愛國心を鼓舞するに力めた。氏は特に宗教學者として著名であつたが、大學教授在職中三回、教育學の講義をなし、其の『教育論』は遺稿として千八

百四十九年出版せられた。

### 教育說

#### 一、歴史的社會的見地

教育は前代が後代に及ぼす意識的な影響である。詳しく述べて、教育は、後代の者が唯、前代のものと同一程度の文化に高まるのみでなく、更に進んで前代の文化を一層發展せしめ得る如く、後代を導くを以て其の任務とする。従つて教育は、常に當時の文化を顧み、之に結合するを要する。然るに、文化は時代により異なつてゐるから、時、處を超越し、一般に妥當する教育學なるものは存在し得ない。教育學は、一國の歴史的文化に規定せられる一の歴史的科學である。

二、文化活動と倫理(社會と個人) 文化は自然を精神化するこ<sup>ト</sup>によつて成立する。自然是其の中に精神的なならんとする傾向を有し、精神は自然を自己の目的に從屬せしめ之を精神化する。

## 社會と教育

個人及び社會に存する自然的なものを精神化すること、これが文化活動である。そしてシュライエルマツヘルは自然の精神的になること(自然の理性化)を、凡て廣義に倫理と名づけ、教育學の基礎學は倫理學であるとした。

人性に存する自然是、社會に入り、社會に存する精神文化に接觸することによつて、始めて理性化せられる。従つて、社會を離れて教育は成立し得ない。社會の四大形式たる(一)國家(國民性を基礎とする)、(二)教會(三)家庭及び自由な交際社會、(四)科學の社會に入ることにより、人は始めて倫理的となる事が出来る。

シュライエルマツヘルの教育説は、上に明らかなる如く、社會的教育學である。併し、彼は決して之が爲に個人を無視しない。個人は本來社會的性質を有し、社會の中にのみ生活し得るが、同時に又他の個人と區別せらるべき特質を有する。詳言すれば、個人は社

## 個人

## 教育の目的

會に存する精神的な一般價値を、己れに特有の仕方で表現する。個人は「社會の鏡である」が、社會をば己れに特有な仕方で映す鏡である。夫れは一般的であると同時に特殊的である。一般と特殊との結合である。従つて、個人は社會の單なる方便ではなくて自己目的である。社會の一般的價値を特殊に表現する人格、即ち、特色ある、まことの人間の養成が教育の最高目的である。かくてシュライエルマツヘルは極端な社會主義と個人主義とを結合して、前人未發の見地を開いた。

三、教育の区分と方法 人の倫理的(廣義)活動は、心情と心情の表現たる行動とに區分けられるから、教育は(一)心情の教育と(二)行動の教育とに二分せられ、後者は更に文化財を獲得する方面と文化の發展に向けられた方面とに二分せられる。

## 教育の區分

**心情の教育** —— 主として倫理的な社會生活により直接に行はれる。

**教育**  
**行動の教育** —— 受動的に受容する方面……世界觀を築く。

發動的に構成する方面……世界構成に導く。

**教育の方法**

教育の方法に於て、氏は特に生徒の自發活動を重んじた。生徒の自發活動は、正しきは之を助長し、正しからざるは之を抑制すべきであるから、教育の主要な方法は抑制と助長自由生活とである。中にも最も助長を重んじ、抑制は之を過度に適用してはならない。蓋し、教育の目指す所は自律的活動ココナラニスムに存するからである。

**四、要約** シュライエルマツヘルの教育説は、之をヘルバルトに比べると、著しき對照を示してゐる。ヘルバルトの個人主義に傾けるに對し、シュライエルマツヘルは社會的見地に立ち、しかも個人の特質を重視し、前者が教授の方法を重んぜるに反し、後者は生活に

**要約**

よる直接の影響を重視し、前者が自發活動を多く説かざるに反し、後者は自發活動の善導を以て教育の眼目とした。シュライエルマツヘルは、實に、教育が歴史に依存すべきこと、教育上社會生活の必要なることを力説した最初の代表的教育學者である。凡そ是等の點に於て、彼の説は現代の教育に大なる影響を及ぼしてゐる。そして、是れ、現時の文化的教育學者が舉つて彼を祖述する所以である。

「倫理(廣義)は、自然に對する理性の行動の表現である。」

「凡ての個人は其の素質及び本分に應じて、夫れ夫れ、純粹に理想的な人間性を表現する。」  
「凡ての人は自分に特有な仕方で、人道を表現せねばならぬ。」

「人は宇宙との關係によつて始めて人となる。自我は全體の懷から、自己創造によつて生まれ出づる。」

「教育は常に二つの姿を取る、其の一は生徒の自己活動を喚起し、其の二は喚起せられた自己活動を正しく指導することである。」

## 六、スペンサー

傳記

傳記 \* ハーバート・スペンサーは英國ダービーに生まれた。父は高等學校の教師である。生來虛弱であつたから、専ら家庭にて教育を受け、十七歳の時、僅かに三ヶ月、代用教師として教育にたづさはつた。やがて鐵道技手となり、其の職に在ること十年、轉じて雑誌「エコノミスト」の記者となり、職務の傍ら專心學術の研究に從來し、全勢力を傾注してこの稀有の大著述を完成した。



スペンサー

\*Herbert Spencer 1820-1903

教育の目的

## 教育説

一、教育の目的 氏の「教育論」は、(一)最も價值ある知識、(二)知育、(三)德育、(四)體育の四篇から成り、第一篇にて教育の目的と教科の價值とにつきて述べ、以下順次、知、德、體の三育に論及してゐる。教育の

目的は、人をして生活の各方面に於ける完全な準備をなさしむるに在る。所謂完全な生活とは、即ち幸福な生活で、實用を以て其の主眼とする。從來の教育は徒らに古語、古典を尊重し、實用を棄て虛飾を先にしてゐるが、此の如きは實に本末を顛倒せるもの、例へばオリノコ印度人が身に粉黛を施すに等しいとして、極力之を攻撃し功利主義を主張した。

## 完全な生活

二、生活と科學 完全な生活活動を分類し、之を其の重要な度に應じて、順次列舉すると、(一)直接に自己を保存する活動、(二)生活上必要な物資を得て、間接に自己を保存する活動、(三)子孫の教養を目的とする活動、(四)政治的及び社會的關係を適當に維持する活動、(五)趣味と感情の満足とに向けられた種々の活動の五種となる。そして、是等諸種の活動の基礎となるべき知識は、生理學、數學、物理學、化學、生物學、心理學、社會學等の諸科學である。加ふるに、科學は判

## 科學の價值

斷、推理、記憶等の諸能力を練り、忍耐、誠實、謙讓、敬虔等の道德心、宗教心をも起さしむるに足りる。科學は實にあらゆる生活の根柢である。

## 知育

**三、知育** スペンサーは知育に於てペスタロチの説を推奨し、進化論に基づいて更に之を精練し、教授上左の諸原則を立てた。

一、單純から複雑に進め。

二、漠然たる知識から、次第に明瞭確實なる知識に進め。

三、凡て課業は、具體的なものに始まり、抽象的なものに終らねばならぬ。

四、兒童の教育は、歴史的に考察せられた人類の教育と一致せねばならぬ。即ち個人に於ける知識の發達は、一般人類に於ける知識發生の順序を逐うて進まねばならぬ。

五、經驗から理論に進め。

## 德育

六、兒童をして自ら研究し、自ら發展せしめよ。

七、兒童に與へた興味の多少は、教育法の良否を判定する最後の標準である。

**四、德育** 德育にては、當時の苛酷な訓練法に反対し、ルソーに倣つて自然主義を取り、人爲的の懲罰を排斥した。又道徳的早熟は、知的早熟と同じく、有害であるから、初めから、高きを兒童に望むことなく、日常卑近の行爲より始め、恰も野蠻人の道徳から文明人の道徳に進む如く、徐々に之を誘導し、終に完全な自治に達せしめねばならぬ。

## 體育

**五、體育** 氏は又種々の方面から體育の必要を説き、教育第一の任務は、先づ人を「強健な動物」に仕立てるにあるとし、方法上の原理としては自然主義を取り、飲食、衣服等、凡て自然の欲求に一任すべきであるとした。又遊戯の價值を高唱し、遊戯は、自然的であるか

## 要約

ら其の效果遙に體操に優つてゐると說いた。

**六、要約** スペンサーの意見は、實利主義、自然主義の好典型で、多くの點に於てロックやルソーの所説に一致してゐる。けれども、其の「教育論」は、氏自身も言つてゐる通り、當時の英國教育を改良しようとする一の試みに過ぎないので、固より系統的な教育學でないから、説く所往々極端に馳せ、直ちに採つて現時の法とするには足りない。「教育論」は明治十三年尺振八氏<sup>セキハシハチ</sup>を邦譯し、一時我が思想界を動かした。

十九章 死人  
十九章 死人

精神の修練に於ても、生活の指導に於ても、科學は最も大なる價値がある。事物の意味を知ることは、其の效果遙に言語の意味を知るに勝り、周圍の現象を研究することは、之を文法、文學の學習に比べて、遙に能く知的、道德的、宗教的訓練に適する。自然は最も單純な仕方で、道徳的訓練の眞の理法と實際とを現示する。

訓練の目的は自ら支配する人を作るにある。他より支配せらるゝ人を作ることではない。

〔成功に對する第一の要件は『良き動物』たるにある。國家を盛ならしむる第一要件亦良き動物たるにある。〕

### 第三節 英國公衆學校とアーノルド

英國の教育の特色は、品性の陶冶を重んじ、善良な紳士の養成に主力を注ぐにある。そして此の特色的最も著しく發揮せられてゐるのは公衆學校である。

**一、公衆學校** 公衆學校は英國に於ける第一流の中等學校で、凡て私人の經營に成り、極めて自由な發達を遂げたものである。生徒は多く上流社會の子弟で、十二三歳から十八九歳に至り、凡て寄宿舎に收容する。古來英國著名の人物で、公衆學校の門をくづらないものは極めて罕である。

公衆學校の特色は其の寄宿制度である。生徒は入學すると、各

七大公衆學校

ワインチエス

ターラー

シリュースベ

リー、ラグビー

イートン

ハーロウ

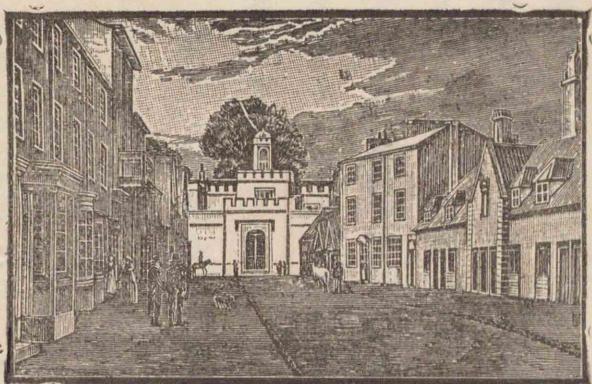
ウェストミンスター

チャーターハ

ウス

正門から見

\*Thomas Arnold 1795-1842



一定の寮舎に入り、卒業迄之を變へることなく、各寮舎は運動競技及び其の他の團體的事業で、互に競争し、其の間に相互の品性を磨き、自由、服従の精神も、誠實、公正等の諸德も、凡てこゝで養はれる。學科は希臘拉丁の古典を主とするが、近時に於ては、諸種の科學や、近世外國語を加ふるに至つた。

公衆學校中、最初の者は、ワインチエスター學校(一三八二年開校)で、イートン之に次ぎ、其の他は多く十六世紀の創立で、何れも三百年から五百年の古い歴史を有してゐる。

**二、アーノルド** 多くの公衆學校の校長中、最も著名なるは、トマス・アーノルドである。アーノルドは

英國カウズに生まれた。税關長の子である。ワインチエスター公衆學校及びオックスフォード大學に學び、卒業後、暫く私塾を開いて青年を教育したが、千八百二十八年ラグビー公衆學校長に擧げられた。

アーノルド  
育法  
アーノルドの教



氏は、當時公衆學校の學風が、一般に知識の授與に偏せるを慨き、先づ教育の大方針を確立した。即ち學校生活の目的は、第一に宗教的、道德的原理、第二に紳士的行爲で、知的才能は第三として最後に來るべきものであるとし、此の方針の貫徹のために、種々の非難と誤解とを顧みず、誠心誠意學校の改善に身を捧げた。氏は一方に於て、從來公衆學校の二大傾向であつた(一)自治の精神と、(二)下級生に對する上級生の權力行

ヤニハアーノードラアガムクコトヲ  
アーノドハスララシテ  
ヤメヤウ。

使とを利用し、其の長所を發揮せしむると共に、短所は極力之を矯正し、他方に於て宗教教育を學校の生命とし、最も誠實を愛した。

「勿論余は汝を信す。」とは、氏が生徒に對する慣用語であつたから、生徒も亦「虚偽を語るな、校長は我等を信す。」と互に戒め合つた。若し不良の行爲あらば毫も假借する所なく嚴罰を加へ、且常に生徒を戒めて「生徒の數の多少は學校と多く關する所がない、唯基督教的紳士の學校であることが必要である。」と言つた。

在職十四年、ラグビーの校風大に舉がり、「基督教的紳士」の理想が學校の内外に貫徹した頃、突如として登校執務中に病歿した。けれども、英國公衆學校の學風は、氏によつて一轉機を來し、ウインチエスター及びハーロウ先づ之に倣ひ、延いて全英國の公衆學校に波及した。當時墮落に傾きつゝあつた公衆學校を改造し、之に陶冶的精神を吹き込んだのは、實にアーノルドの力で、氏の名は英國教

育の特色と共に、長く教育界の瞻仰する所となねばならぬ。

#### 第四節 第十九世紀教育の約説

##### 各教育家の主張

第十九世紀の教育は、前數世紀の教育事業を綜合し、大成した觀がある。其の心理的傾向は主として教育の方法に關し、科學的傾向は教育の材料に關し、國家的傾向は目的及び制度に關して、前世紀の缺點を改善し、更に之を發展せしめた。即ちペスタロチは児童の心理的研究と、児童に對する深厚なる愛情が教育事業の眞の根柢であること、又教育は各能力の内部的調和的發展を助長すべきであるが、しかも此の發展は、児童自身の經驗と活動とによるべきこと、及び教育の基礎は家庭の感化にあることを教へ、ヘルベルトは教育學を科學的に建設し、教育の中心目的は、道徳的品性の陶冶にあると主張し、アーノルドは之を英國に實現し、又フレーベル

## 善教育各方面の改

は自己活動を以て方法上の最高原則とし、之を幼稚園に適用し、スペンサーは科學の價值を高唱して、教育は實利的なるべきを説き、功利主義を宣傳した。今、是等諸家の努力が、教育の各方面に對して、如何なる影響を與へたかを、簡単に左に約説して見る。

**一、教育の對象** ロック及びルソーは、貴公子の家庭教育を説き、新人文主義は中等學校以上の教育に努力したのみで、未だ普通教育には及ばなかつたが、十九世紀に入ると、一面に於て、多くの教育學者が、児童心性の發達に注意を向け、一様に児童の教育法に主力を注ぐと共に、他面に於て、國家主義は次第に勃興し、相待つて普通教育の發達を促し、嘗てルーテルが想定し、コメニウスの學校系統中に示された平民の教化は、始めて完全に實現せられ、同時に凡ての教育機關を國家の手に統一するに至つた。

白痴及び低能兒の教育亦次第に發達し、十九世紀の中葉、白痴の

「使徒」と敬はれてゐる佛人、エドワール、セガンの研究によつて、始めて系統あるものに發達した。

**二、教育の目的** 十八世紀の個人主義から、十九世紀後半に於ける社會主義、國家主義への轉換は、教育の目的にも變動を來し、十八世紀に見るが如き個人主義、世界主義は次第に其の影を沒し、國家主義が之に代らうとするに至つた。

**三、教育の内容** 教育の内容については、教育の(一)世俗化したこと、及び(二)實利的となつたことの二者が、最も著しい特徴である。前者によつて宗教教育は次第に勢力を失ひ、宗教と教育との分離を見、後者によつて自然科學は諸教科の主位を占め、其の結果おづから古語の研究を制限し、教育と實際生活とを接近せしめ、實業教育、補習教育等の發達を見るに至つた。

**四、教育の方法** 併し、十九世紀の教育に於て、最も顯著な進歩

を見たのは、方法に關する領域であつて、心性の開發、多方の興味、児童の自己活動等の唱導により、十八世紀に於けるルソーの改革的主張も、著實に具體的に實行せらるゝに至り、注入的、服從的であつた教育は、一轉して自由で愉快な發動的教育に堂々其の歩武を進めた。

## 第九章 教育最近の發達

最近の發達

理教教育

如何なる目的に向つて如何に児童を教育すべきかとは、常に解決せられつゝ、しかも到底解決し盡くすを得ない永遠の課題である。第十九世紀に於て、教育は前古比類なき發展を遂げたが、時代の推移と學問の進歩に伴なひ、二十世紀には亦二十世紀の問題がある。かくて現世紀に入るや、多くの教育學者は、十九世紀の遺産を承け繼ぎながらも、新たな問題に眼を向け、最近二十餘年間に於

て、教育上の新運動は至る所に勃興した。是等の新運動を詳細に述ぶることは、固より、教育史に屬する事業ではないが、左に其の大體の傾向を略述し、これによつて上來述べ來た所を結ぶと共に、將來の方向を暗示することとする。

現今教育上に現れた諸種の傾向は、大體之を(一)反動的傾向、(二)新學說の發展、(三)方法上の新傾向に三大別することが出来る。

### 第一節 反動的教育思潮

反動的傾向には、(一)從來の教育を消極的に批判し破壊しようとするものと、(二)反動思想たると共に又、積極的に從來の缺陷を補はうとするものがある。(一)は所謂自由教育説であり、(二)は藝術教育の主張である。

**一、自由教育説** 凡ての人を同様に教育しようとする一様主

自由教育

1. Ellen Key 1849-1926  
 2. Leo Tolstoi 1828-1910  
 3. L. Gurlitt 1855-

## 藝術教育

義、機械主義、方法萬能論に反対し、あく迄個性の權利を主張し、内部よりの自然的な自由な發展を教育の理想とする者で、夫れが極端な個人主義、自由主義であり、且兒童を神聖視する諸點に於て、ルソーの説の現代に於ける復活と見られ得る。故に或は之を新ルソー主義とも呼ぶ。其の最も有力な代表者は瑞西のエレン・ケイ女史で、女史は「教育の祕訣は教育せざるにある」とすら主張した。其の他トルストイは之を自分の學校で實行し、グルリットは獨逸に宣傳し、モンテスソリ女史は幼稚園の教育に適用した。

二、藝術教育運動 從來の教育が科學を偏重し、主知主義、科學萬能主義に陥れるに反対し、藝術に於ける直觀と構想との人格に対する價値を力説し、教育上、藝術を、科學及び道德と鼎立の位置に高め、家庭、學校及び一般民衆に對し、藝術趣味の普及を圖る運動を藝術教育運動と呼び、二十世紀の初頭、獨逸に起つた一大運動で、其の最も有力な代表者はリヒト・ヴァルクである。この運動はリヒト・ヴァルクの明言してゐる通り、「藝術教育は國民教育の全領域に於ける一部分を意味するに過ぎない」と主張するもので、全教育を藝術的ならしめようとか、又は藝術を教育の最も重要な要素に押し立てようとするのではなく、唯從來の主知主義に反対して、藝術が教育上要求すべき當然の位置を確保しようと力むるに止まり、極めて穩健な立場を支持する。

## 第二節 教育學説の發展

I. A. Lichtwark 1852-1914

2. C. Darwin 1809-1882  
 3. A. Comte 1798-1857

つて首唱せられた社會學であり、第三に歴史的研究の學的發展であり、第四に、カント哲學の復興と其の祖述である。今は等多様な新學說について、特に重要なもの二三を左に摘記して、簡単な説明を加へて置く。

### 一、經驗主義の教育學

一、實驗教育學 實驗教育學は十九世紀後半に起つた實驗心理學の研究法を教育學に導入し、觀察、實驗及び統計を利用して、教育問題を研究し、教育學をば科學的根據を有する獨立の科學たらしめようとする主張である。夫れが、教育問題を教育上の立場より眺めようとする態度に於ては實驗心理學と異なるが、其の方法に至つては、實驗心理學と何



實驗教育學

モイマーン

の區別もない。實驗教育學は千八百七十年代に於ける疲勞の研究に端を發し、二十世紀に入つて始めて教育學の一體系として發達した。之について貢獻する所最も大なるは、ヴァントの高弟モイマンである。

二、生物教育學 生物學研究の結果を教育學に適用し、生物發展の原則に基づけ、順應の理法によつて教育學を建設しようとするもので、又之を進化論的教育學とも呼び、米國に於て特に喧傳せられてゐる。其の泰斗は、<sup>デウ</sup><sup>2</sup>エイであるが、獨逸に於てもライは生物學を基礎とせる實驗教育學を唱へ、ベルゲマンは生物學的考察の上に社會的教育學を立てた。

### 二、社會的教育學

社會的教育學は必ずしも現代に特有な思想ではない。希臘及び羅馬の國家主義は、已に一種の極端な社會的教育學である。又

1. E. Meumann 1862-1915
2. J. Dewey 1859-
3. A. Lay 1862-1926
4. P. Bergemann 1862-

生物的教育學

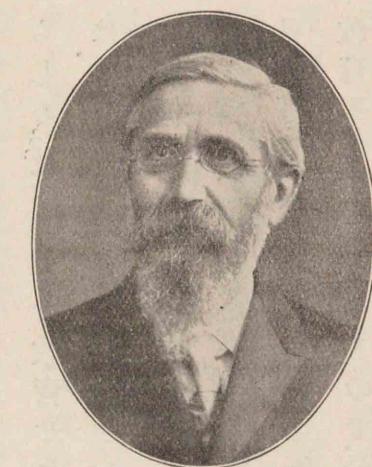
社會的教育學

啓蒙時代の個人主義實利主義に反対して起つたフイヒテの國家主義は已に述べた如く、一面に於て希臘思想(特にプラトン)の復活であり、ペスタロチは實際上、社會的教育學者であり、シュライエルマツヘルに於て社會的教育學は始めて體系ある一學說に組織せられた。併し、其の精密な規定に至つては、固より二十世紀を待たねばならなかつた。

社會的教育學は時勢の推移に促されて自然に熟したもので、一派の學者の單獨な主張ではない。従つて經驗主義、理想主義の兩方面から共に、有力な代表者を得てゐる。

ベルゲマンは生物學を基礎とし、歸納的方法を採用してゐる。彼は歸納的に、個人は身體精神共に社會の所産であり、生物の目的は其の屬する種族の保存と發展にあると斷定し、之より次ぎの教育目的を立てた。曰く「教育は己が屬する國民の文化問題を解決する事に喜んで參與する勢力に富める人、更に國家の有力なる一市民、世界人類の有用なる一員たるべき人を養成するにある」と。

\* ナトルブは同じく生物學を基礎として、社會的教育學を立て、教育は其の本質上社会的の者で、社會の發展が教育終局の理想であるとした。其の方法としては、社會的な共同作業に、生徒を參與せしめ、之によつて社會に順應せしむべく、學校をば小規模の社會に組織すべきであるとして、學校の社會化を力説した。



\* P. Natorp 1854-1924

ナトルブ  
自署

ムニト  
ナトルブ

社會的教育學は「社會により、社會にまで、教育する」といふことを其の標語とする。即ち人は社會に入り、社會の影響を受けて、始め

の社會的條件と共に、又社會は個人の力によつて發展する(社會生活の陶冶條件)ことを明らかにするものであると說いた。

て人としての發達を遂げ得る、社會を離れた個人は例へば物理學の原子の如く、單なる抽象に過ぎない。(ナトルフ)と共に、社會も亦個人の力によつて始めて發達する、個人は「社會によつて」人にまで教育せられるが、同時に個人を教育して社會の發展に寄與する所あらしめ、社會にまで教育せねばならぬと説く。そしてかかる主張は啓蒙時代の個人主義を一蹴し、教育の目的及び方法を、凡て社會に關係せしめて決定し、特に教育上、諸般の社會的施設を重視し、教育と言へば直ちに學校教育を意味する如く考へ來つた從來の偏見を打破し去つた。彼の近時唱導せらるゝ公民教育説は社會的教育學の上に立つもので、公民教育説の有力な代表者ケルシエン・シュタイネルは、現代國家に於ける凡ての學校は、出來得るだけ、見識に富み強い意志を有する、社會に有要な公民を養成すべきである」と説いてゐる。

## 公民教育説

## 文化教育學

## 三、文化的教育學

一面に於て新人文主義やシュライエルマツヘルの歴史的見解(教育は之を一國の歴史的發展に關係せしめて解すべきであるとする説)を祖述し、社會的見地を取ると共に、他面、精神的價値の實現を重視して理想主義に立ち、同時に、最近發展し來つた精神科學的心理學を基礎とし、新しい見地を開いたものが、最近唱導せられつゝある文化的教育學である。即ち文化的教育學は文化と教育とが相互に依存關係を有することを力説し、文化の構造と陶冶との關係に着眼し、文化の存續發展を教育終局の目的となすもので、其の最も有力な代表者はシューブランゲル<sup>1</sup>とリット<sup>2</sup>である。

## 四、精神的教育學

オイケンの哲學を基礎とし、自然に對する精神生活の勇敢なる戰により、科學、道德、藝術及び宗教の精神的價値を實現し、完全なる

1. E. Spranger 1882-  
2. Th. Litt. 1880-

1884-1911  
Wilhelm Dilthey

## 精神的教育學

\* G. Budde 1865-

人格を陶冶しようとする理想主義の一派を精神的教育學と呼び、其の最も有力な代表者は<sup>\*</sup>ブッデである。精神的教育學の主張はブッデの次ぎの一語に最も能く表れてゐる。曰く「精神的教育學は、其の最高原理を、社會的教育學の如く、社會に求めず、又極端な個人的教育學の如く(例へばエレン、ケイ)個人の自由な氣分に置かず、之を人間界を超越する超時間的秩序、即ちオイケンの所謂精神生活に仰ぐ。……この精神生活を認め科學、藝術等一切の文化、特に宗教及び道德に現示する永遠の精神的秩序を身に體するのが人間の本分である。」と。

### 第三節 方法上の新傾向

主意的傾向

以上諸家の教育説は各立場を異にし、一様に論ずることを得ないが、其の何れもが(モイマンを除く)、主意主義を探り、從來の主知主

義に反対してゐる點に於ては一致してゐる。従つて方法上に於ても、十九世紀の教育を支配してゐたヘルバート派の主知説を破壊して、生徒の自發活動を重んじ、又ヘルバート派の機械的な教授法に反対して、自由な要素を加へ、方法よりも寧ろ「人格」といふ考へ方が勢力を奮ふに至つた。そして是が、ペスタロチ及びフレーベルが、ヘルバートに比べて一層近代的であると言はれる所以である。

#### 作業主義

一、作業主義 現代教育に於ける方法上的一大特色は、作業主義である。作業主義は「自己活動により、自己活動にまで」を標語とし、獨逸に於て最も強く主張せられてゐる。之に手工的作業を重視するものと、精神作業に於ける自己活動を力説するものとの二派あるが、何れも、從來の受容に偏した教育を破棄し、ルソー、ペスタロチ、フレーベル等の意見を受け、自己活動によつて、教授を一貫し

1. G. Kerschensteiner 1854-  
 2. H. Gaudig 1860-1923  
 3. Project method.  
 4. Dalton plan  
 5. E. Linde 1864-

ようとする。其の最も有力な代表者はケルシエンシュタイネルとガウディヒである。近時米國に起つたプロジェクト、メソッド、ドルトン案等も亦一種の作業主義と見ることが出来る。

**二、教育の藝術的方面** ヘルバート派の方法萬能論に反対し、方法よりも人格的影響を重視し、教育は藝術の創作に似た所があるとして教師の自由な人格的活動を重んずること亦現時の一特徴で、其の有力な代表者はリンデである。彼は概念による論理的方法よりも感情による直觀的體得を重んじ、教師の人格によつて教材に生命を與ふること、例へば、藝術家が其の素材を生かすが如くし、感情に訴へ、生き生きした直觀によつて、事物を捉へしむべきことを極力主張した。

**三、身體的方面の重視** 主意的傾向は延いて、意志と身體との關係に著眼せしめ、身體の鍛錬を以て教育の重要な一部とし、嘗て

### 身體の教育

### 藝術的要素

### 個性教育

モンテニウの描いた「心身兩面に亘る完全な陶冶」といふ理想は次第に實現せらるゝに至り、病弱兒に對する特殊の施設も各種の方面から注意せられ來つた。

**四、個性と教育** 現時の社會的教育學は個性を無視しないのみならず、却つて、社會の發達は、各個人が、各其の分に應じた活動を營み、夫れ夫れ社會に寄與する所あるによつて、始めて可能であるとし、個性に應じた教育を要求する。この主張と近時に於ける個性心理學の發達と相待つて、個性教育は次第に其の分野を拓いた。能力の相違による學級編制とか、分團教授とか、職業指導とかは、かくて現時の教育に於て極めて重要視せらるゝに至り、又低能兒、俊才、盲啞、不良兒等に對する教育も著しく發達した。

以上述べ來つた所は、現今教育の趨勢に對する極めて簡單な鳥

瞰圖的展開である。主意的傾向と歴史的傾向とは其の二大支柱であつて、これによつて一樣主義と個別主義、理想と現實、一般と特殊とを綜合統一しようとするのが其の大勢である。知識に偏した十九世紀の教育法から脱し、知情意三方面の要求を夫れ夫れ適當に認め、教育を獨り學校の分内の事とせず、其の範圍を擴むると共に、又一段の深みを加へ、あくまで教育の眞義に徹しようとする努力は到る所に想見せられる。教育に對する研究熱の盛なる現今の如きは、前古未曾有であるといつても敢へて過言でない。

## 第十章 歐米の學制

### 第一節 獨逸

獨逸に於ける普通教育の發達及びフレデリキ大王の功績については已に之を述べたが、降つてフレデリキ、ウイルレム二世は千

#### 獨逸學制の發達

七百九十四年「普通國法」を制定して、凡ての教育事業を國家の監督の下に置き、同三世はナポレオンに挫摧せられた國力を、教育の力によつて恢復しようと志し、留學生を瑞西に派遣して、ペスタロチの新教育法を學ばしめ、大に普通教育を振興した。爾來駿々として發達し來つたのであるが、世界大戰に於て一敗地に塗れ、國力疲憊を極めた。けれども千九百十九年には新憲法を宣布し、其の中に教育の大綱をも示して、銳意復興を策してゐる。

教育制度は、邦により多少異なつてゐるが、其の代表たる普魯西について述べると、普國の學事は文部大臣之を總攬し、全國を十二州に分け、各州に州學務局を置き、各州は又之を二乃至六縣に分け、各縣に縣學務局を置いてゐる。州學務局は、主として、中學及び師範教育を、縣學務局は初等教育を管掌する。縣は更に郡、町、村に小分けられ、各事務官及び視學を置いてゐる。

#### 現時の學制

## 初等教育

十八世紀後半に  
於ける獨逸の學  
(ベルリンの)學  
校博物館から



兒童は満六歳で國民學校に入り、八箇年の義務教育を受ける。大戰前には國民學校に入るものは、貧民の子弟のみで、他は始めから中學附設の豫備科に入り貧富によつて學校を異にしてゐたが、戰前より已に之に對する反對運動、即ち所謂統一學校運動が起り、機漸く熟し來つたので、戰後に於ては、上級學校に進むものと雖も、始め四年間は國民學校に入り、貧富の區別なく、共同に教育を受けねばならぬこととなつた。此の四年間を特に基礎學校と名づけ、これと同時に中學校の豫備科は全然廢止することにした。學科は宗教、國語、直觀科、歴史、算術、幾何、理科、地理、圖畫、書方、唱歌、體操及び裁縫(女)と

## 中等教育

し、修身科を置かない。又、基礎學校の第一年にては學科を區分しないで、所謂合科教授を施してゐる。劣等生の爲に補助學級又は補助學校も置かれてある。國民學校の卒業生は補習學校に入る。新憲法では満十八歳までの補習教育を強制してゐる。

**中學校**は其の教授する語學の種類に應じ、分かつて文科中學校、實科中學校、高等實科學校の三種とし、近時改良中學といふ者も各地に起つた。修業年限は何れも九箇年で、基礎學校を修了したものに入學せしめる。此の外六年程度の中學校もあり、又獨逸文化に特に重きを置く、獨逸高等學校(修業年限九箇年)も新に設けられようとしてゐる。高等女學校から大學に入らうとするものは、女學校の大學生豫備級に入り、又家婦としての充分な資格を得ようと/or>するもの、及び教員たらんとするものは、女學校卒業後、其の高等級の婦人級又は教員養成級に入學する。

## 大學

中等學校の卒業生は 大學 又は 高等專門學校 に入る。大學は 神學、醫學、法學、哲學(我が國の文科及び理科に當る)の四分科に分かれ、凡て自由聽講の制を取り、一定の期間在學(最少限三箇年)せるものは、ドクトルの試験を受くることを得る。現今二十三個の大學生があり、其の中最大なるはベルリン大學で、ミュンヘン、ライプチヒ、ボンの諸大學之に次ぐ。民衆教化の爲に國民高等學校(丁抹の高等國民學校に類せるもの)も亦各地に設けられつゝある。

小學校教員を養成する爲に 師範學校 がある。修業年限は豫科二年、本科三年で、其の卒業生は准教員となり、二箇年乃至五箇年の後に州學務局で行ふ第二回の試験を受けて、始めて正教員となる規定である。併しこれについては、久しき以前より改造論喧しく、師範學校を廢止して(已に廢止した州もある)前に挙げた獨逸高等學校卒業生を、一定の年限大學に入れ、教員としての深い修養を

與へようと説くものもあり、又別に師範大學を設けようと説くものもあり、近く根本的の改革が行はれるであらう。中學校教員は大學で養成する。

其の他獨逸では、林間學校、休日植民、少年保護所、幼兒預り所、孤兒院、白痴院、感化院、勞働者夜間教育、圖書館等種々の教育上の施設が完備してゐる。

## 第二節 佛蘭西

## 教育發達の狀況

\*La Chalotais  
1701-1785

佛國の國民教育は、十八世紀後半に於けるエスイタ派の排斥に始まる。<sup>\*</sup> ラ、シャロッテーは千七百六十三年、始めて、教育は政府の事業たるべきを論じて、宗教教育排斥の先鞭を著けたが、偶々佛國大革命起り、自由、平等に關する國民の意識著しく發達して、國民教育の必要は革命家によつて盛に唱道せられた。次いでナポレオン一世

位に即き、フランス大學を創設（一八〇六年）して全國の教育を統轄する

方針を立てたが、小學校は依然として宗教團體の手にあり、其の教育は英國から移入した相互教授法によつて行はれてゐた。越えて一千八百三十三年、ルイ・フィリポは時の文部大臣<sup>\*</sup>ギゾーに小學校令を發布せしめ、公立小學校を設け、教育をば國家の事業とした。一千八百七十年獨逸と戦つて大敗してから、益教育の必要を感じ、一千八百八十年無月謝の制を布き、同八十二年義務教育制度を確立し、同八十六年愈教育の權を僧

革命以前の佛國  
の學校  
(ボアソー作  
属版から)

\*F. P. G. Guizot 1787-1874



侶の手から奪つて、強制、無月謝、宗教に獨立なることを以て其の三綱領となし、更に一千九百四年の法令によつて、普通教育を行ふ宗教學校を凡て閉鎖した。

佛國の學制は畫一主義により、幼稚園から大學に至るまで整然と秩序が立つてゐる。文部大臣は全國の學事を總攬し、同時に巴黎大學區の總長である。其の下に高等教育會議があつて之を補佐する。全國を十七の大學生に分け、各大學生に一大學あり、各大學生の總長は、學區内の中等教育及び初等教育を監理する。文部省には視學官あり、各縣、各郡にも亦視學官があつて、視學制度能く整つてゐる。

初等教育を施す學校は、(一)母親學校(二)尋常小學校(三)補習科及び高等小學校(四)徒弟學校及び實業補習學校である。母親學校は幼稚園に相當するもので、満二歳から六歳迄の幼兒を保育する。母

## 尋常小學校

親學校若しくは小學校に附屬して幼稚科があり、四歳から七歳に至る兒童を教育する。尋常小學校は六歳幼稚科からゆくものは七歳から十三歳に至る兒童に義務教育を施す所で、教科目は修身及び公民科、讀方、書方、佛語、算術、歷史及び地理、實物教授及び自然科學初步、農業、圖畫、唱歌及び手工、體操、裁縫(女兒等である)。學校に於ける宗教科を廢して、修身及び公民科を課し、日曜以外一週一日の休暇を與へて宗教教育を受けしめる。千九百二十年の法令を以て義務就學の年齢を更に十四歳迄延長した。

**補習科** の年限については別に規定なく、土地の事情によつて之を決定する。高等小學校の修業年限は三箇年以上で、學科を普通科と職業科とに區分する。

## 中學校

中學校は國立のものをリセー、地方立のものをコレージュと呼び、修業年限本科七個年で、其の下に四箇年の豫備科を置き、七歳か

## 大學

ら入學を許可する。女子の中學は十二歳から入學を許し、五箇年の修業年限で、其の下に豫備科が置いてある。大學は多くは文學科、理學科、法學科及び醫學科に分かれ、凡て女子の入學を許してゐる。現在十七個の大學生中、巴里大學は古來其の名最も高く、學生の數、世界の大學生の首位を占めてゐる。

**師範學校** は各縣に男女各一校を設け、初等教育の教員を養成する。満十五歳で入學せしめ、修業年限三箇年を本體とするが、二箇年に短縮することをも許してゐる。但此場合には十六歳以上のものを入學せしめる。中等教育及び高等小學校の教員は、高等師範學校(修業年限三箇年)で養成する。

## 第三節 英吉利

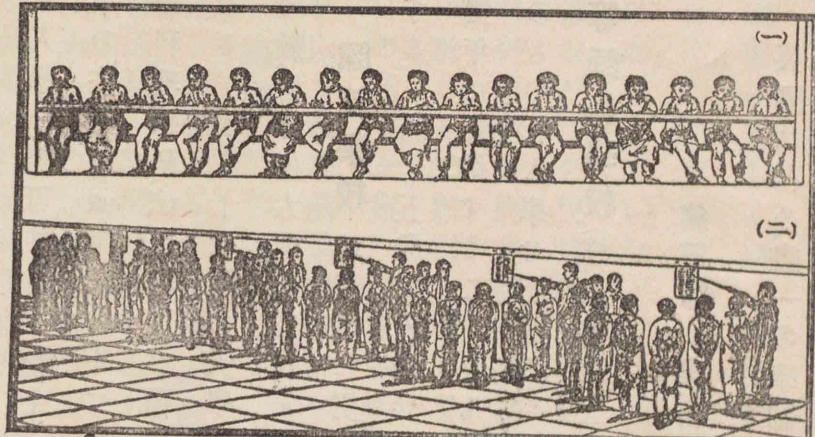
## 教育發達の狀況

英國は初め、畫一の學制を立つることなく、一切之を個人又は宗

1. Robert Raikes 1735-1811  
 2. Andrew Bell 1753-1832  
 3. Joseph Lancaster 1778-1838

## 相互教授法

立れて業助二筆一かく  
 第子會外年一千八百三十九年國英出版圖書の校及一  
 線上兒に、兒童の上刻はる人



教團體の手に委せてあつた。即ちロバート・レークスは千七百八十年日曜学校をおこし、主として宗教及び簡易な讀書教授を施し、次いでアンドルー・ベル、ジヨセフ・ランカスターの二人時を同うして、年長者を助手とする相互教授法をはじめ、普通教育の振興を圖つたが、十九世紀の始め、英國及び外國學校協會、國民協會の二協會が起り、ベル・ランカスターの趣旨に基づき、競うて學校を設立し、普通教育の普及を圖つた。是に於て政府は千八百三十三年以来、兩協會に補助金を支出し、後中央

政府に教育局を設け、其の事務を掌らしめた。千八百七十年小學校令を出して就學強制の法を定め、始めて公立の小學校を認め、爾來幾多の改良を経て、強制教育の制度次第に確立した。千九百二年更に新教育令を發布して、初等教育及び中等教育の統一を企て、千九百十八年の法令で一層之を確立した。

**文部省**は全國の學事を統轄し、省内に教育評議委員及び視學官がある。又全國を幾多の學區に分け、區毎に學校事務局を置き、其の委員は學區内で公選せられる。

英國の學校は凡て自由な發達に任せ、私立學校主義であつたから、小學校も私立が多く公立のものは少い。學齡は五歳から十四歳迄であるが、地方によりては、十五歳乃至十六歳迄延長するところが出來る。小學校の教科は國語、書方、算術、圖畫(模型製作を含む)、觀察科及び自然研究、地理、歴史、唱歌、衛生及び體操、家事(女兒)を必修

科とし、其の他の學科を適宜附加する。また臨時に修身の道を授け、公立小學校では特定の宗教を授けないのを本體としてゐる。別に、三歳乃至五歳または六歳の幼兒を收容する幼兒學校及び三箇年程度の高等小學校があつて、十二歳以上の兒童を入學せしめる。

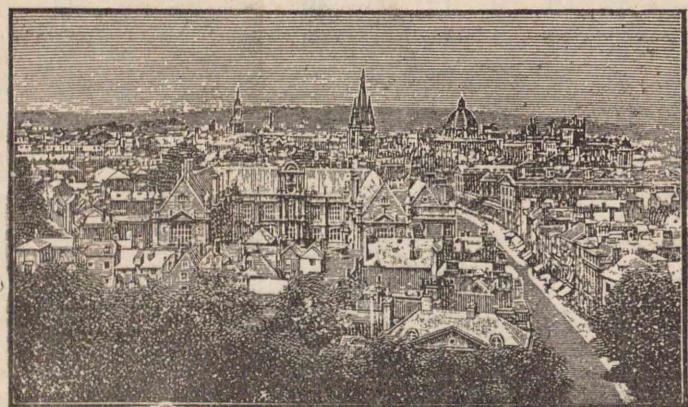
**補習學校**は十四歳から十八歳迄の青年に補習教育を施す所で、他の學校に在學しないものは、十六歳迄就學を強制せられる。凡て無月謝である。

**中學校 及び 大學**は、凡て私立で極めて自由な歴史的發達をなし、政府は少しも之に干渉しない。従つて教科目、修業年限(中學校は多く十二三歳より十六七歳に至る)等一定せず、各學校は各特色ある發達を成してゐる。一般に運動、競技を奨励し、寄宿舎の生活を重んじ、人格の陶冶を目的とするは其の一大特色である。中

### 中學校及び大學

#### 教員養成機關

オックスフォード  
大学



學程度の學校では、イートン、ハーロウ、ラグビーを始め多くの公衆學

校、大學ではオックスフォード、ケンブリッヂ、ロンドンの諸大學特に有名である。

**教員の養成**については從來種種の方法行はれ來つたが、千九百五年「學生教師組織」を創め、現今では多く之に依つてゐる。其の法、中等學校在學生中から教員志望者を募り、一定の學資を與へ、其の學校にて修學せしめ、其の後一箇年間小學校で實地練習を積んだ上、更に師範學校に進み、一定の試験に合格した後、始めて正教員に採用する。

近時諸國で盛に行はれてゐる大學擴張運動は、千八百七十三年英國に起つたものである。

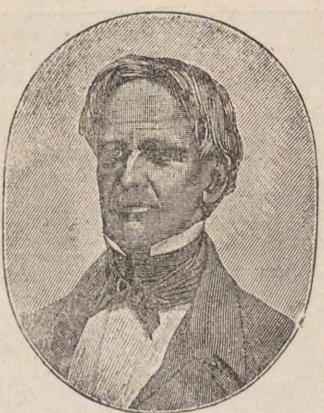
#### 第四節 米國

##### 教育發達の狀況

1. Horace Mann 1796-1859  
2. Henry Barnard 1811-1900

初め北亞米利加に移住した歐洲人は、何れも宗教改革及び文藝復興の影響を受け、學術に對する趣味殊に深かつたから、學校を設けることも亦頗る早く、マサチューセッツ州の如きは、千六百四十二年已に強制教育令を布き、無月謝の公立小學校を有した。けれども、其の後、戰亂のため教育は一時頓挫し、十九世紀に到つて再び隆盛の氣運に向つた。そして、此の發達に與つて功績のあつたのはホーレス・マンとヘンリー・バーナードである。中にもマンは、千八百三十七年當時新に設けられたマサチューセッツ州の教育局長となり在職十二年、ペスタロチの主義に基いて種々の教育的施設をな

##### 現時の學制



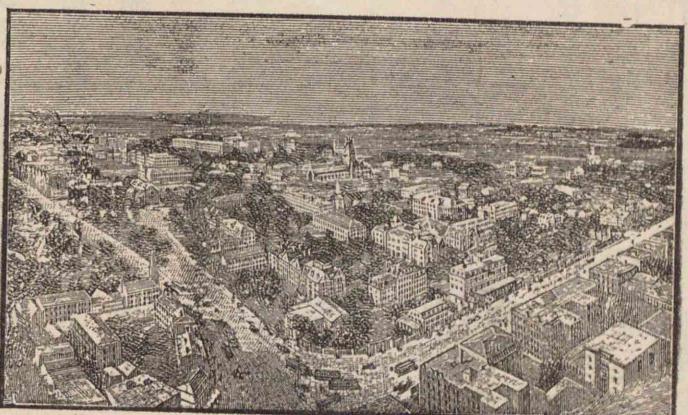
し、或は義務就學の法令を定めて普通教育を振興し、或は校舎の設備を整へ、教師の待遇を高め、或は師範學校を設立する等、效果頗る顯著であつたから、他の諸州何れも範を之に取り、争うて教育局を設け、米國の教育爲に、全く面目を一新するに至つた。

米國は最も自由を尊ぶ國であるから、教育も之を各州の自治に一任し、各州に設置せる教育事務局専ら其の州の教育事務を司どり、全國統一の制度なるものは存しない。千八百六十七年内務省に國立教育局を設けたが、これは只、學事に關する諸般の調查報告をなすに止まり、教育上の指揮、監督に當るものではない。從つて修業年限の長短、教科目、就學の年齢等州によつて異同がある。

ホーレス・マン

## 小學校

ハーヴィード  
大學



現今、各州共に強制教育を施し、小學校の修業年限を八箇年とするのが最も普通である。小學校は通常之を二部に分かち、(一)尋常小學科は六歳から十歳に至り、(二)高等小學科は十歳から十四歳に至り、兒童は貴賤貧富の區別なく、凡て同一の小學校に就學する。宗教科は全く家庭に委せられた小學校に附帶して職業的陶冶を施すもの多く、其の教育は著しく實利的、自治的の傾向を有してゐる。教師の多數は女子で、學校教師といへば直ちに女子が聯想せられる。

中學校は通常、修業年限四箇年で

## 中學校

月謝を徵集せず、其の教育は常に社會の實際的方面に着眼し、著しく實利的傾向を帶びてゐる。近時、小學校第六年修了者を入れ、三年の課程を有する幼・年・中・學・校が各地に起つたため、一般の中學校の年限も三年に改めるものが多い。これが所謂六・三・三案で、今では以前の八・四案よりも優勢である。教科目は一定してゐないが、一般に選擇科目を多くし、自由に選擇せしめてゐる。

## 大學

大學は修業年限四箇年のもの多く、私立ではハーヴィード、エール、コロンビヤ、シカゴ、州立ではカリフオルニア、ミシガンの諸大學が特に著名である。

## 男女共學

米國は女子の爲に學校を特設することが尠い。けれども下、小學から上大學に至るまで、男女共學の制が行はれてゐるから、女子で高等教育を受けるもの甚だ多く、従つて女子の社會上の地位も一般に高い。

教員養成の爲には師範學校と大學の教育部とがある。師範學校は中學校卒業生を入れ、修業年限二箇年のものが多かつたが、近時多くの州では之を四箇年程とし、師範大學と稱するに至つた。即ち略ぼ大學程度の教育を受けて、始めて小學校教員となる組織である。生徒は男子よりも女子の數が遙に多い。

### 第三篇 本邦維新以後の教育

#### 第一章 明治初年の教育

明治元年三月十四日、明治天皇紫宸殿に臨御したまひ、天神地祇を祭り、五個條の御誓文を宣せられた。是れ即ち開國進取の國是であつて、教育の大方針も亦昭乎として明らかになつた。維新以後に於ける教育上の施設は、一として「舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基ク。」知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス。の精神に基づかぬものなく、明治初年に於ては、特に皇道を振起し、且漢土西洋の學を探つて、國運の發展に資するを、其の理想とした。

明治元年、政府は、仁孝天皇天保十三年、朝臣子弟の操行を矯正し、學藝を教ふる爲に建て給へる京都の學習院を再興して、大學寮代となし、公卿教育の端を開き、又江戸の昌平齋、醫學所、開成所を復興

し、四方の碩學を徵して其の教授に任じた。次いで大學寮代を廢し、京都に皇學所及び漢學所を開き、國體を辨明し名分を正し、「漢土西洋の學を以て共に皇道の羽翼」とする旨趣に基づいて教育を施した。

明治二年昌平齋を大學と改稱して、全國の教育行政を統べしめ、皇漢兩學所を廢し、開成所を大學南校、醫學所を大學東校に改めた。小學校は明治二年始めて京都に設け、同三年東京に六校開いたが、未だ普及するまでには至らなかつた。明治四年大學を廢して新に文部省を置き、教育事務を總括せしむることゝし、大木喬任を文部卿に任じた。

私立學校では安政五年に設立した福澤諭吉の慶應義塾、近藤眞琴の攻玉社(文久三)、中村正直の同人社(明治六)等が、最も有名であつた。

## 私立學校

## 文部省の設置

## 第二章 學制時代の教育

## 學制の頒布

## 教育制度

明治五年八月太政官の布告を以て學制を頒布した。學制は實に大寶令以來、教育に關する最初の法令で、ナポレオン一世の立案した佛國の制度を範とし、之に多少の變更を加へたものである。其の大要は、全國を八大學區に分け、翌六年之を七大學區に改む、每區に大學校一校を設け、一大學區を三十二中學區に區分し、每區に一中學校を置き、一中學區を更に小分して二百十小學區となし、每區に小學校一校を置くべき定めである。此の計畫によると、小學校は全國を通じて其の數實に五萬三千七百六十校となり、當時の人口約六百に對して一校の割合であつた。

文部省は全國の學制を統べ、大學區には督學局あり、中學區には學區取締がある。學區取締は區内一般人民の子弟の就學勸誘及

## 教員養成

\*Scott

學制の實施につき當局者の最も力を注いだのは教員養成と小學兒童就學督勵とである。教員養成については明治五年舊昌平齋趾に東京師範學校を起し、米人スコットを聘して教師とし、次いで大阪、宮城、愛知、廣島、長崎及び新潟に各官立の教員傳習所、教員講習所等を各地に設置した。其の後、各府縣の公立師範學校が次第に整頓したため、地方の官立師範學校は之を廢し、府縣師範學校に補助金を與へて其の發達を促した。就學については、明治八年學齡を定めて満六歳から十四歳迄とし、督勵を加へたから、漸く其の效果顯れ、明治十一年には、公私立小學校二萬六千六百校、學齡兒童の就學歩合四一、二六に達した。明治九年東京女子師範學校に幼稚園を開設し、同十年元の大學生南校及び大學東校を合せて、東京大學と稱へ、法學、醫學、理學、文學の四學部を置いた。

就學督勵  
幼稚園

大學

- 1 J. P. Wickersham, School Economy.  
 2 J. S. Hart, In the Classroom.  
 3 D. P. Page, Theory and Practice of Teaching.  
 4 C. Northend, Teacher and Parent.  
 5 N. A. Calkins, Primary Object Lesson.
- \*David Murray 1830-1905
- 教明科治初年の書右入左省共の本は門は小学も纂部た編文。



**教育思想** 學制は其の範を佛國に取つたが、教育思想は専ら米國を宗とした。即ち、文部省にはデーヴィド・モルレーを聘し、東京師範學校にはスコットがゐて、學則の立案、教授法の研究等、凡て米國式であつた。當時文部省で翻譯刊行した著書は、ウイック・シャムの<sup>1</sup>學校通論、ハート<sup>2</sup>の學室要論を始め、ページの<sup>3</sup>教授論、ノーセンドの<sup>4</sup>小學教育論、カルキンズの庶物指教

等、凡て米國人の著述である。是等の著書は、何れも、實利主義の立場から、教授、管理の方法を斷片的に述べたに止まり、ページの書がペスターに倣つて自然主義を取り、人性の自然的、調和的發展を説いた外、系統ある教育説として見るべきものはなかつた。従つて、當時の教育は知力の開發を重んじ、實利主義に馳せ、國民道德の涵養は之を第二位に置き、明治初年の理想であつた皇道の振起などは、全く忘れられた感があつた。如此は從來の儒教主義に對する一時の反動であつて、獨り官立學校ばかりでなく、私立學校でも、慶應義塾などは、盛に實利主義の鼓吹に力めた。福澤翁が其の著「西洋事情」の卷頭に「蒸汽濟人、電氣傳信、四海一家、五族兄弟」と題せるは、最も能く當時の啓蒙思潮を代表したものである。

學問とは、唯むづかしき字を知り解し難き古文を読み、和歌を樂み、詩を作るなど、世上に實のなき文學をいふにあらず。それらの文學も、自ら人の心を悦ばしめ、隨分調法

なる者なれども、古來世間の儒者、和學者などの申すやう、さまであがめ貴ぶべき者にあらず。古來、漢學者に、世帯持の上手なる者も少く、和歌をよくして、商賣に巧なる町人も稀なり。これがため、心ある町人百姓は、其子の學問に出精するを見て、やがて、身代を持崩すならんとて、親心に心配する者あり、無理ならぬことなり。畢竟學問の實に遠くして、日常の間に合はぬ證據なり。されば、今斯る實のなき學問は、先づ次にして、専ら勤むべきは、人間普通日常に近き實學なり(福澤諭吉、學問のすゝめ)。

### 第三章 教育令時代の教育

#### 教育令の發布

**教育制度**　學制は規模廣大、頗る整然たるものであるが、餘りに翻譯的であり、且、畫一、急進に失し、我が經濟事情に適應しないところがある。加之、西南戰爭は、其の實施に一大打撃を與へたので、明治十二年九月學制を廢して新に**教育令**を發布した。

教育令は、大、中、小學區の制を廢し、各町村に小學校を設置させ、學區取締の代りに、町村人民の選舉した學務委員を置き、義務教育年

## 改正教育令の發

限を十六ヶ月と定め、児童に體罰を加ふることを禁じ、其の他の規定も、只大綱を示すだけで、是が細節は町村の自治に一任した。是れ一には、學制時代の干渉に對する反動であり、一には當時民間に流布した佛國の自由主義の反映であつた。然るに、當時の人心未だ幼稚で、自治の精神に乏しく、教育令は聊か放任に過ぎた感があつたので、明治十三年十二月再び改正教育令を發布するに至つた。

改正教育令に於ける改正の要點は、(一)各町村は府知事、縣令の指定に従ひ、獨立に、或は聯合して、其の學齡児童を教育するに足るべき、一個若しくは數個の學校を設置すべきことを定め、(二)學務委員の選任を嚴にし、且委員中に戸長を加へ、(三)就學義務年限を三ヶ年に延長し、(四)學校の設置、廢止の管理を嚴にし、(五)師範學校の設置を強制した等、法令は漸く密となり、自由主義から保護干涉主義に轉じた。

じた。越えて十四年小學校教則綱領、中學校教則大綱、師範學校教則大綱を定め、教育令實施の方法を示した。

中學校は小學校の發達に伴なつて漸次増設せられたが、管理が行き届かなかつたため、施設、頗る區々であつたのを、中學校教則大綱によつて整頓した。女學校は明治十五年東京女子師範學校に附屬高等女學校を設け、從來東京女學校(明治五年設置)等に行はれてゐた歐風の教育法を改め、始めて我が國情に適した教育を施した。是れ本邦で高等女學校といふ名稱を用ひた始めである。教員養成機關は、各府縣師範學校次第に整頓し、之と同時に、中等教員養成の機關たる東京師範學校も亦漸く發達し、且體操教習所(明治十一年設置)音楽取調掛(明治十一年)を置いて、體操及び音楽の教師を養成した。

改正教育令の効果は、一時甚だ顯著であつたが、明治十七年前後に於ける經濟界の不振は、教育界に一大打撃を與へ、政府は經費節

## 盲啞教育

減の旨趣に基づいて、明治十八年八月再び教育令を改正し、土地の情況により小學教場の制を設け、小學校よりも一層簡易な教授をなし得る制を立てた。けれども發布後僅か八ヶ月で、學校令之に代るに至つた。

## 其の他の教育事

特殊の教育としては、盲・啞教育。始めて此の期に發達した。即ち、明治十一年山尾庸三及び我が國盲人教育の祖とも稱すべき古川太四郎の力により、始めて京都に私立京都盲啞院が起り、次いで明治十二年大阪府に模範盲啞學校を、同十三年東京に私立の共立訓盲院を開いた。共立訓盲院は明治十八年文部省の直轄となり、二十年始めて東京盲啞學校と改稱し、四十三年又盲學校と聾啞學校との二校に分かれた。

其の他、此の期間には、前記の私立學校の外に、早稻田專門學校(明創十五年)、濟生學舍(明治九年創立)、同志社(明治八年創立)及び明治十三年以來起つた

法律専門學校が漸く盛となり、諸種の教育會も亦組織せられ、明治十六年には大日本教育會(現今の帝國教育會)が創立せられた。又神宮皇學館及び東京大學内古典講習科の設置(共に明治十五年)なども、國粹保存の一のあらはれとして注目に價する。

## 教育思想

教育思想 教育令時代に入つて、從來の教育教授の斷片的研究は、稍系統あるものに組織せられた。けれども、其の思想は前期と同じく、實利主義であつて、スペンサーの教育論、ベインの教育學等最も愛讀せられ、教育以外の書籍では、スペンサーの哲學、ミル、ベンタム等の倫理學が行はれたが、是等はいづれも實利主義、功利主義を標榜せるものである。又一方に於て、明治八年、師範教育取調の爲、米國に派遣せられた伊澤修二(明治十五年)、高嶺秀夫(明治十七年)の二氏は、明治十一年歸朝してペスタロチの開發教育法を宣傳した。明治十五年には伊澤修二の教育學が刊行せられたが、是れ邦人の

\* A. Bain, Education as a Science.

## 教育思想

\* J. Johonnot, Principles and Practice of Teaching.

手に成つた教育學書の嚆矢である。若林虎三郎、白井毅共著の改正教授術(明治十六年)も亦、ペスタロチの教授法の普及に於て與る所大であつた。斯くて實利主義と開發主義とは相合して偏へに知力の開發に傾き、主知主義の教育が全盛を極めた。ペスタロチの調和的發展の思想に實利主義を交へた米人ジ・ヨホノット(一八二八年)の教育學(高嶺秀夫譯、教育新論)が最も廣く行はれたのは、當然のことであると言はねばならぬ。加之一般の人心、甚しく歐化主義に流れ、盛に自由民權の說を主張し、我が國固有の長所を没却しようとするに至つた。是に於て一部の人士は國粹の保存を唱へ、歐化主義に對する牽制運動を起し、時の文部卿福岡孝悌は明治十四年小學校教員心得を出し、尊王愛國の大義を鼓吹し、德育の重きを諭し、人を導きて善良ならしむるは、多識ならしむるに比し一層緊要なることを道破した。又翌年勅撰幼學綱要を全國の各學校に

頒ち、明治十五年には軍人への勅諭を下し給へるなど、各種の方面から國民道德の振興を圖つたが、大勢の赴く所如何ともしがたく、歐化の潮は國內に漲り渡つた。

左に摘出せるは、心力開發的の新主義の普及の爲に、若林、白井兩氏の著せる「改正教授術」の卷頭に掲げた「教授の主義」である。當時の教授法の傾向を知るに足るものがある。

#### 教授ノ主義

- 一 活潑ハ兒童ノ天性ナリ 動作ニ慣レシメヨ 手ヲ習練セシメヨ
- 二 自然ノ順序ニ從ヒテ諸心力を開發スベシ 最初、心ヲ作り後之ニ給セヨ
- 三 五官ヨリ始メヨ 兒童ノ發見シ得ル所ノモノハ決シテ之ヲ説明スベカラズ
- 四 諸教科ハ其ノ元基ヨリ教フベシ 一時一事
- 五一歩一步ニ進メ 全ク貫通スベシ 授業ノ目的ハ教師ノ教へ能フ所ノ者ニ非ズ生徒ノ學び能フ所ノモノナリ
- 六 直接ナルト間接ナルトヲ問ハズ各課必ず要點ナカルベカラズ
- 七 觀念ヲ先ニシ表出ヲ後ニスベシ
- 八 已知ヨリ未知ニ進メ 一物ヨリ一般ニ及ベ 有形ヨリ無形ニ進メ 易ヨリ難

ニ及べ 近ヨリ遠ニ及べ 簡ヨリ繁ニ進メ

九 先づ總合シ後分解スペシ

## 第四章 學校令時代の教育

### 第一節 學校令の發布

學校令の發布

明治十八年官制の大改革あり、森有禮(三五〇七一)新に文部大臣に任せられ、多年海外に学んだ新知識と實務に於ける経験とに基づいて、教育法令の大刷新を行つた。



即ち、明治十八年文部省に視學官を置き、十九年帝國大學令、師範學校令、小學校令、中學校令及び諸學校通則を發布し、之を總稱して「學校令」と呼んだ。

學校令によると、小學校、中學校及び

森有禮

學校令の概觀

小學校

師範學校

師範學校は各尋常、高等の二等に分かれ、大學は大學院及び法、醫、工、文、理の五個の分科大學に分かれ、高等小學(修業年限四箇年)を卒業した者は、順次に尋常中學校(修業年限五箇年)高等中學校(修業年限二箇年)を経て、帝國大學に入り、又は尋常師範學校(修業年限四箇年)を経て、高等師範學校(修業年限一年、女子四箇年、男子三年)に入ることとなり、茲に一の完全な學校系統を組織し、現今の教育制度の基礎を確立した。

**小學校令**にては、小學校の設置、區域及び位置等は、凡て府縣知事の指定によること、し、就學義務年限を尋常小學校の四箇年に延長し、土地の情況によつて、修業年限三箇年以内の小學簡易科を置き、尋常小學校に代へることを得しめた。

公立師範學校は、從來其の數を規定してゐなかつたが、師範學校令では、一府縣一箇所に制限し、全力を此の一師範學校に集中させる方針を取つた。蓋し、森文部大臣は國運發展の基礎を、國民

教育に置き、國民教育の消長は師範教育如何に依存すると考へたから、特に師範教育を重んじ、生徒は凡て寄宿舎に入れ、其の訓育は順良、信愛、威重の三氣質を養成するを以て根本義と定め、兵式體操を課して、精神を鍛錬した。又尋常師範學校長は其の府縣の學務課長を兼ねることゝし、小學校長及び教員は尋常師範學校卒業生を以て之に任ずるを本體とするなど、明らかに師範學校を以て普通教育の根源と認めた。

明治二十一年文科大學内に教育學特約生を置き、獨逸人ハウスクネヒトを聘して教育學を講ぜしめた。これより我が學風次第に英、米を去つて獨逸に向ひ、ヘルバートの學說始めて盛に唱導せらるゝに至つた。

## 第二節 教育勅語の下賜

\*Hausknecht

歐化主義の最も盛であつたのは、明治二十年前後で、其の極端なものは、悉く我が古來の文物制度を排し、衣食住の習慣迄も改め、英語を以て國語に代へようとするものさへあるに至つた。是に於て、明治十九年、西村茂樹は「日本道德論」を著し、又日本弘道會を起し、明治二十年、勝安芳は當路者に建白して、其の反省を求め、三宅雪嶺等は、明治二十一年、政教社を興し、雑誌「日本人」を出だして、大に國粹の保存を唱へた。けれども、歐化といふも、國粹保存といふも、共に我が國運の發展を以て其の終局目的とするに至つては一であるから、兩者の思想次第に和熟し、其の歸着點やうやく明らかならうとする際、明治二十二年二月十一日皇室典範及び帝國憲法の發布あり、越えて二十三年十月三十日教育に關する勅語を下賜せられ、時の文部大臣芳川顯正之を奉戴して、全國諸學校に頒布するに及んで、政治思想、倫理思想始めて統一の氣運に向ひ、國家主義の教育

## 小學校令改正

是より勃興するに至つた。

明治二十三年十月地方學事通則を定め、同時に小學校令を改正し、小學校の目的を「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ、道德教育及ビ國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。」と定めたが、これは其の範を獨逸に取つたものである。又小學簡易科を廢し、義務教育たる尋常小學校の修業年限を三箇年若しくは四箇年、高等小學校の修業年限を二箇年、三箇年若しくは四箇年とし、從來授業科を以て小學校經費の本體とした制を廢し、經費は凡て市町村から支出させ、其の他市町村制の實施(明治二十二年)に伴なふ諸般の改正を施し、翌二十四年獨逸の制に倣ひ、小學校教則大綱を發布し、各科の程度及び要旨を明らかにした。

## 國學の獎勵

明治二十六年井上毅(二十五五〇四年)文部大臣となり、一方に於て國

## 程實業教育の諸規

學漢學の研究を獎めて、外國語偏重の弊を矯め、國家主義の教育を鼓吹すると共に、他方に於て國運發展の基礎は一に國力の充實にありとし、大に實業教育を獎勵し、實業補習學校規程、實業教育國庫補助法を始め、多くの實業教育に關する規程を定めた。

## 第五章 明治の教育家——福澤諭吉

明治の教育家中特に功績ある人々は、同人社をおこして、多くの子弟を教育した中村正直(二四五九年)、攻玉社の創立者近藤眞琴(五一二五年)、同志社を創めて、基督教主義の教育に一生を委ねた新島襄(三五五〇年)、及び福澤諭吉であるが、就中、最も有名なるは福澤諭吉である。

福澤諭吉は豊前中津の藩士天保五年(一八四九年)大阪に生まれた。幼時漢學を學び後緒方洪庵の塾に入つて蘭學を修めた。安政五年二十五歳で江戸に出で、鐵砲洲に塾舎

## 傳記



福澤諭吉

擧である。

## 教育上の功績

を設けて子弟を教授した。これが慶應義塾の起原である。後更に英學をも研究し、海外に遊學すること前後三回に及んだ。慶應三年、塾舎を芝に移し、始めて慶應義塾と稱へ、子弟を教授する傍ら、翻譯によつて西洋の學術を紹介し、又時事新報を發刊して輿論の喚起に努めた。爾來一生を育英の業に委ね、曾て顯榮を望まず、自ら新文明の開拓を以て任じたが、明治三十四年六十八歳で歿した。多くの著書中、西洋事情、窮理圖解、福翁百話、新女大學等最も廣く行はれた。慶應義塾は、其の後大學組織に改め、下は幼稚舎から上は大學部に至るまで完備し、知名の實業家、政治家、學者等を輩出し、早稻田大學と相並んで現今私立學校中の巨擘である。

氏は獨立自尊を以て道徳の根本とし、獨立の方便として衣食住の三者を擧げ、大に實學を獎勵した。「獨立とは先づ他人の厄介たるを免れ、自分の力にて衣食し、親子の間にも、其の分界を明らかなにして、然る後に、我が思ふ所を言ひ、我が思ふ所を行ふの義にして、其の基礎既に立つ上は、苟も本心に恥づる所を犯して他に屈することを爲すべからず。」といひ、また「我輩は古來の學說を根柢より顛覆して、更に文明學の門を開かんと欲するものなり。」と宣言してゐる。所謂古來の學說とは實地に疎い漢學で、文明學とは「有形に於ては數理の學、無形に於ては獨立心」である。即ち獨立と實用とは氏の二大主張で、門生を教ふるにも、社會を導くにも、一として之に基づかぬはなく、明治の文運に貢獻した功績頗る大である。

## 第六章 國民の自覺と教育の勃興

二十七八年戰役

明治二十七八年清國との戰争に、目覺ましい勝利を得たので、我が國民は自國の眞價を自覺すると共に、戰勝のおもな原因が教育に在ることを悟り、自ら教育發展の氣運を開いた。乃ち政府は先

づ議院の建議を容れ、教育基金一千萬圓を分賦して、普通教育を奨励し、國民もまた争つて其の進歩を圖つたから、諸般の教育的施設が勃興し、兒童の就學歩合は著しく増加し、從來餘り省みられなかつた女子教育及び實業教育も頗る進歩した。其の一例を擧げるに就學歩合は、明治二十七年度末に於て六一、七二であつたが、明治三十六年には九三、二三となり、女子の就學は二倍以上に達し、中學校は明治二十七年末の八十一校から、三十六年度には二百六十八校に増加した。

**小學校令** は、明治二十三年の改正以後、三十三年更に之を改正し、義務就學の年限を四箇年とし、義務教育年限中は授業科を徵收しないのを本體とし、且試験を全廢した。同三十六年教科用圖書を國定とした。また明治三十七八年戰役以後、國運の發展に伴なふ施設として、同四十年再び小學校令を改正し、義務教育年限を

## 初等教育

## 中等教育

尋常小學校六箇年に延長し、高等小學校の修業年限を二箇年乃至三個年に改めた。これが現行の小學校令である。

**中學校令** は十九年の改正以後、明治三十二年現行の中學校令に改めた。即ち、尋常中學校を中學校と改稱し、男子に須要な高等普通教育を爲すを以て其の目的とし、且補習科を置くを得しめた。**女學校** は明治二十八年始めて其の規程を定め、同三十二年現行高等女學校令を發布し、修業年限四箇年を以て本體とし、一個年の伸縮を許し、且補習科、技藝專修科及び專攻科を置くことを得しめた。女子に須要な高等普通教育を爲すのが其の目的である。明治四十三年、更に其の一部を改正して、實科又は獨立の實科高等女學校を置くことを得しめた。又明治三十二年現行の實業教育令を發布した。

## 師範教育

師範學校を師範學校と改稱し、各府縣師範學校は、從來一校に限られてゐたのを改めて一校又は數校とし、同四十年現行師範學校規定を定め、簡易科を廢し本科を二部に分け、且豫備科を設くるを本體とした。高等師範學校は從來の東京男女兩高等師範學校の外に、更に廣島高等師範學校(明治三十五年)及び奈良女子高等師範學校(明治四十年)を増設した。

## 専門教育

**専門學校** については、明治二十七年高等中學校を高等學校と改稱して、専門學科を教授する所とし、別に大學豫科を設くるを得しめ、同三十六年専門教育令を發布して、公立私立の専門學校を統一した。大學は「國家ノ須要ニ應ズル學術、技藝ヲ教授シ及其蘊奥ヲ研究スル」所で、明治十九年教育令發布の當時は、東京に一大學あつただけであるが、其の後京都帝國大學(明治三十一年)、東北帝國大學(明治四十四年)、九州帝國大學(明治十三年)を増設し、其の他、各種の實業専門學校も

次第に起つた。

**教育行政機關** については、明治二十九年學政の最高諮詢機關として、高等教育會議を設置し、同三十二年府縣に視學官及び視學を、郡に郡視學を置いた。

**教育思想の變遷** 明治二十年代の教育思想家として特に注意すべきは能勢榮(三五一二年)である。氏は自己の創見に基づいて教育に關する著述を公にした外折衷主義の學者、佛國コンペーレーの教育學(邦譯根氏教授論)及びヘルバート派のラインの教育學邦譯萊因氏教育學を翻譯した。谷本富氏は「實用教育學及び教授法」科學生的教育學等を著して、大にヘルバート學風の鼓吹に力めた。ヘルバートの教育學は、其の德育主義なる點に於て、我が教育勅語の精神に合致する所があつたから、ヘルバート派の學者の著書は、盛に翻譯せられ、明治二十年代の後半には、教育者であつて、品性陶

## 教育思想

## 教育行政

\*J. G. Compayré 1843-1913

治多方興味、五段教授法、開化史的段階等の語を口にせざる者なく、甚だしきは儒教の五常をもヘルバートの五道念にあて、解釋するに至り、英、米實利主義の學風は全く一掃せられた觀があつた。ヘルバートの教育學は、品性陶冶を主とするけれども、個人主義に偏する嫌があるので二十七八年戰役以後、國家主義の盛なるに従ひ、之に慊らぬやうになり、明治三十年代以後、社會的教育學が提唱せられた。谷本富氏の「將來の教育學」はその先鞭で、爾來多くの學者により、ナトルフ、ベルゲマン等の所説が移入せられた。モイマン、ライ等の實驗教育學も、明治四十年以後、一部の人士によつて紹介せられた。

## 第七章 大正の教育

教育振興に關す  
御沙汰

明治四十五年七月明治天皇崩御し給ひ、大正天皇踐祚あらせら

れ、其の朝見式に於て「祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニヨリ……先帝ノ遺業ヲ失墜セザランコトヲ期ス」と宣はせ給うた。又大正四年十二月文部大臣を宮中に召し、左の御沙汰書を下し給うた。

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令を布キ又勅シテ其ノ大綱ヲ昭ニシタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ體シ以テ皇考ノ彝訓ヲ對揚セムコトヲ期セヨ。

先帝の教育に軫念したまふこと此の如く渥く、當局者よく聖旨を奉體して各其の力を致したから、大正以後教育の發展漸く著しく、各種の施設年と共に完備し、今や新附の國民に至る迄、洽く教育の恩澤に浴するに至つた。

**教育の發達** 大正二年高等教育會議を廢し、新に教育調査會を起し、大正六年又臨時教育會議に代へ、教育に關する制度を審議

せしめられ、其の結果多年の懸案であつた學制問題は、一應解決せられた。此の會議は大正十年には教育評議會となり、大正十三年、文政審議會に改められた。

### 初等教育

**初等教育** 大正七年、市町村義務教育費國庫負擔法を公布し、尋常小學校教員俸給の一部を國庫にて負擔することゝし、大正八年、時勢の要求に應じ、小學校令の一部を改正して、小學校の教科目を整理し、同十二年更に小學校令の一部を改正すると共に盲啞教育令を發布した。同十五年には義務教育費國庫負擔金を七千萬圓に増加し、尙小學校令の一部を改正して、高等小學校を改善し、別に幼稚園令を出して幼稚園教育に一大刷新を加へた。

**師範教育** 大正十四年、師範學校規程に大改正を加へた。其の主旨は、多數の優良な教員を養成して、普通教育の刷新を圖ると共に、義務教育年限延長に備へようとするのであつて、(一)從來の豫

備科を廢し、(二)本科第一部の修業年限を五箇年、同第二部の修業年限を一箇年に改め、(三)本科の上に修業年限一箇年の專攻科を置いて、修身、教育及び其の他の學科の精深な研究に便し、(四)之に伴なふ學科目及び其の内容を整理をしたのが改正の要點である。なほ同時に、各府縣に補助金を交付し、本科第二部の學級を増加せしめた。

### 高等教育

**高等教育** 大正八年度から十三年度に至る六箇年を期し、高等教育機關の大擴張を企てた結果、高等學校及び各種專門學校が各地に増設せられた。又大正七年高等學校令を發布し、其の目的を、男子の高等普通教育を完成し、特に國民道德の充實に力むることゝし、修業年限七箇年(高等科三年、尋常科四年)、其の高等科には、中學校第四學年修了のものを入學せしむることゝし、官立の外、公立、私立をも認めた。高等女學校令もまた之に準じて、大正九年、改正を加へ、從來

の高等女學校の上に高等科(乃至三年限二修業年)を置くことを得しめた。大學令は大正七年、根本的に改正せられ、其の目的を「國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ、並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ、兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スペキモノトス。」とし、始めて單科大學を認め、官立の外、公立私立をも許した。其の結果大正九年以後、専門學校で大學に改造せられたものが多い。官立では大正七年北海道帝國大學を、同十三年朝鮮大學を増設した。其の他、大正九年から同十年に亘り、實業學校規程を改正し、同一年朝鮮教育令及び臺灣教育令を發布し、新附國民の教育に一大刷新を加へた。又大正十年、各府縣に社會教育主事を置き、其の管内に於ける社會教育の施設經營にあたらせた。

**教育思想の變遷** 明治四十年代以後に於ける我が教育思想の特色は、從來の如く、實利主義とか、狹い道德主義とかの一方に偏

することなく、廣く、各方面の思潮に眼を注ぎ、其の長所を取らうとする自由な態度である。是れ、我が教育學者の思想が次第に熟したゞの模倣より脱出して、精神的に自由になつた結果で、著しい進歩である。大戰以後デモクラシーの思想普及すると共に、デモクラシーを標榜する米國の思想特にデューアの學說に傾き、教育の社會化を主張するものが多かつたが併し、他方に於て、其の經驗主義に懐らないで、ナトルフの理想主義社會的教育學を宣傳するものも少くなかった。一方に於て精神的歴史的文化を高唱する文化的教育學が歡迎せらるゝと共に、他方に於て、實驗教育學や教育測定、知能測定等の研究が盛になり、其の他、自由教育、藝術教育、作業主義の教育等一として紹介せられないものはない。従つて、スペンサーやヘルバルトの如く、一本筋に深い影響を與へた學說は見當らないが、どんな少さな流れでも受け入れて、多くの花が一時に亂

れ唉くさまを呈してゐる。此の如きは、一方から見れば思想界の混亂であるが、他方から見れば、是等多様の學說の上に選擇を加へ、統一ある、眞に我が國情に適した教育說の現出すべき前階として寧ろ大に歓迎すべきである。併し、大體の趨勢について言ふと、ヘルバート派の主知的見解は今や殆んど跡を絶ち、主意的傾向が盛になり、作業主義、創造主義、自己活動主義に傾き、又ヘルバート派の機械的な方法に反対して、自由主義、藝術主義、個性主義の教育が勢力を張つてゐる。明治二十年前後の教育者の態度を十六世紀の人文主義の夫れに比べると、現時の學者は遙かに之を超越して、新人文主義の態度を持つてゐる。夫にしても、更に新人文主義を超越した、ブライヒテやシュライエルマツヘルの如き思想家の我が國に出づるの日を、我々は期待して已まない。そして、模倣より獨立に、獨立より獨創へと進みつゝある我が教育界に於て、此の期待の實

現せらるゝ日は、恐らく遠いことではあるまい。

## 第八章 我が國教育の特色と 維新以後の教育

凡て教育は國民性の上に建設せられる。國民性を離れて、教育はなく、一國教育の特色は凡て之を國民性の上に求めねばならない。我が國の教育は古來儒教及び佛教の影響を受け、最近泰西の思想に接觸したけれども、之を一貫する大精神は毫も渝ることなく、常に他國の長を探りながら、しかも其の本を忘れず、極めて健全な發達を遂げ來つた。左に、我が國教育の特色とも見るべき諸項を擧げ、之と維新以後の教育との關係について簡単に述べて見る。

**一、國家主義** 國家主義の教育は、今日世界の大勢であるが、西洋諸國が此の見地に達する迄には、永い紛争を経たものである。

然るに我が國では、古來國家主義を以て一貫し、忠君愛國の思想は自ら教育の神髓をなしてゐる。下つて、明治維新後には教育事業を國家の手に統一し、殊に明治十九年、森文部大臣が教育諸法令の統一を試みてからは、國家主義は制度の上にも完全に實現せられ、學校は固より、圖書館、博物館等に至る迄、大凡國家の手で經營し、教育上諸般の施設は悉く國家を中心として發達し來つた。

**二、道德主義** 道德主義については、徳川時代の教育に於て、已に之を述べた。維新以後、泰西思想の移入に伴なうて、教育も一時知育に偏し、實利主義に傾いたが、教育勅語の下賜以來、再び道德主義となり、修身科を諸教科の主位に置いた。下つて明治四十一年には、戊申詔書を下賜せられて、専ら勤儉自彊を奨め給ひ、明治四十年代以後、國民道德に關する研究漸く盛となつた。更に下つて、大正十二年、關東地方大震火災の後には、國民精神作興の詔書を下賜

## 道德主義

## 宗教と分離

せられ、歐洲大戰後、頓に著くなつた、浮華放縱の習と、輕佻詭激の風とを戒められ、國民精神の振作更張を奨められた。

**三、宗教教育分離主義** 教育と宗教との分離も亦我が教育的一大特色であつて、彼の西洋諸國の、宗教を以て教育の根柢とするもの、又は宗教と教育との分離について紛争を重ねつゝあるものとは大に趣を異にしてゐる。我が國では、古來特定の宗教を以て教育に配したことなく、彼の佛教の如き、社會教育上に利用せられたことはあつたが、一般の學校教育とは何等の關係なく、學校の教育は専ら儒教に基づいて行はれ、まゝ古神道を交ふるものがあつたに過ぎない。そして、此の分離主義は、維新以後に至つても渝ることなく、教育勅語は永久に教育最高の規準である。特に明治三十二年文部省は訓令を出だして「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ學政上最必要」なる所以を通達した。

## 進歩主義

四、進歩主義　舊慣に泥まづ、舊義を墨守せず、廣く他國の長所を採つて包容同化し、以て國本を培養するは、我が國民性の一大特色である。されば、徳川時代に於て殆ど全く忘れられてゐた實用の學は、維新以後西洋の學術に接觸すると共に急速に進歩し、實業教育は俄に勃興し、半世紀前迄唯一の學科であつた漢學は、今日では、諸外國に於ける拉丁語よりも軽い位置を占むるに過ぎない。是れ實に「知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス」といふ維新の皇謨に則つたもので、僅々五十餘年の短日月に於て、西洋諸國に比べても、敢へて劣らない教育上の大發展を遂げ得たのは、主として進歩主義に基因する。

## 輓近世教育史(改訂版)終

ハ同ジック缺クナ得ルモノ。チ附セバハ隨意科ト  
リ増減スルヲ得シメタ。

度 程 學 小 等 高			度 程 學 小 常 尋		
學校	發合年月	學名 年限	學校	發合年月	學名 年限
高等小學校(ノモク)	明治卅三年八月	(四年)	尋常小學校(ノモク)	明治四十年三月	(四年)
高等小學校(三年)	明治卅一年八月	(三年)	尋常小學校(四年)	明治廿九年十月	(四年)
高等小學校(二年)	明治廿八年八月	(二年)	尋常小學校(六年)	明治廿七年十月	(六年)
高等小學校(一年)	明治廿六年八月	(一年)	尋常小學校(六年)	明治廿五年十月	(六年)

(輓近世教育史未記)

# 近世教育史(略編)

終

學校	發合年月	自明治四十五年 小學校教科目變遷一覽表			畢業年限	科目	學級
		高	中	低			
明治十五年八月	明治十三年九月	明治十四年五月	明治十九年四月	明治廿三年十月	明治卅三年八月	明治四十年三月	上等小學四年
小學校四年	小學校至八年	小學校三年	尋常小學校四年	尋常小學校三年	尋常小學校四年	尋常小學校六年	下等小學四年
字綴習字單語。會話讀本修身。地理歷史修身。	修身讀書文字。修身讀書及讀方。算術初步唱歌。體操。地圖。體操。日本歷史。地理。	修身讀書文字。會作文。體操。地圖。體操。日本歷史。地理。	修身讀書文字。習字算術體操。○唱歌。○手工。○圖畫。○體操。裁縫兒手	修身讀書文字。○唱歌。○手工。○圖畫。○體操。裁縫兒手	日本歷史。唱歌。手工。裁縫兒手	日本歷史。唱。歌舞。體操。○裁縫兒	日本歷史。唱。歌舞。體操。○裁縫兒手
校規。生活。體操。○裁縫兒手	算術初步唱歌。體操。地圖。體操。日本歷史。地理。	體操。地圖。體操。日本歷史。地理。	體操。地圖。體操。○裁縫兒手	體操。地圖。體操。○裁縫兒手	體操。地圖。體操。○裁縫兒手	體操。地圖。體操。○裁縫兒手	體操。地圖。體操。○裁縫兒手
小學高等科二年	小學高等科二年	小學高等科三年	高等小學校四年	高等小學校四年	高等小學校四年	高等小學校四年	上等小學四年
○農業。○商業。○商業手工業。○手工農業。○商業。○商業手工業。○手工。○英語。ノ一科又ハ數科							

學校	發合年月	至明治四十五年 小學校教科目變遷一覽表			畢業年限	科目	學級
		高	中	低			
明治十五年八月	明治十三年九月	明治十四年五月	明治十九年四月	明治廿三年十月	明治卅三年八月	明治四十年三月	上等小學四年
小學校四年	小學校至八年	小學校三年	尋常小學校四年	尋常小學校三年	尋常小學校四年	尋常小學校六年	下等小學四年
○農業。○商業。○商業手工業。○手工農業。○商業。○商業手工業。○手工。○英語。ノ一科又ハ數科							
○農業。○商業。○商業手工業。○手工農業。○商業。○商業手工業。○手工。○英語。ノ一科又ハ數科							
○農業。○商業。○商業手工業。○手工農業。○商業。○商業手工業。○手工。○英語。ノ一科又ハ數科							

注意 ┌ 施セムハ當分載クヲ得ルモノ、其眞内ノ教科ハ土地ノ情況ニヨリ加設スルヲ得ルモノ、△ヲ附セルハ同シク缺クヲ得ルモノ、○ヲ附セルハ纏意科ナスヲ得ルモノデアセ。又明治十四年ノ改正テ八修身・體育・習字及ビ算術以外ノ教科ハ土地ノ情況ニヨリ増減スルヲ得シメ。

附錄 教育史年表

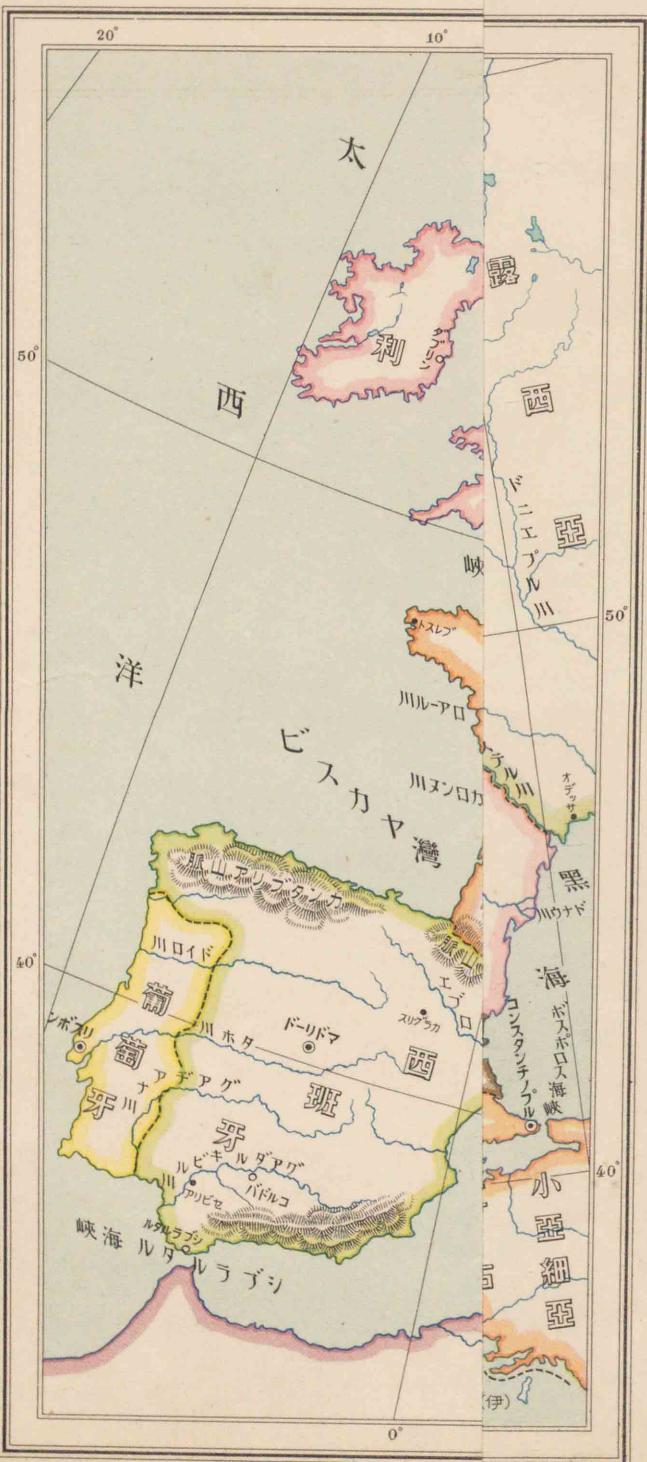
附錄 教育史年表	
皇紀年代	事蹟
六七	ソロン、アテネの憲法を定む。
九八?	釋迦カピラ城に生まる。
一一〇	孔子魯の昌平郷に生まる(周靈王)。
一五一	羅馬王政を廢し共和制となる。
一七六?	釋迦入寂。
一八二	孔子歿す(周敬王四)。
一九二	ソクラテス生まる。
二六二	ソクラテス歿す。
三四四	プラトン歿す。
三三九	アリストテレス逝く。
六五七	キリスト生まる(西紀前四年)。
六八九?	キリスト磔殺せらる。
七六〇?	クインチリアヌス歿す。
九四五	基督教傳來(應神天皇)。
一二三六	西羅馬帝國滅亡。
一二八九	僧庵學校起る。
一二一二	佛教傳來(欽明天皇)。
一二六四	聖德太子憲法を定む。
一二六七	留學生を隋に遣はす。法隆寺學問所を設く。
一二七〇	ムハメッド回々教を創む。
一二八一	聖德太子薨す。
一二八五	大化の革新。
一二六二	大寶令を發布す。
一二七二	「古事記」成る。
一二八〇	「日本紀」成る。

一四〇一	諸國に國分寺を建つ。	二二一三	東羅馬帝國滅ぶ。
一四一七	家々に「孝經」を備へしむ。	二二五二	コロンブス亞米利加を發見す。
一四五四	平安奠都。	二二七七	ルーテル宗教改革を唱ふ。
一四八二	最澄入寂。	二二八八	王陽明卒す(嘉靖七年)。
一四八八	空海、綜藝種智院を起す。	二二九〇	コペルニクス地動説を唱ふ。
一四九五	空海入寂。	二二九四	エスキタ派起る。
一五六三	菅原道眞薨す。	二二九六	エスキタ派法王の允許を受く。
一六七〇年代	歐洲に武士制度起る。	二二九九	人文主義大家エラスムス逝く。
一八五二	陸象山卒す。	二三〇〇	エスキタ派法王の允許を受く。
一八六〇	賴朝征夷大將軍となる。	二三〇六	ルーテル逝く。
一九二三	朱熹卒す(南宋寧宗)。	二三〇九	ファンソア、ザヴィエー來る。
一九三〇	親鸞入寂。	二三一二	ラブレー歿す。
一九四二	金澤文庫起る。	二三二六	イグナチオ、ロヨラ歿す。
一九四九	日蓮入寂。	二三二〇	メランヒトン逝く。
二一〇九	神皇正統記成る。	二三二一	コメニウス、モラヴィアに生まる。
二一一〇	足利學校起る。	二三二六	モンテニーウ歿す。
グーテンベルヒ「拉丁文法書」を印刷			
一三二三	フランケ生まる。	二三二六一	徳川家康、學校を伏見に設く。
一三二六	荻生徂徠生まる。		
一三二九	シユベーネル敬虔主義を唱ふ。		
一三三〇	コメニウス、アムステルダムに逝く。		
一三三三	ミルトン歿す。		
一三三九	コメニウス、アムステルダムに逝く。		
一三四二	フエネロンの「女子教育論」出づ。		
一三四四	ラサル、基督學校同胞團體を組織す。		
一三五〇	山崎闇齋歿す。		
一三五一	山鹿素行歿す。		
一三五〇	昌平齋起る。		
一三五二	ラサル、師範學校を起す。		
一三五三	ロック「教育思想」を著す。		
一三五五	フランケ貧民學校を起す。		
一三五七	「大日本史帝王本紀」成る。		
一三五八	木下順庵歿す。		
一三六一	僧契冲逝く。		
一三九五	ヤンセン派禁止せらる。		
一三九七	ヤンセン派始めて學校を開く。		
一三〇二	ゴータ侯新教育令を發布す。		
一三〇八	中江藤樹逝く。		
一三一七	林羅山逝く。		
一三一八	コメニウスの「世界圖解」出づ。		
一三二〇	ヤンセン派禁止せらる。		

二三六二	中村惕齋歿す。
二三六四	ローフク歿す。
二三六五	伊藤仁齋歿す。
二三七二	ルソー、ジャネイブに生まる。
二三七四	貝原益軒歿す。
二三七五	フエネロン歿す。
二三八〇	徳川吉宗禁書令を解く。
二三八三	バゼドウ生まる。
二三八四	カント生まる。
二三八五	新井白石歿す。
二三八六	フランケ歿す。
二三八七	荻生徂徠歿す。
二三八八	細井平洲生まる。
二三八九	石田梅巖心學を創む。
二三九四	室鳩巢歿す。
二四〇四	細井平洲生まる。
二四〇六	ペスタロチ、チユーリッヒに生まる。
一四〇七	ヘッケル伯林に實科學校を開く。
一四二〇	レベー聾啞學校を創む。
一四二四	新人文主義の唱道者グスネル逝く。
一四二二	ルソーの「エミール」出づ。
一四二三	フレデリキ大王小學校令を出す。
一四二八	シュライエルマッヘル生まる。
一四二九	賀茂眞淵逝く。
一四三三	エスキタ派團體を解く。
一四三四	バゼドウ汎愛學校を設く。
一四三五	マリア、テレサ教育令を發布す。
一四三六	ペスタロチ、ノイホーフに學校を開く。
一四三八	ヘルバート、オルデンブルグに生まる。
一四三九	ルソー頓死す。
一四四一	ペスタロチの「リーンハルト及びゲルトルート」出づ。
一四四二	フレーベル生まる。
二四六九	ダーキン生まる。
二四七一	ザルツマン逝く。
二四七四	蠻書和解方を置く <small>(開成所の起原)</small> 。
二四七八	ファヒテ歿す。
二四八〇	スペンサー生まる。
二四八六	吉田松陰生まる。
二四八〇	フレーベルの「人類の教育」出づ。
二四九〇	アンドルー・ベル歿す。
二四九二	賴山陽逝く。
二四九二	アーノルド、ラクビー學校長となる。
二四九四	シュライエルマッヘル逝く。
二四九七	ホーレス、マン教育局長となる。
二四九八	フレーベル幼稚園を開く。
二五〇一	ジヨセフ、ランカスター歿す。
二五〇二	ヘルバート逝く。
二五〇三	アーノルド歿す。
二五〇三	平田篤胤逝く。

二五三一	八月學制を頒布す。
二五三二	東京に師範學校を置く。
二五三三	中村正直同人社を起す。
二五三四	大學擴張運動英國に起る。
二五三五	學齡を六歳より十四歳迄と定む。
二五三六	東京女子師範學校に幼稚園を置く。
二五三七	西南の役。
二五三八	大學の組織成る。
二五三九	京都に私立盲啞院起る。
二五四〇	九月教育令を出だす。
二五四一	私立共立訓盲院を東京に開く。
二五四二	小學校教則綱領、中學校及び師範學校教則大綱を出だす。
二五四三	福岡文部卿小學校教員心得を出だす。
二五四四	中村敬宇逝く。
二五四五	井上毅文部大臣となる。
二五四六	中村敬宇逝く。
二五四七	井上毅文部大臣となる。
二五四八	公立學校に實業教育局を置く。
二五四九	公立學校に學校醫を置く。
二五〇〇	高等女學校令、中學校令改正。
二五五一	教育基金特別會計法公布。
二五五一	八月小學校令を改正す。
二五五二	福澤諭吉逝く。
二五五三	新島襄逝く。
二五五四	十月教育勅語を下賜せらる。
二五五五	地方學事通則發布。
二五五六	小學校令改正。
二五五七	學校令を發布す。
二五五八	共立訓盲院を東京盲啞學校と改稱す。
二五五九	帝國大學内に教育特約生を置く。
二五六〇	憲法發布。
二五六一	小學校教則大綱を定む。
二五六二	フレーベル歿す。
二五六三	二宮尊徳歿す。
二五六四	松陰松下村塾を開く。
二五六五	福澤諭吉慶應義塾を起す。
二五六六	吉田松陰刑せらる。
二五六七	ホーレス・マン歿す。
二五六八	ダーウィンの「種の起源」出づ。
二五六九	スペンサーの「教育論」出づ。
二五六一	近藤眞琴攻玉社を起す。
二五六二	デーステルヴエッヒ逝く。
二五六三	獨逸に補助學級起る。
二五六四	明治維新。
二五六五	京都の學習院を再興す。
二五六六	昌平齋、醫學所、開成所を再興す。
二五六七	昌平齋を大學と改む。
二五六八	大、中、小學規則を定む。
二五六九	文部省を置く、大木喬任文部卿となる。
二五六一	京都帝國大學を設く。
二五六二	文部省に實業教育局を置く。
二五六三	高等教育會議規則を定む。
二五六四	實業教育國庫補助法を定む。
二五六五	スペンサーの「綜合哲學」大成す。
二五六六	師範學校令改正。
二五六七	地方視學を置く。
二五六八	京都帝國大學を設く。
二五六九	府縣視學官、視學及び郡視學を置く。
二五六〇	高等女學校令、中學校令改正。
二五六一	教育基金特別會計法公布。
二五六二	八月小學校令を改正す。
二五六三	福澤諭吉逝く。

二五七三	日英同盟成る。
二五七四	廣島高等師範學校を設置す。
二五七五	スペンサー逝く。
二五七六	専門學校令を出だす。
二五七七	福岡に醫科大學を置く。
二五七八	三十七八年戰役起る。
二五七八	三月小學校令を改正し、義務教育年限を六ヶ年とす。
二五七八	四月師範學校令改正。
二五七八	東北帝國大學を設く。
二五七八	十月戊申詔書を下賜せらる。
二五七八	奈良女子高等師範學校を設く。
二五七八	實科高等女學校の制を定む。
二五七八	九州帝國大學を設く。
二五七八	高嶺秀夫逝く。
二五七八	明治天皇崩御。
二五七八	今上陛下御踐祚。
二五七八	北海道大學を設く。
二五七八	市町村義務教育費國庫負擔法を發布す。
二五七八	大學令、高等學校令發布。
二五七八	獨逸新憲法を發布す。
二五七八	高等女學校令、實業學校規程改正。
二五七八	教育評議會を置く。
二五七八	各府縣に社會教育主事を置く。
二五七八	朝鮮教育令及び臺灣教育令發布。
二五七八	盲啞教育令發布。
二五七八	文政審議會を置く。
二五八四	ナトルブ逝く。
二五八五	師範學校規程改正。
二五八六	小學校令一部改正。
二五八四	朝鮮大學設置。
二五八五	エレン、ケイ逝く。



巴羅歐部西圖附史教世近



一分万五千度尺  
五千里本日尺  
50 100 50 100 150里  
200 0 200 400 600哩

發行所  
關西專賣

東京市日本橋區本銀町三丁目  
振替口座東京二八〇番目  
大阪市西區阿波堀通四丁目三番目

株式會社 大阪寶文館

不許  
複製  
(版訂改)

著作者 小川正助 市篠原  
著作者 佐藤熊治 郎吉葉大  
發行者 東勇治 久吉葉大

東京市日本橋區本銀町三丁目十四番地  
東京市小石川區久堅町百〇八番地

刷印社會式株刷印同共



大正十一年十二月五日印 刷  
大正十二年二月二十日訂正再版印刷  
昭和二年一月十二日訂正三版印刷  
昭和二年一月十七日訂正三版發行

定價  
昭和五年度臨時  
金壹圓貳拾壹錢

土

1  
1  
1



広島大学図書

2000034756

